

・第 2 編

風水害対策編

◆第 2 章 災害応急対策計画

第1節 非常参集職員の活動

(全部 (全課))

市内に災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力で推進するため、法令及び本計画の定めるところによってその活動体制に万全を期する。

この場合において、市は防災関係機関の協力を得て、組織を挙げて災害応急対策活動に当たるものとする。

1 活動体制

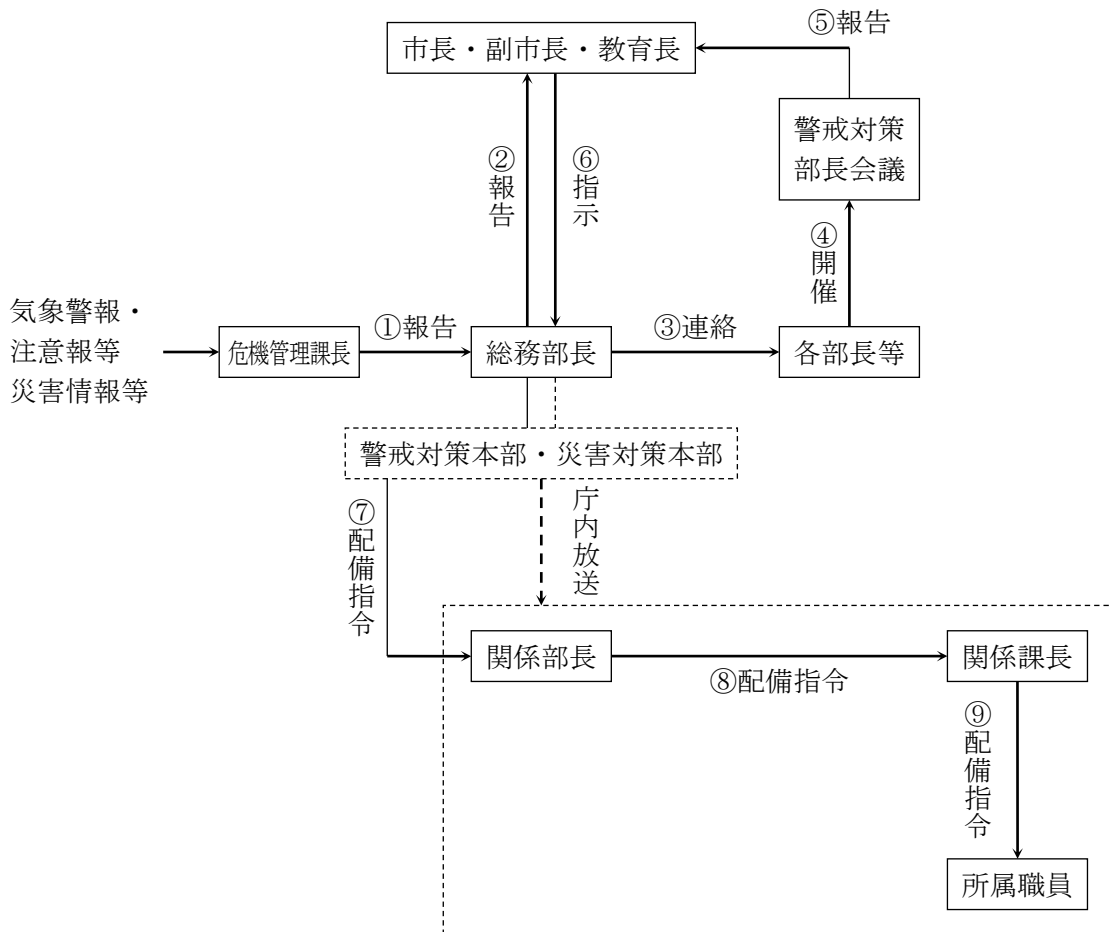
災害応急対策に対処するため、状況下に応じ次の活動体制をとる。

活動体制	活動内容	活動開始基準	活動期間
準備体制	防災担当、当直者等が防災気象情報の把握に努め、気象状況の進展を見守る。	○大雨注意報が発表されたとき。 ○千曲川が水防団待機水位を超えることが確実となったとき（塩名田観測所で2.2mの水位）。	基準に該当したときから、注意報等が解除されたとき、又は総務部長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。
事前体制	○総務部職員を配置し、高齢者等避難の発令の判断及び防災気象情報の分析、専門機関との情報交換ができる体制とする。 ○総務部長が必要と認めた場合、部内職員による増員を行う。	○台風情報で、台風の暴風域が24時間以内に市にかかると予想されている、又は台風が24時間以内に市に接近することが見込まれるとき。 ○大雨注意報が継続し、災害発生のおそれがあるとき、又は大雨警報が発表されたとき。 ○千曲川が氾濫注意水位を超えることが確実となったとき（塩名田観測所で3.0mの水位）。	基準に該当したときから、警報等が解除されたとき、又は総務部長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。
警戒体制 (警戒対策本部設置)	○警戒対策本部を設置し、避難指示の発令が判断できる体制とする。 ○各部局連絡網の確認、情報収集を行う。 ○災害関係課等の職員で情報収集活動が円滑に行いえる体制とする。 ○専門機関とのホットラインが活用できる体制とする。 ○要配慮者の避難場所受入体制の準備ができる要員を確保する。	○大雨警報が発表されており、災害発生のおそれがあるとき。 ○台風情報で、台風の暴風域が12時間以内に市にかかると予想されている、又は台風が12時間以内に市に接近することが見込まれるとき。 ○千曲川が避難判断水位を超えることが確実となったとき（塩名田観測所で3.3mの水位）。	基準に該当したときから、警報等が解除されたとき、又は市長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。
応急体制 (災害対策本部設置)	○災害対策本部を設置し、応急対策活動が円滑に実施できる体制とする。 ○あらかじめ定めた防災対応の全職員が体制に入る。	○土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ○千曲川が氾濫危険水位を超えることが確実となったとき（塩名田観測所で3.9mの水位）。	基準に該当したときから、警報等が解除されたとき、又は市長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。

2 配備体制の決定及び配備指令の伝達

(1) 勤務時間内

- ア 危機管理課長は、気象警報・注意報等、災害に関する情報等を入手したときは、直ちに総務部長に報告する (図①)。
- イ 総務部長は、危機管理課長の報告を受けたときは、市三役に報告する (図②) とともに、警戒対策部長会議を開催するため、各部長等に通知する (図③④)。
- ウ 警戒対策部長会議では、配備体制の要否及びその種類について検討し、その結果を市三役に報告する (図⑤)。
- エ イ (図②) 又はウ (図⑤) により報告を受けた市長は、配備が必要であると認めたときは、前記1に掲げるいずれかの配備を命ずる (図⑥)。
- オ 市長が配備を指示したときは、総務部長は関係部長に配備指令を伝達する (図⑦) とともに、庁内放送により職員に周知する。
- カ 関係部長は、配備指令に基づき所属職員に指示し、配備につかせる (図⑧⑨)。

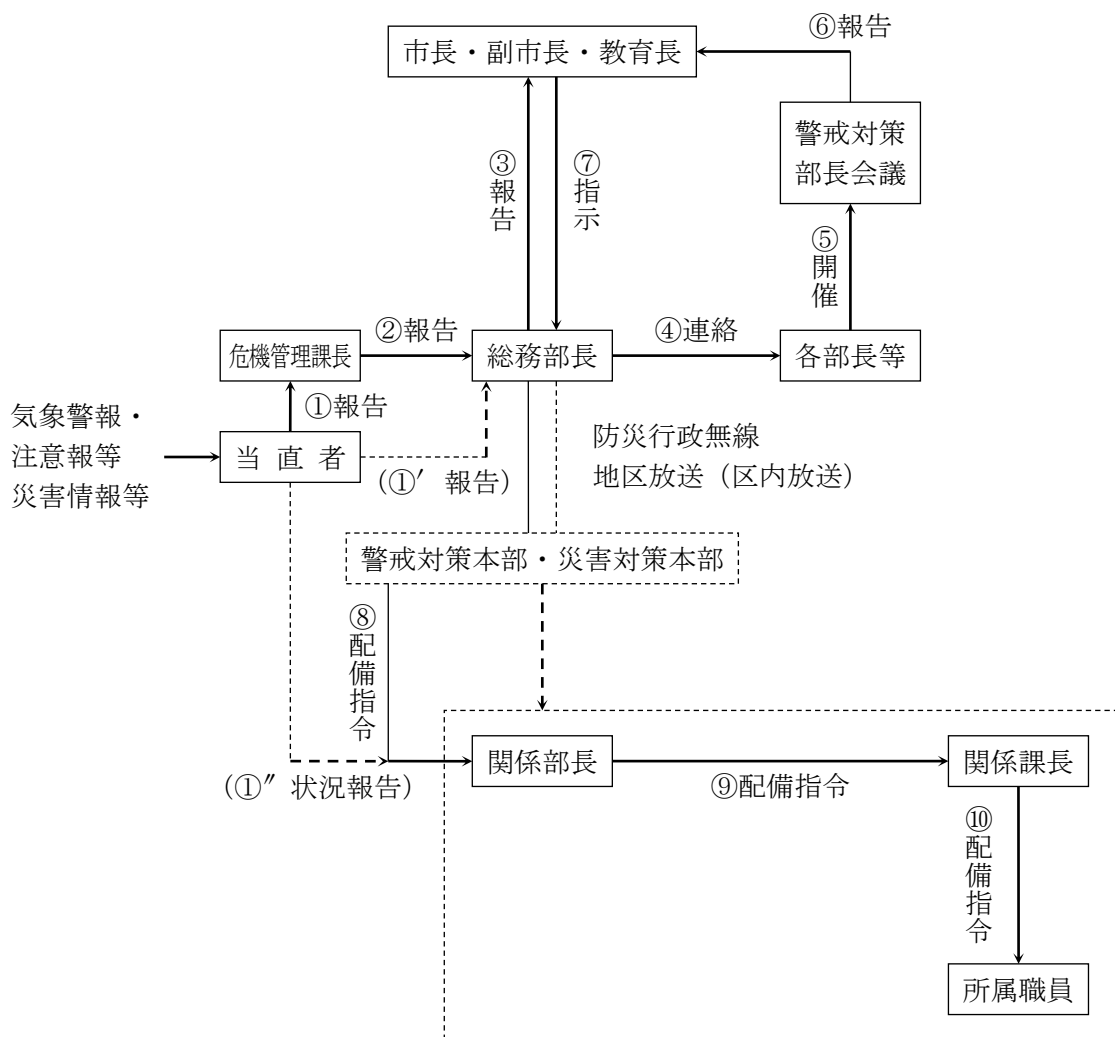


(注) 事態が緊急を要する場合や、災害が発生し被害情報を入手した場合においては、①の報告を受けた総務部長は、市三役への報告を行う (図②) とともに、関係部長に対し、必要な要員を確保して応急対策に当たるよう通知する (図⑦～⑨)。

(2) 勤務時間外

- ア 当直者は、気象警報・注意報等、災害に関する情報等を入手したときは、直ちに危機管

- 理課長（連絡がとれないときは総務部長）に報告する（図①①'）。
- イ 総務部長は、危機管理課長又は当直者の報告を受けたときは、市三役に報告する（図②③）とともに、警戒対策部長会議を開催するため、各部長等に登庁するよう電話等により通知する（図④⑤）。
- ウ 警戒対策部長会議では、配備体制の要否及びその種類について検討し、その結果を市三役に報告する（図⑥）。
- エ イ（図③）又はウ（図⑥）により報告を受けた市長は、配備が必要であると認めたときは、前記1に掲げるいずれかの配備を命ずる（図⑦）。
- オ 市長が配備を指示したときは、総務部長は関係部長に配備指令を電話等により伝達する（図⑧）。
- カ 関係部長は、配備指令に基づき所属職員に指示し、配備につかせる（図⑨⑩）。



(注) 事態が緊急を要する場合や、災害が発生し被害情報を入手した場合においては、災害情報を入手した当直者は、危機管理課長（連絡がとれないときは総務部長）への報告を行う（図①①'）とともに、関係部長に状況を報告する（図①''）。報告を受けた関係部長は、配備指令を待たずに必要な要員を確保して応急対策に当たる（図⑨⑩）。

3 職員の参集

(1) 動員配備人員の一般的基準

部	課	警戒体制	応急体制	第1次配備体制	第2次配備体制
本部会議 (市長・副市長・教育長・部長・課長等)		警戒対策本部 (部長・課長・係長等)	災害対策本部 (部長・課長・係長等)	災害対策本部 (各課長が所属のうちから指名する者)	災害対策本部 (所属職員全員)
総務部	危機管理課	所属職員全員	所属職員全員	所属職員全員	所属職員全員
	総務課	課長 職員係長 総務係長	課長 職員係長 総務係長	左記職員 所属係長 各課長が所属のうちから指名する者	〃
	企画課	課長 秘書係長 企画広報係長	課長 秘書係長 企画広報係長	〃	〃
	財政課	課長	課長	〃	〃
	消防課	課長	課長 消防団長		
市民生活部	市民課			〃	〃
	税務課			〃	〃
	人権政策課			〃	〃
	生活環境課			〃	〃
保健福祉部	健康づくり課			〃	〃
	福祉課			〃	〃
	高齢福祉課			〃	〃
	こども家庭支援課			〃	〃
産業振興部	商工観光課	課長	課長	〃	〃
	懐古園事務所			〃	〃
	農林課	課長	課長	〃	〃
建設水道部	建設課	課長	課長	〃	〃
	都市計画課			〃	〃
	下水道課			〃	〃
	上水道課	課長	課長	〃	〃
会計課				〃	〃
教育委員会事務局	学校教育課			〃	〃
	文化財・生涯学習課			〃	〃
	スポーツ課			〃	〃
議会事務局				〃	〃
監査委員事務局 (兼選挙管理委員会事務局)				〃	〃

(2) 職員の自主参集

ア 職員は日ごろからテレビ、ラジオ等の災害関係情報に十分注意し、災害時はテレビやラジオによる情報、周囲の状況から被害甚大と判断される場合、速やかに登庁するものとする。

イ 激甚な被害が発生し、電話等通信連絡が不能になっている場合、職員は初動マニュアルに基づく判断により自主参集し、災害対策本部の事務分掌につき、指示命令を受けるものとする。

(3) 参集時の留意事項

参集時、職員は、次の点に留意する。

服 装	・ 応急活動ができる服装とし、安全な靴、帽子又はヘルメット、手袋
携 行 品	・ 筆記具 ・ 携帯ライト ・ 携帯ラジオ ・ タオル ・ 飲料水、食料 ・ 応急医薬品等
緊 急 措 置	・ 参集途上において、火災の発生、又は人身事故に遭遇したときは、住民の協力を求め、消火・救急・救助活動を行う。ただし、現場に消防職員がいるときは、その活動を引き継ぎ、市庁舎に直行する。
被害状況報告	・ 鉄道、幹線道路等の状況 ・ 建物の倒壊、損傷の状況 ・ 火災の発生、消火活動の状況 ・ 被災者、救助活動の状況 ・ ライフラインの状況

4 災害対策本部の設置

(1) 設置基準及び設置場所

市長は、市全域にわたって災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、あるいは局地的な災害であっても甚大な被害を受けたときには、小諸市災害対策本部（以下「本部」という。）の設置場所は次の順位とする。

第1位 小諸市役所3階第1・2会議室

第2位 小諸消防署3階大会議室

(2) 災害対策本部の組織

ア 本部長（市長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

イ 副本部長（副市長・教育長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

ウ 本部員（部長職の職員及び危機管理課長、総務課長、企画課長、財政課長、建設課長、上水道課長、商工観光課長、農林課長、消防課長、消防団長、秘書係長、企画広報係長、職員係長、総務係長、危機管理防災係長）

本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

エ 本部会議

(7) 本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成し、災害対策に関する重要事項

を協議決定する。

(イ) 本部会議は、本部長が招集し、主宰する。

(ロ) 本部員は、災害対策に関し、本部会議に付議する必要があると認めるときは、本部会議の開催を要請することができる。

(ハ) 本部会議の開催に当たっては、本部員全てがそろわないことも考慮し、本部長等の判断により参集可能な範囲での迅速な開催を図る。

(3) 本部の内部相互間の応援

ア 本部長は、災害の状況及び応急対策活動の状況により、各部の職員を相互に応援させる。

イ 各部長は、所管の状況により応援を必要とするときは、速やかに総務対策部長に応援を要請する。

ウ 総務対策部長は、各部から応援を要請されたときは、速やかに本部長の指示を受け、各部の業務内容を勘案し他の部から応援職員を動員し派遣する。

(4) 災害対策本部の廃止

本部長は、市内の地域において、災害が拡大するおそれなくなった場合で、次に掲げる状況から災害応急対策がおおむね完了したと判断できるときは、本部を廃止する。

ア 災害救助法による応急救助が完了したとき。

イ 公的避難所の廃止、仮設住宅の整備の完了等当面の日常生活の場が確保されたとき。

ウ 災害援護資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき。

エ 被害数値がおおむね確定したとき。

オ 災害応急対策から災害復旧対策への移行が判断できるとき。

(5) 現地災害対策本部の設置

災害の状況により本部長が必要と認めるときは、災害現場付近に現地災害対策本部を設置し、迅速かつ的確な対応活動の指揮を行うこととする。

ア 現地災害対策本部の開設

(ア) 本部長は職員のうちから現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員を指名し、現地へ派遣する。

(イ) 現地災害対策本部を開設したときは、立看板、のぼり等で表示する。

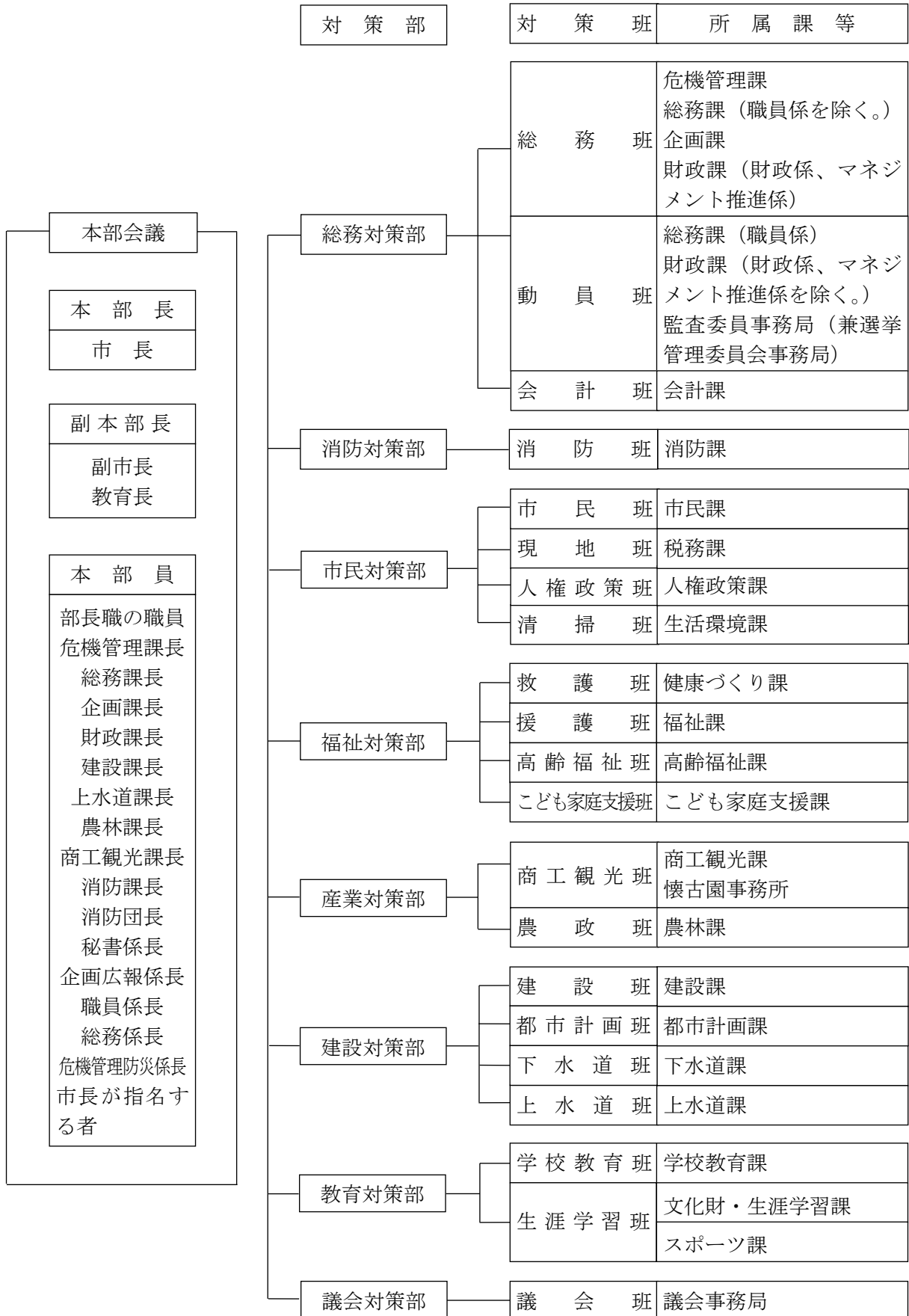
イ 現地災害対策本部の責務

(ア) 災害の状況、災害現場出動部隊の活動状況を的確に把握し、住民の安全確保、被害の拡大防止をする。

(イ) 出動機関相互間の指揮及び情報連絡体制の総括を図る。

(ロ) 入手した情報を逐次災害対策本部へ報告する。

災害対策本部組織図



各部・班の事務分掌

対策部 (◎部長)	対策班 (◆班長/◇副班長)	主 な 事 務 分 掌
総務対策部 ◎総務部長	総務班 ◆危機管理課長 ◇総務課長 ◇企画課長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の運営及び本部内の部間調整に関すること。 ・区長会等関係機関との連絡調整に関すること。 ・被害状況の県及び関係機関への取りまとめ及び報告に関すること。 ・災害救助法の事務、総括に関すること。 ・自衛隊の災害派遣要請、連絡調整に関すること。 ・ヘリコプターの運航要請、ヘリポートの設置に関すること。 ・浅間山の立入規制に関すること。 ・高齢者等避難、避難指示に関すること。 ・緊急輸送に関すること。 ・防災無線の管理と無線機の配備、運用等に関すること。 ・庁舎内の保全対策と庁内通信施設の保全、運用に関すること。 ・各報道機関との連絡調整及び対応に関すること。 ・ボランティアの受入れ、配置に関すること。 ・浅間連峰地区山岳遭難防止対策協会との連絡調整に関すること。
	動員班 ◆財政課長 ◇職員係長 ◇監査委員事務局長 (兼選挙管理委員会事務局長)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害経費の予算処理に関すること。 ・職員の動員、割振りに関すること。 ・職員の勤務把握及び配置替えに関すること。 ・派遣職員等の受入れに関すること。 ・公用車の管理及び配車に関すること (車載無線機の公用車を除く。) ・災害対策物品の調達に関すること。
	会計班 ◆会計課長 ◇会計係長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害経費の出納に関すること。 ・義援金の受入れ、保管及び配分に関すること。
消防対策部 ◎消防課長	消防班 ◆消防係長	<ul style="list-style-type: none"> ・火災、水防、気象情報等の収集及び報告に関すること。 ・佐久広域連合及び消防署との連絡調整に関すること。 ・長野県広域消防相互支援協定に基づく応援要請に関すること。 ・消防団との連絡協定に関すること。 ・ヘリポートの運営に関すること。 ・被災者の救助及び救急活動に関すること。 ・火災警報の発令、伝達に関すること。 ・火災水害等の警戒防御に関すること。 ・消防施設の保全、被害状況の調査報告に関すること。 ・被災地の警戒に関すること。 ・応急資機材の調達及び確保に関すること。

市民対策部 ◎市民生活部長	市民班 ◆市民課長	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の安否問い合わせに対する対応に関する事。 罹災証明の発行窓口の設置に関する事。 遺体の収容所の開設に関する事。 埋火葬に関する事。 避難所の開設・管理運営に関する事。 避難所の物資の輸送に関する事。
	人権政策班 ◆人権政策課長	<ul style="list-style-type: none"> 人権センター・集会所の被害状況調査、応急対策、利用者の安全確保に関する事。 避難所の開設・管理運営に関する事。 避難所の物資の輸送に関する事。
	現地班 ◆税務課長	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の避難所への誘導に関する事。 被災地及び被災世帯の被害状況の収集、報告に関する事。 被災者のための総合窓口の設置及び運用に関する事。 被災地の警戒及び救護活動に関する事。 本部と被災者との連絡に関する事。 被災者に対する税の減免及び徴収猶予の措置に関する事。 住民への広報活動に関する事（同報系防災無線、広報車、各区への放送依頼）。 避難所の開設・管理運営に関する事。 避難所の物資の輸送に関する事。
	清掃班 ◆生活環境課長	<ul style="list-style-type: none"> 清掃施設の被害状況調査及び応急対策に関する事。 災害廃棄物及び廃棄物処理に関する事。 し尿処理に関する事（仮設トイレの設置）。 防疫に関する事（消毒・検水調査）。 浅麓環境施設組合との連絡調整に関する事。 死亡獣畜処理に関する事。 交通規制処理に関する事。 避難所の開設・管理運営に関する事。 避難所の物資の輸送に関する事。
福祉対策部 ◎保健福祉部長	救護班 ◆健康づくり課長 ◇健康支援係長	<ul style="list-style-type: none"> 医療救護活動に関する事（救護所の開設、日赤救護班等への応援要請及び協力）。 三師会災害対策本部への派遣要請及び協力に関する事。 医療品等の調達・確保に関する事。 助産に関する事。 医療施設の被害状況調査及び応急対策に関する事。 感染症対策に関する事。
	援護班 ◆福祉課長 ◇保護社会係長	<ul style="list-style-type: none"> 支援物資・義援物資の受入れ・仕分け・配分に関する事（物資輸送拠点における管理）。 避難所の開設・管理運営に関する事。 被災者への生活必需品の給付又は貸与に関する事。 避難者の援護及び避難者名簿の作成に関する事。 障がい者福祉施設の被害状況調査及び応急対策と入所者の安全確保に関する事。 在宅障がい者に対する援護措置に関する事。

		<ul style="list-style-type: none"> ・災害見舞金に関すること。 ・災害義援資金の貸付に関すること。 ・福祉避難所に関すること。 ・日赤奉仕団、民生児童委員との連絡調整に関すること。
	高齢福祉班 ◆高齢福祉課長	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設の被害状況調査及び応急対策と入所者の安全確保に関すること。 ・避難所の開設・管理運営に関すること。 ・避難者の援護及び避難者名簿の作成に関すること。 ・福祉避難所に関すること。 ・在宅高齢者に対する援護措置に関すること。
	こども家庭支援班 ◆こども家庭支援課長	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・保育園児の安全確保に関すること。
産業対策部 ◎産業振興部長	商工観光班 ◆商工観光課長 ◇懐古園事務所長	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業関係の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・観光施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・登山者の確認及び救援に関すること。 ・市営観光施設利用者の安全確保に関すること。 ・動物園の猛獣等の措置に関すること。 ・商工業関係の災害資金の融資あっせんに関すること。 ・商工業者からの食料、生活必需品等の調達及び確保に関すること。
	農政班 ◆農林課長	<ul style="list-style-type: none"> ・農林業用施設等の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・農林産物の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・応急復旧用資機材、人員の調達及び確保に関すること。 ・主要食料の調達及び確保に関すること。 ・営農資金、農林漁業資金等の融資あっせんに関すること。 ・交通の確保に関すること（障害物の除去、農道中心）。 ・病虫害防除に関すること。
建設対策部 ◎建設水道部長	建設班 ◆建設課長	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報等の発令のための巡視による調査に関すること。 ・公共土木施設、水防施設、公営住宅の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・建設業協会及び建設協議会との災害協定に基づく連絡調整に関すること。 ・応急復旧用資機材、人員の調達及び確保に関すること。 ・緊急輸送道路に関すること。 ・交通の確保に関すること（障害物の除去、市道中心）。 ・建物の応急危険度判定に関すること。 ・応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理に関すること。 ・被災住宅に関する融資あっせんに関すること。
	都市計画班 ◆都市計画課長	<ul style="list-style-type: none"> ・都市施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・応急復旧用資機材、人員の調達及び確保に関すること。
	下水道班	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。

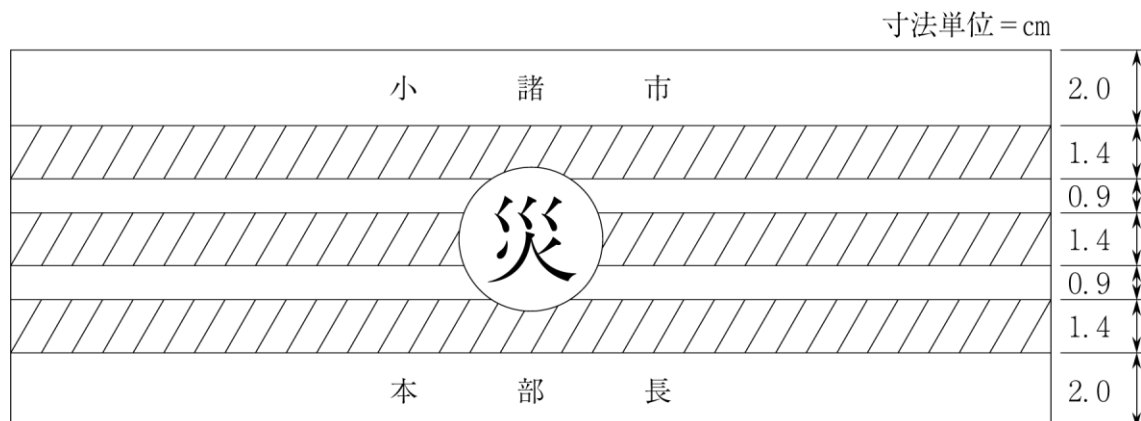
	◆下水道課長	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設応急復旧用資機材人員の調達及び確保に関すること。 ・下水道指定工事人組合との連絡調整に関すること。
	上水道班 ◆上水道課長	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・飲料水の確保及び供給に関すること。 ・小諸市水道施設等の指定管理者との連携に関すること。 ・給水資機材、水道施設応急復旧用資機材人員の調達及び確保に関すること。 ・市水道工事協会との災害協定に基づく連絡調整に関すること。
教育対策部 ◎教育次長	学校教育班 ◆学校教育課長	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育関係施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・児童生徒等の安全確保と被災状況の把握に関すること。 ・災害時の応急教育の実施に関すること。 ・学用品等の調達及び確保に関すること。 ・学校教育施設が避難所となった場合の避難所の管理運営に関すること。
	生涯学習班 ◆文化財・生涯学習課長 ◇スポーツ課長	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育施設、文化財、社会体育施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・施設利用者の安全確保に関すること。 ・社会教育施設、社会体育施設が避難所となった場合の避難所の管理運営に関すること。
議会対策部 ◎議会事務局長	議会班 ◆議会事務局次長	<ul style="list-style-type: none"> ・議員との連絡調整に関すること。 ・市議会に関すること。

5 腕章及び標識

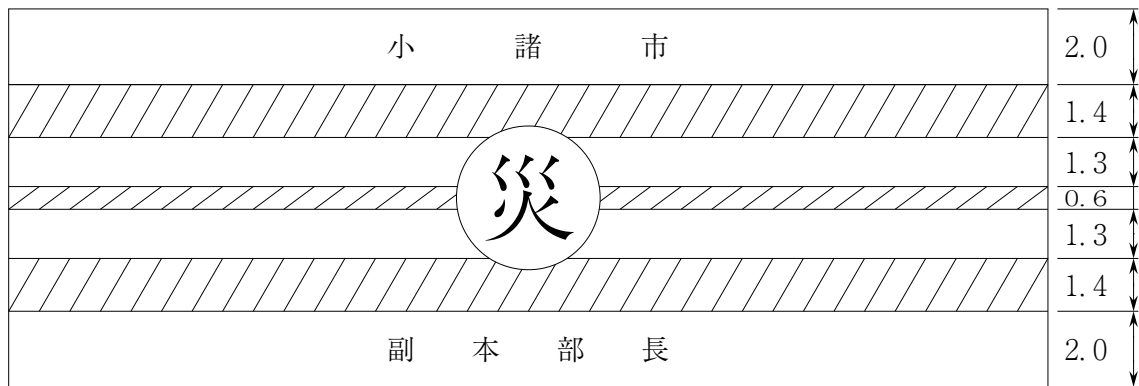
本部の職員が災害応急活動に従事するとき及び本部で車両を使用するときは、活動の円滑化のため次の腕章及び標識をつける。

(1) 腕章

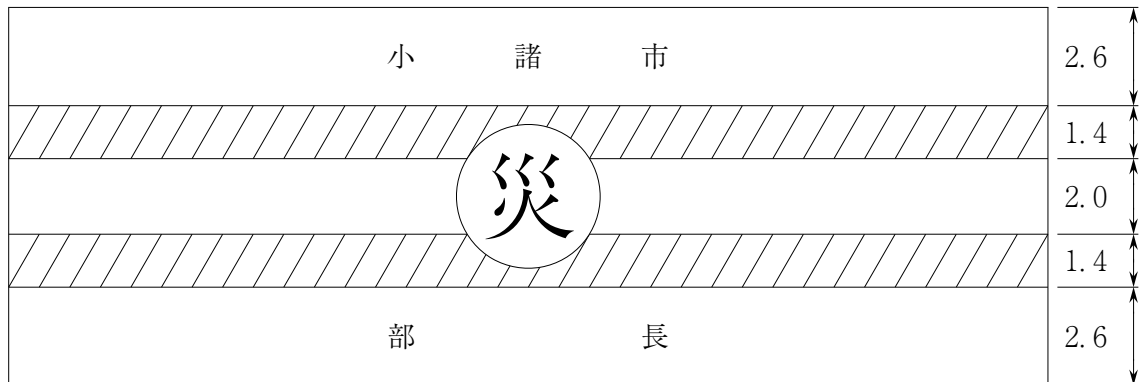
(本部長用)



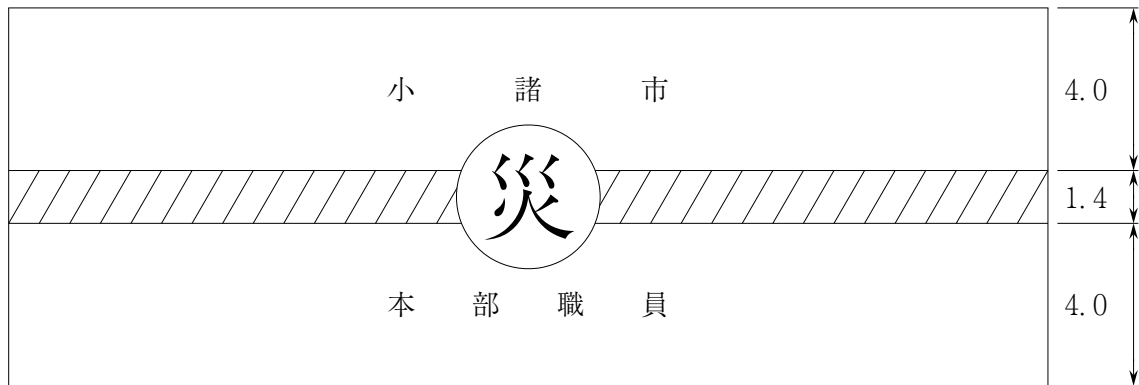
(副本部長用)



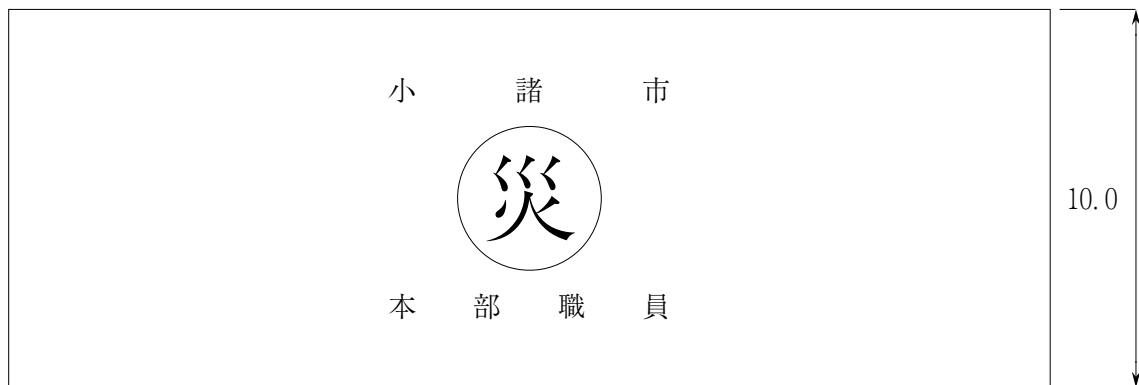
(部長用)



(班長用)



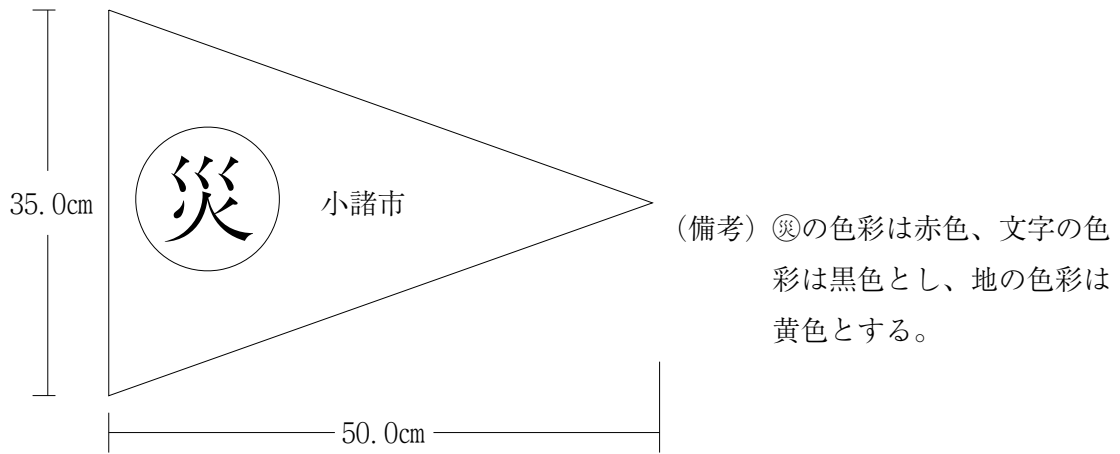
(班員用)



備考 1 腕章の大きさは長さ40cm、幅10cmとする。

- 2 中央の「災」の円の直径は、4.5cmとする。
- 3 斜線及び「災」の色彩は赤色、文字の色彩は黒色とし、地の色彩は黄色とする。

(2) 標 識



(3) 保安帽及び作業帽の周章

保安帽及び作業帽の周章 (mm)	
本部長	8 3
	8 3
	8
副本部長	8 3
	4
	3
	8
部長	8
	4
	8

班 長	
班 員	(周章なし)

- 備考 1 保安帽の周章色彩は赤色、前部には市章、左には小諸市と表示する。
 2 作業帽の周章色彩は白色、前部には市章とする。

第2節 災害直前活動

(全部 (全課))

風水害については、災害発生危険性のある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報、土砂災害警戒情報等（以下「気象警報・注意報等」という。）の住民に対する伝達、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう対策を行うことが必要である。

1 気象警報・注意報等の受領・伝達

(1) 市

ア 勤務時間内

- (7) 長野地方気象台から発表されている気象警報・注意報等は、危機管理課長が受領し、総務部長に報告する。
- (4) 総務部長は、受領した気象警報・注意報等を消防機関その他の関係機関に連絡するとともに、庁内ネットワーク等により各課に周知させる。また、状況により防災行政無線等で住民に周知する。

イ 勤務時間外

- (7) 勤務時間外に長野地方気象台から発表され、通知される気象警報・注意報等は、危機管理課において受領できる場合を除き、当直者が受領する。
- (4) 当直者は、気象警報・注意報等を受領したときは、危機管理課長（連絡が取れないときは総務部長）へ連絡する。また状況に応じて非常参集職員活動体制計画による警戒体制担当者及び消防機関、消防団に連絡する。
- (7) (4)により当直者からの連絡により登庁した警戒体制担当者は、当直者から気象警報・注意報等を受領し、それぞれ所属長（状況により市長、副市長）に報告する。

(2) 消防署

関係機関から連絡を受けた気象警報・注意報等の状況により、防災行政無線等の方法により住民に警報する。

(3) 区 長

市から通知を受けた気象警報・注意報等の状況により、防災行政無線（区内放送）、その他の方法により住民に周知する。

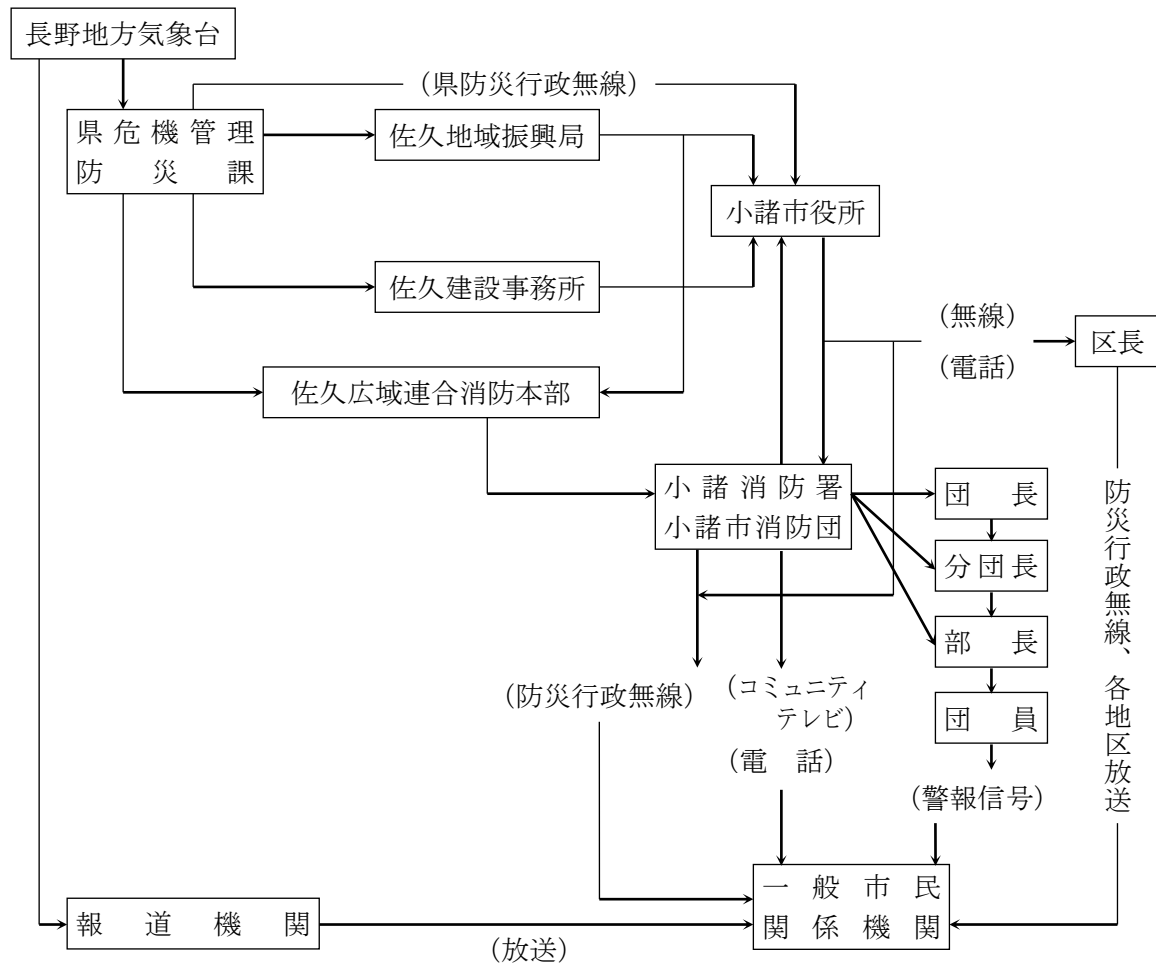
2 気象警報・注意報等の伝達活動

気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。

関係機関は、別紙2の「警報等伝達系統図」により気象警報・注意報等の伝達活動を行う。

- (1) 市は、県、消防庁及び東日本電信電話㈱から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知った場合は、直ちにその内容を住民、滞在者、所在の官公署に周知する措置をとる。
 なお、周知に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、Lアラート（災害情報共有システム）、防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努める。
- (2) 県から土砂災害警戒情報発表の通知を受けたときは、速やかに避難指示を発令するなど住民の避難行動へつなげる。また、避難情報の周知を図る。
- (3) 市は、関係機関から通知を受けた気象警報・注意報等及び指示事項を速やかに周知徹底する。また、気象状況を常に把握し、気象警報・注意報等の補填に努める。
- (4) 市において、住民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けたときは、その旨を速やかに関係機関に伝達する。

伝達系統



簡易雨量計設置箇所

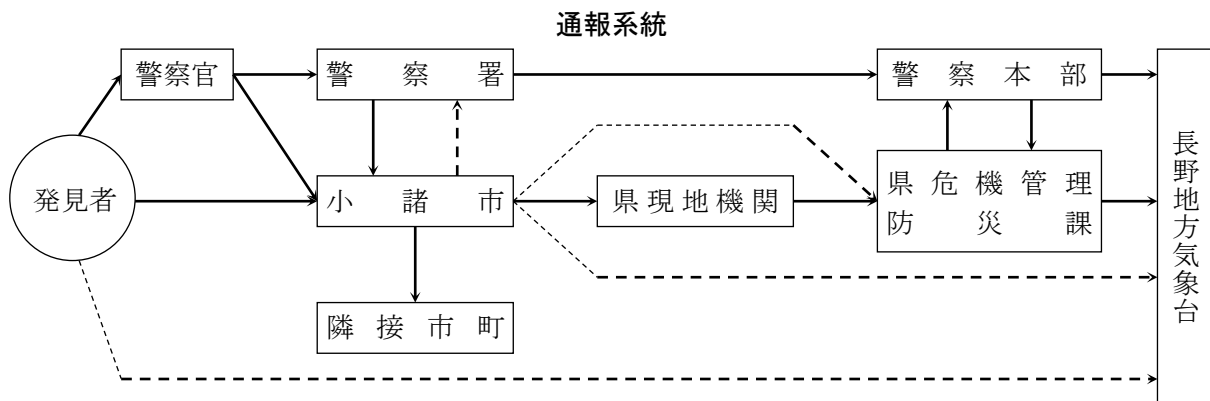
位置	設置場所	電話番号
与良町六丁目5-6	小諸消防署	24-0119

3 異常現象発見時の通報

- (1) 災害が発生あるいは拡大するおそれがある異常な現象を発見した者は、自己又は他人により市長若しくは警察官に、速やかにその情報を通報する。
- (2) 通報を受けた市長あるいは警察官は、次の通報系統によりそれぞれ関係機関に通報するとともに、できるだけその現象を確認し事態の把握に努める。

その際市長は、佐久地域振興局あるいは佐久建設事務所、佐久保健福祉事務所等の県現地機関へ、またその影響が及ぶと思われる隣接市町へ通報する。

- (3) その他の関係機関は、次の通報系統によりそれぞれ関係の機関に速やかに通報することにより、長野地方気象台が事態を掌握する。



4 住民の避難誘導対策

風水害により、住民の生命、身体に危険が生ずるおそれのある場合には、必要に応じて、避難指示等を行い、適切な避難誘導を実施し、災害に備える（具体的な活動については、本章第12節「避難受入れ及び情報提供活動」を参照のこと。）。また、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

- (1) 市は、風水害の発生のおそれがある場合には防災気象情報等を十分把握し、河川管理者、消防団等と連携を図りながら、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合または危険が予想される場合は、住民に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導活動を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。
- (2) 避難行動要支援者については高齢者等避難の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行う。

当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行う。

また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。

- (3) 住民に対して避難指示等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
- (4) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人

- 宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。
- (5) 市は、災害時には、必要に応じ指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とする。
 - (6) 住民に対する避難指示等の伝達に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、市防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。
 - (7) 情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努める。
 - (8) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置をとる。
 - (9) 避難指示等を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。
 - (10) 地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。
 - (11) 市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。
 - (12) 市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。
 - (13) 市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

5 災害の未然防止対策

市は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努める。

(1) 水防活動

「小諸市水防計画」に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について、応急対策として水防活動を実施する。

(2) 河川管理施設、農業用排水施設、下水道施設等

洪水、豪雨の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門、ポンプ場等の適切な操作を行う。

その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ必要な事項を警察署等に通報するとともに住民に対して周知する。

(3) 道 路

降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施する。

別紙 1

警報等の種類及び発表基準

1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

(1) 特別警報・警報・注意報

長野地方気象台は、大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれのあるときには「注意報」を、重大な災害が発生するおそれのあるときには「警報」を、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」を、小諸市に現象の危険度と雨量、風速等の予測値を時間帯ごとに示して発表する。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

(2) 長野地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報

ア 特別警報基準

種 類	発 表 基 準
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(7) 雨を要因とする特別警報の指標

a 大雨特別警報（浸水害）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間におおむね30mm以上の雨）がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表。

① 表面雨量指数 ^{※1} として定める基準値以上となる1 km格子がおおむね30個以上まとめて出現。
② 流域雨量指数 ^{※2} として定める基準値以上となる1 km格子がおおむね20個以上まとめて出現。

表面雨量指数^{※1}：降った雨が地中にしみ込まずに、どれだけ地表面に溜まっているかを指数化したもの。これまでに降った雨（解析雨量）及び今後降ると予想される雨（降水短時間予報等）をもとに、全国くまなく1 km四方の領域ごとに算出している。大雨警報（浸水害）等の判断基準に用いており、表面雨量指数を用いて浸水害発生の危険度を判定した結果は「浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険

度分布)」で確認できる。

流域雨量指数^{※2}：降った雨が、地表面や地中を通して河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を指数化したもの。これまでに降った雨（解析雨量）及びこれから降ると予想される雨（降水短時間予報等）をもとに、国土数値情報に登録された全国約20,000の河川について1km四方の領域ごとに算出している。洪水警報等の判断基準に用いており、流域雨量指数を用いて洪水害発生の危険度を判定した結果は「洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）」で確認できる。

b 大雨特別警報（土砂災害）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数^{※3}の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子がおおむね10個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間におおむね30mm以上の雨）がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表。

土壌雨量指数^{※3}：これまでに降った雨（解析雨量）及びこれから降ると予想される雨（降水短時間予報）をもとに、全国くまなく1km四方の領域ごとに算出する。大雨警報（土砂災害）等の判断基準に用いており、土壌雨量指数を用いて土砂災害発生の危険度を判定した結果は「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」で確認できる。

(i) 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上とする。

台風については、指標（発表条件）の中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、暴風の警報を、特別警報として発表する。

温帯低気圧については、指標（発表条件）の最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）の警報を、特別警報として発表する。

(j) 雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。

※参考 軽井沢の50年に一度の積雪深と既往最深積雪深

(令和6年11月1日現在)

地点名	50年に一度の積雪深 (cm)	既往最深積雪 (cm)
軽井沢	76	99

注1) 50年に一度の値は過去の観測データから推定した値。

注2) 大雪特別警報は、府県程度の広がり50年に一度の値となる現象を対象。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

〈警報・注意報発表基準〉

（令和6年5月23日現在）
発表官署 長野地方気象台

小諸市	府県予報区		長野県	
	一次細分区域		中部	
	市町村等をまとめた地域		佐久地域	
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	10
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	109
	洪水	流域雨量指数基準		深沢川流域=5.6、中沢川流域=5.7、蛇堀川流域=7.1、繰矢川流域=10.7、湧玉川流域=4.5
		複合基準※ ¹		—
		指定河川洪水予報による基準		信濃川水系千曲川上流〔下越・塩名田〕
	暴風	平均風速		17m/s
	暴風雪	平均風速		17m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ		12時間降雪の深さ20cm
	注意報	大雨	表面雨量指数基準	
土壌雨量指数基準			82	
洪水		流域雨量指数基準		深沢川流域=4.4、中沢川流域=4.6、蛇堀川流域=5.6、繰矢川流域=8.5、湧玉川流域=3.7
		複合基準※ ¹		深沢川流域=(5、3.5)、千曲川流域=(5、39.5)
		指定河川洪水予報による基準		信濃川水系千曲川上流〔下越・塩名田〕
強風		平均風速		13m/s
風雪		平均風速		13m/s 雪を伴う
大雪		降雪の深さ		12時間降雪の深さ10cm
雷		落雷等により被害が予想される場合		
融雪		1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上		
濃霧	視程	100m		

乾燥	最小湿度20%で実効湿度55%※2	
なだれ	1. 表層なだれ：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上、又は積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2. 全層なだれ：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、又は日降水量が15mm以上	
低温	夏期：平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下（高冷地で13℃以下）が2日以上続く場合 冬期：最低気温-14℃以下（高冷地で-21℃以下）	
霜	早霜・晩霜期に最低気温2℃以下	
着氷	著しい着氷が予想される場合	
着雪	著しい着雪が予想される場合	
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 湿度は松本特別地域気象観測所、諏訪特別地域気象観測所、軽井沢特別地域気象観測所の値

2 水防法に基づく警報等

(1) 千曲川上流洪水予報

河川の増水や氾濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。千曲川上流については、長野県と長野地方気象台が共同で下表の標題により発表する。

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、又は急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

	氾濫警戒情報	<p>氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。</p> <p>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p>
洪水注意報	氾濫注意情報	<p>氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。</p> <p>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>

千曲川上流洪水予報の基準水位

予報区域名	河川名	水位観測所名	所在地	位置	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m)
千曲川上流	千曲川	下越	佐久市 臼田大字下越	新潟県境から 143.0km 右岸	1.00	1.70	2.20	2.60
		塩名田	佐久市 浅科御 駒寄 1538	新潟県境から 132.0km 左岸	2.20	3.00	3.30	3.90

(2) 避難判断水位到達情報及び氾濫危険水位到達情報

水防法に基づき、国土交通大臣又は知事はその指定した河川について、水位又は流量を示して発表する水位情報をいう。

区分	発表基準
避難判断水位到達情報	対象水位観測所の水位が避難判断水位に到達したとき。
氾濫危険水位到達情報	対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したとき。

(3) 水防警報

水防法に基づき、国土交通大臣又は知事がその指定した河川について、水防活動のために発表する警報をいう。

区 分	発 表 基 準
水 防 警 報	水位が氾濫注意水位に達し、上昇のおそれがあり、水防活動が必要と予測されたとき（通知内容は、「小諸市水防計画」参照のこと。）。

3 消防法に基づく警報等

(1) 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに長野地方気象台長が長野県知事に行う通報で、毎日午前5時頃、翌日午前9時までの気象状況の概要を「気象概況通報」として通報する。通報の際、火災気象通報の実施基準に該当又は該当するおそれがある場合、これをもって火災気象通報とし、注意すべき事項を付加する。

また、直前の通報内容と異なる「乾燥注意報」又は「強風注意報」の発表や解除があった場合には、その旨を通報する。

区 分	発 表 基 準
火 災 気 象 通 報	長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しない場合がある。

(2) 火災警報

消防法に基づき、市長が、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に火の使用を制限し警戒を促すために発令する警報をいう。

区 分	発 表 基 準
火 災 警 報	(1)の発表基準に準ずる。

4 その他の情報

(1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）等

警報の危険度分布（キキクル）等の概要

種 類	概 要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害） の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認

	<p>等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>
<p>浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)</p>	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
<p>洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)</p>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
<p>危険度分布(キキクル)の色が持つ意味</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
<p>流域雨量指数の予測値</p>	<p>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

(2) 早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(小諸市は長野県中部)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(長野県)で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構

えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。大雨特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・関東甲信地方・長野県気象情報が発表される場合がある。

(4) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示（警戒レベル4）の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、長野県と長野地方気象台から共同で発表される。

市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(5) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。長野県の雨量による発表基準は、1時間100mm以上の降水が観測又は解析されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（小諸市は長野県中部）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、天気予報の対象地域と同じ発表単位（小諸市は長野県中部）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

5 警報等の発表及び解除

警報等を発表及び解除する機関は、次のとおりとする。

なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的に切り替えられるものとする。

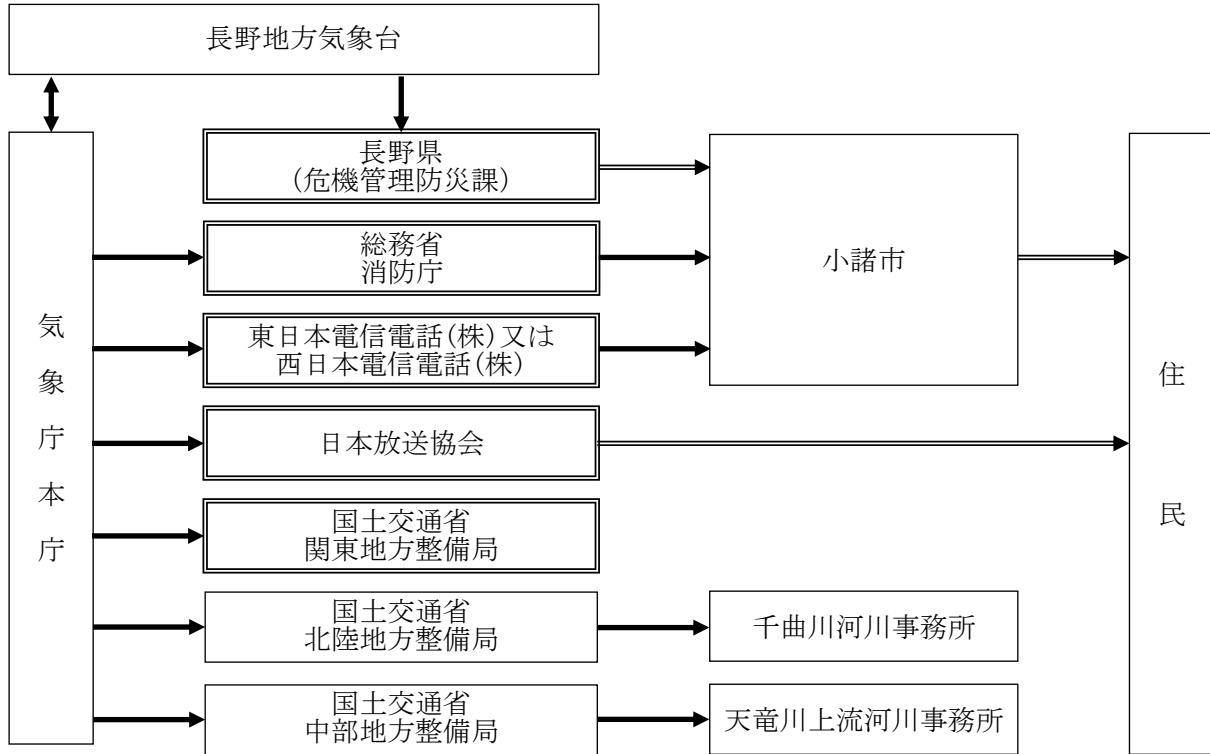
警報等の種類	発表機関名	対象区域
気象注意報 気象警報	長野地方気象台	市町村ごと
水防警報	佐久建設事務所	知事が指定した河川（「県の指定河川」という。）
火災気象通報	長野地方気象台	県全域あるいは一部
火災警報	市長	各市町村域
避難判断水位到達情報 氾濫危険水位到達情報	国土交通省千曲川河川事務所 関係建設事務所	国土交通大臣 知事が指定した河川
土砂災害警戒情報	長野地方気象台 } 共同 建設部砂防課 }	市町村ごと
記録的短時間大雨情報	気象庁	県全域あるいは一部
竜巻注意情報	気象庁	県全域あるいは一部
全般気象情報 関東甲信地方気象情報 長野県気象情報	気象庁 長野地方気象台	全国、関東甲信地方 長野県
千曲川上流洪水予報	長野地方気象台 } 共同 建設部河川課 }	知事が指定した河川

別紙2

警報等伝達系統図

1 警報・注意報及び情報

(1) 系統図



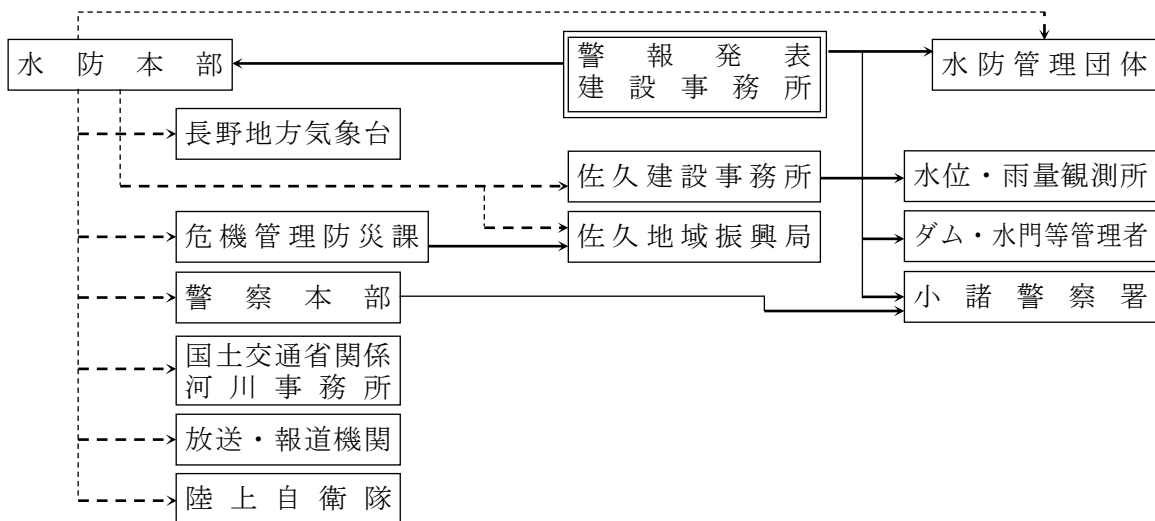
注1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

注2 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

(2) 警報・注意報の対象地域の区分

一次細分 区域名	市町村等を まとめた地域	対 象 地 域
北 部	中野飯山地域	飯山市、中野市、下高井郡及び下水内郡
	長 野 地 域	長野市、須坂市、千曲市、埴科郡、上高井郡及び上水内郡
	大 北 地 域	大町市及び北安曇郡
中 部	上 田 地 域	上田市、東御市、小県郡
	佐 久 地 域	小諸市、佐久市、南佐久郡及び北佐久郡
	松 本 地 域	松本市（乗鞍上高地地域の区域を除く。）、塩尻市（木曾地域の区域を除く。）、安曇野市及び東筑摩郡
	乗鞍上高地地域	松本市（安曇及び奈川に限る。）
	諏 訪 地 域	岡谷市、諏訪市、茅野市及び諏訪郡
南 部	上 伊 那 地 域	伊那市、駒ヶ根市及び上伊那郡
	木 曾 地 域	塩尻市（奈良井、木曾平沢及び贄川に限る。）及び木曾郡
	下 伊 那 地 域	飯田市及び下伊那郡

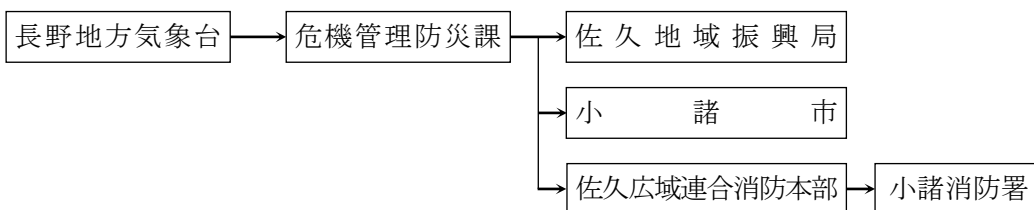
2 水防警報（知事が行うもの）



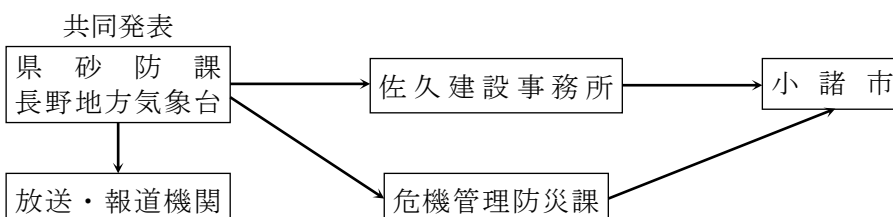
(注) ————— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。

----- は、電子メールによる伝達を示す。

3 火災気象通報



4 土砂災害警戒情報



第3節 災害情報の収集・連絡活動

(全部 (全課))

災害が発生した場合、市及び各防災関係機関（調査責任機関）は直ちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行い、関係機関に報告するものとする。

1 報告の種別

(1) 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、又はその他異常と思われる事態が発生したときは直ちにその概況を報告する。

(2) 被害中間報告

被害状況を収集し、逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をする。

(3) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告する。

2 被害状況等の調査と調査責任機関

(1) 被害状況の調査は、それぞれ調査担当課が関係機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては関係各課は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。

(2) 被害が甚大であり、市において被害調査が実施できないときは県現地機関等に応援を求め行う。

(3) 市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかに他市町村の応援を求めるなどして情報を収集し、被害の詳細を迅速に県及び関係機関に報告するよう努める。

(4) 特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

3 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、次表のとおりとする。

項 目	認 定 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認した者又は遺体を確認することができないが、死亡したことが確実な者とする。
行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
重傷者・軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要がある者のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは

	1月未満で治療できる見込みの者とする。
住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
非 住 家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
世 帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
住 家 全 壊 (全焼、全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
住 家 半 壊 (半 焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一 部 破 損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
床 下 浸 水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
罹 災 世 帯	災害により全壊・半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
罹 災 者	罹災世帯の構成員とする。

4 災害情報の収集・連絡系統

(1) 被害報告等

ア 市は、あらかじめ定められた情報収集連絡体制をとり、市が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査の上、被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式により、県現地機関等に報告する。なお、災害発生後の第一報（即報）は、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

イ 市における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は佐久地域振興局長に応援を求める。

ウ 次の場合は、消防庁に対して直接報告する。

(ア) 県に報告できない場合

県との通信手段が途絶するなど、被災状況により県への報告ができない場合には、直

接消防庁に報告する。ただし、この場合にも市は県との連絡確保に努め、連絡可能となった時点で直ちに通常ルートに戻す。

(イ) 消防庁に報告すべき災害が発生した場合

火災・災害等即報要領（昭和59年消防災第267号）の「直接即報基準」に該当する火災、災害等を覚知した場合、市及び消防本部は、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うことになっている。

連絡先

○長野県危機管理部

回線別	区分	平日、休日、夜間 ※危機管理部内
N T T回線	電 話	026-235-7182
	F A X	026-233-4332
長野県防災行政無線（衛星系） 【地域衛星通信ネットワーク】	電 話	88-1-231- (5204) カッコ内5200～5213も可
	F A X	88-1-231-8741

○消防庁

回線別	区分	平日（9：30～17：45） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
N T T回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	048-500-7527	048-500-7782
	F A X	048-500-7537	048-500-7789

(ウ) (ア)又は(イ)に定める災害になるおそれのある災害

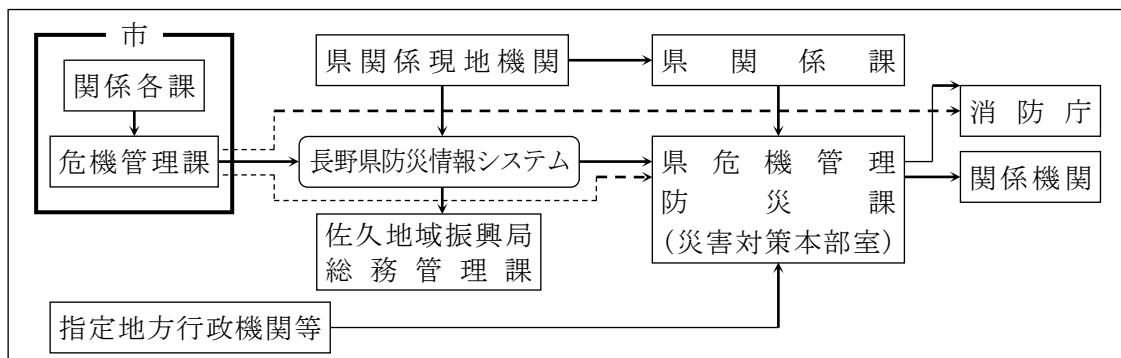
(2) 水防情報

県水防本部、建設事務所、雨量（水位）観測員は、それぞれ雨量、水位を関係部署に通報する。

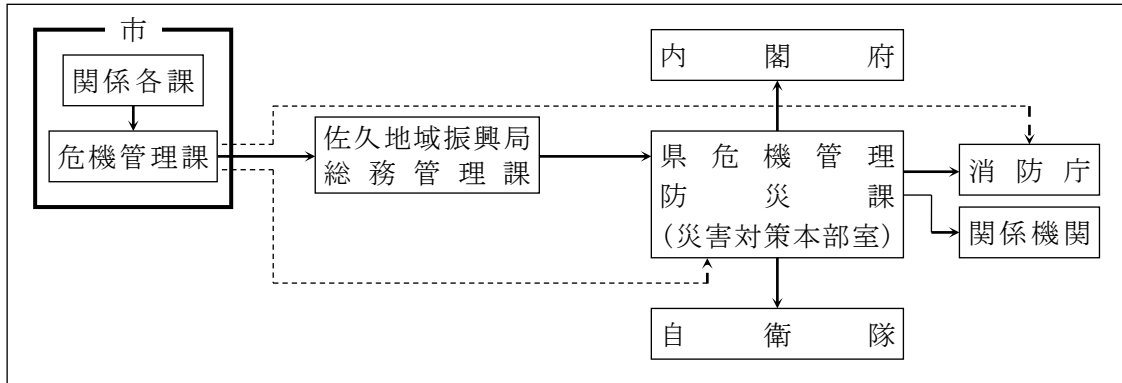
◎小諸市の災害情報連絡系統

(1) 概況速報 様式6（長野県防災情報システム クロノロジーを使用）

市は、人的被害、住家被害に関するもの及び集落の孤立を伴う交通情報を中心に報告する。

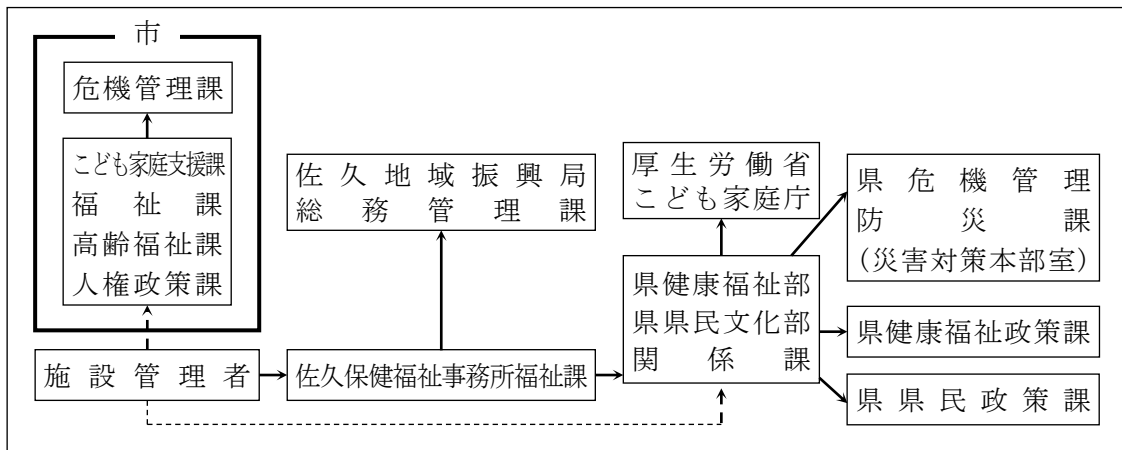


- (2) 人的及び住家の被害状況報告 **様式7** 又は消防庁第4号様式(その2)(表21の3)
 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況報告



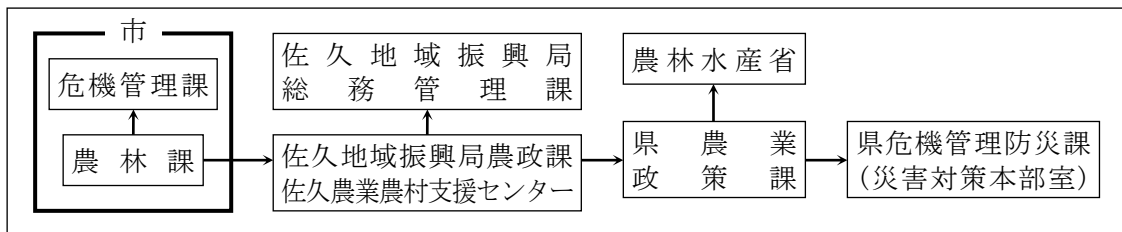
※ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)又は県危機管理防災課(災害対策本部)に連絡する。

- (3) 社会福祉施設被害状況報告 (**様式8**)

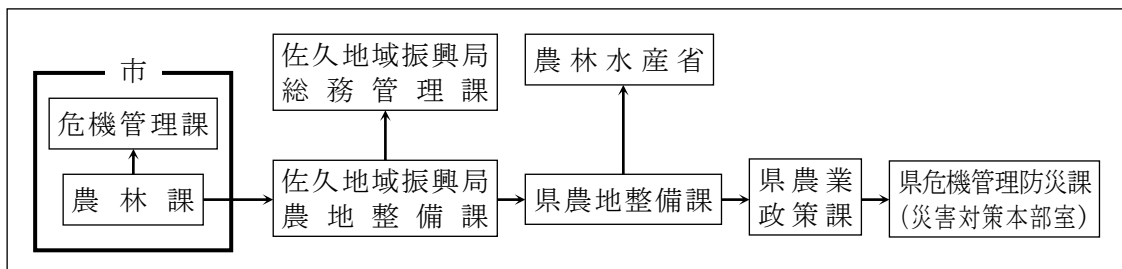


- (4) 農業関係被害状況報告 (**様式10**)

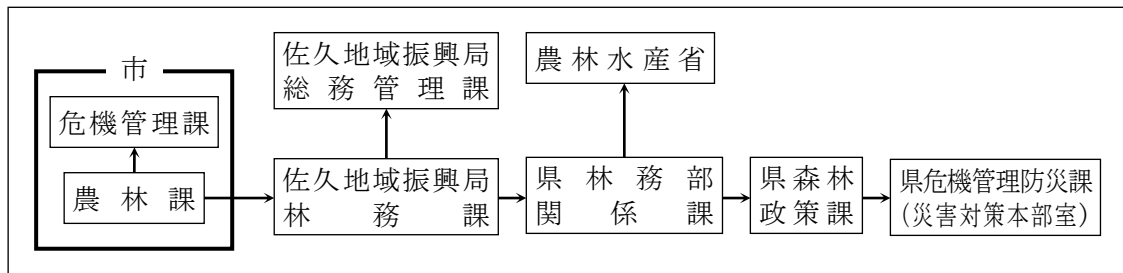
ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告



イ 農地・農業用施設被害状況報告

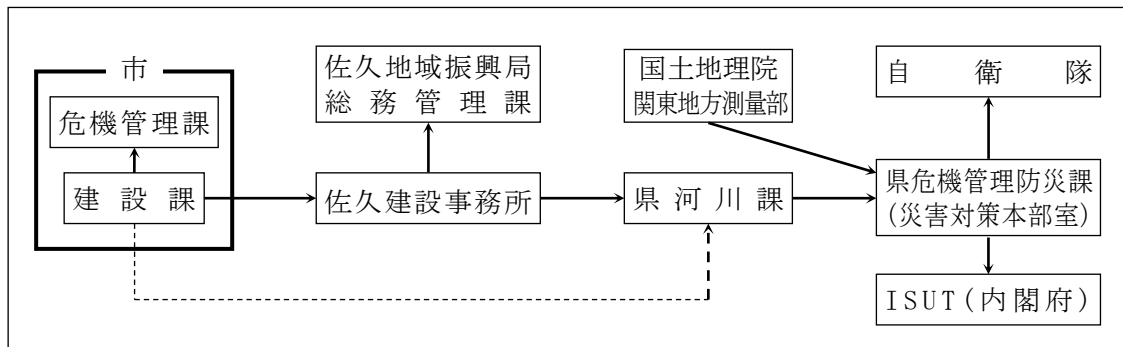


(5) 林業関係被害状況報告 (様式11)

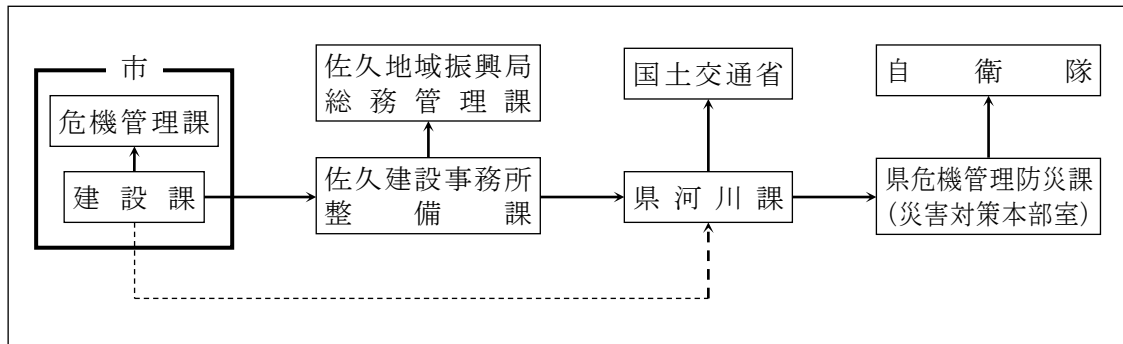


(6) 土木関係被害状況報告

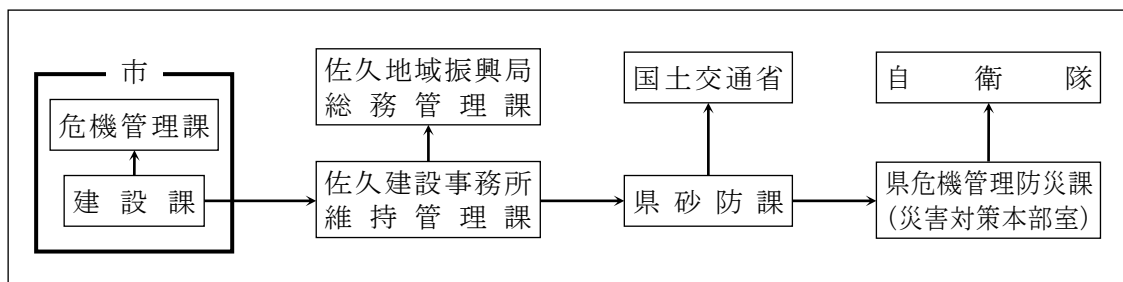
ア 県管理河川の氾濫箇所 (地図又はGISにより報告)



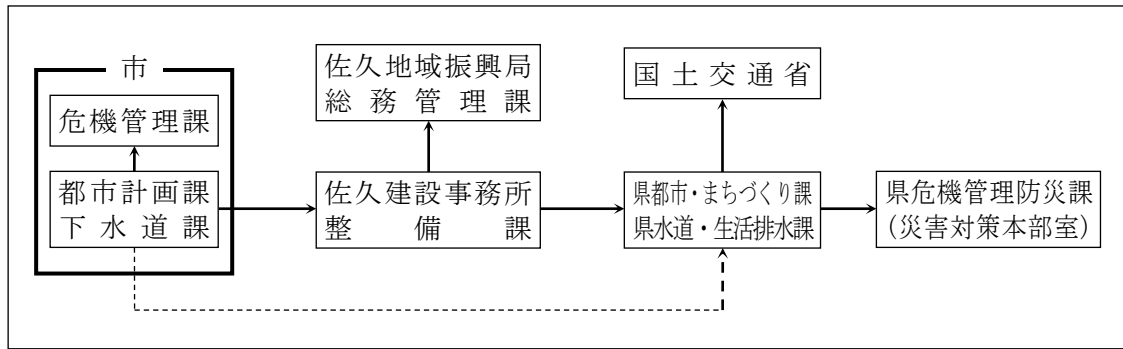
イ 公共土木施設被害状況報告等 (様式12)



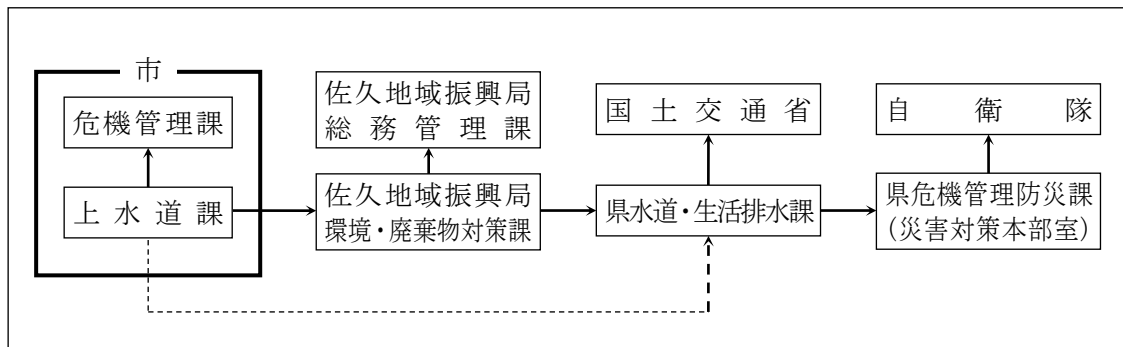
ウ 土砂災害等による被害報告 (地図若しくはGIS又は様式13により報告)



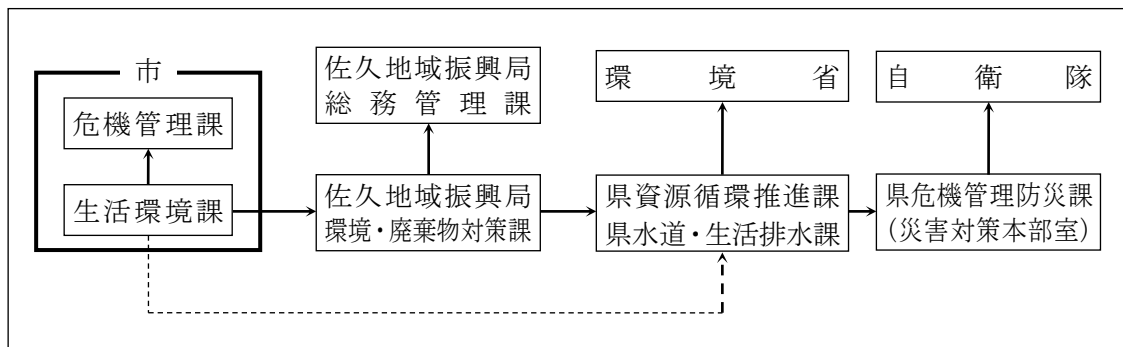
(7) 都市施設被害状況報告 (様式14)



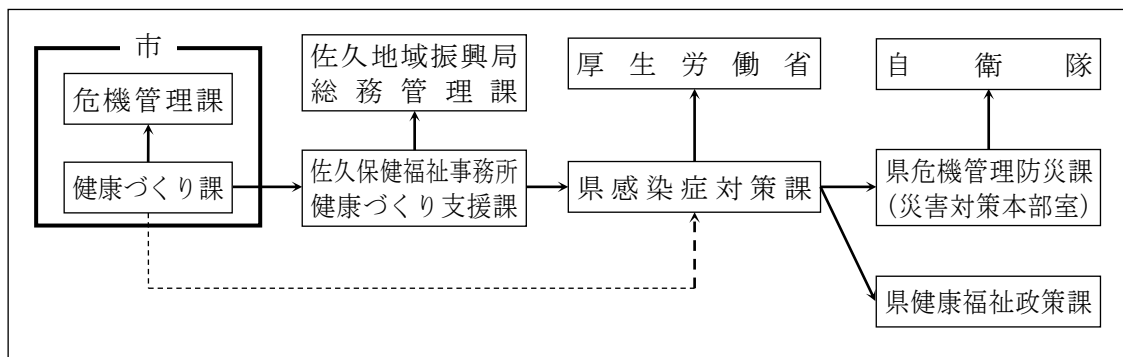
(8) 水道施設被害状況報告 (様式15)



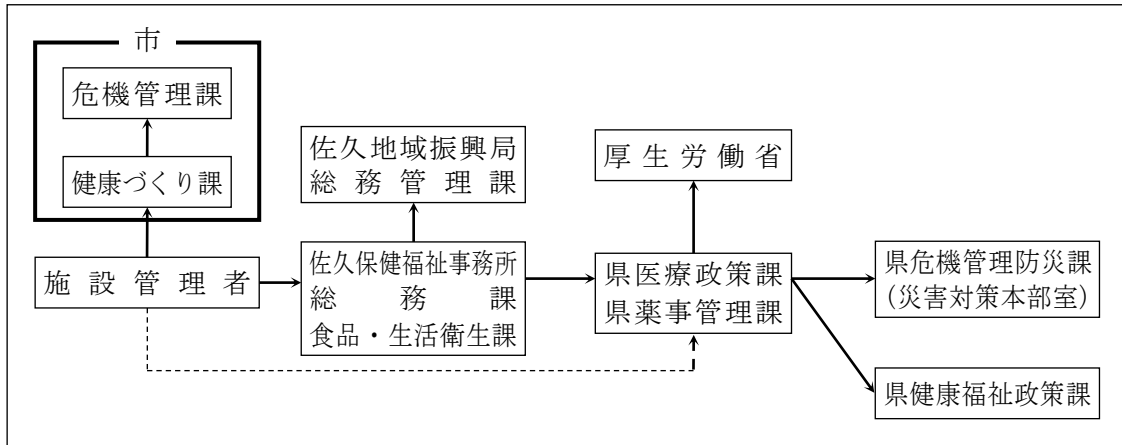
(9) 廃棄物処理施設被害状況報告 (様式16)



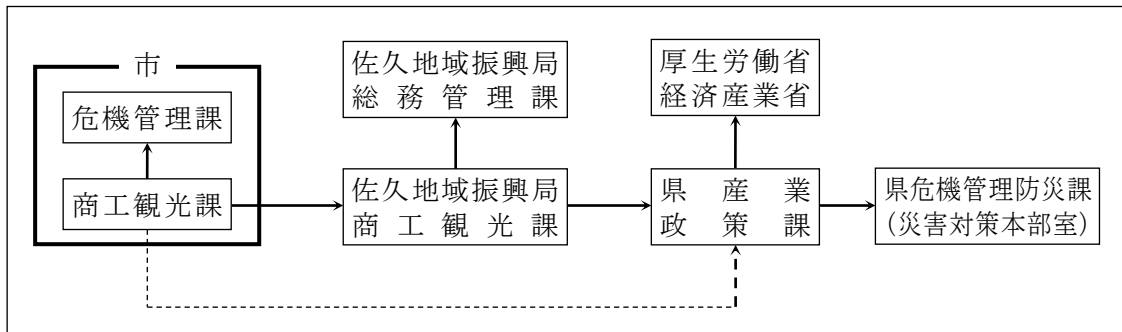
(10) 感染症関係報告 (様式17)



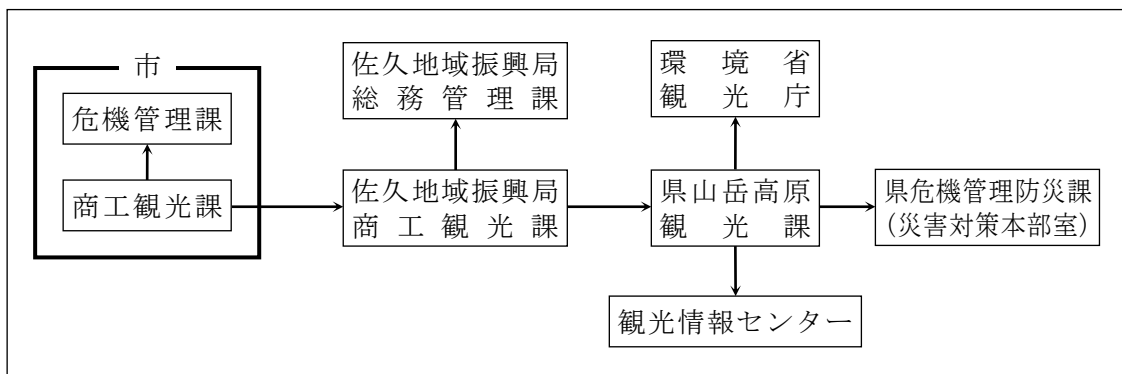
(11) 医療施設関係被害状況報告



(12) 商工関係被害状況報告 (様式18)

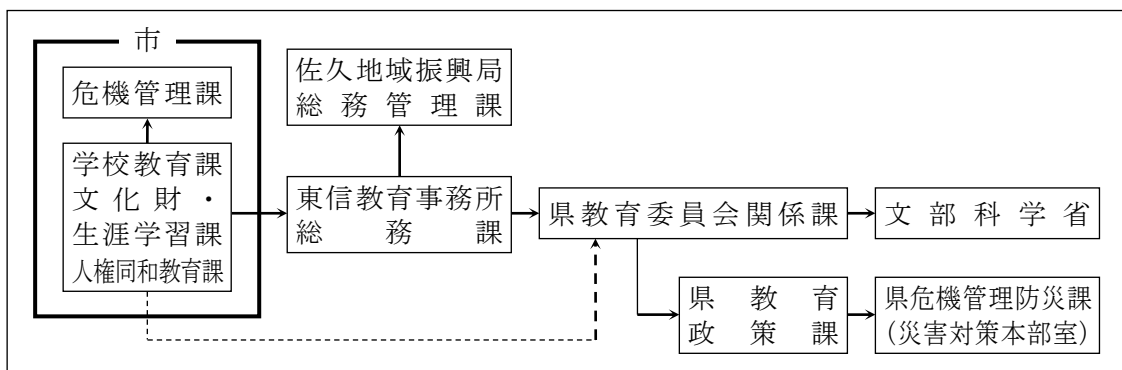


(13) 観光施設被害状況報告 (様式19)

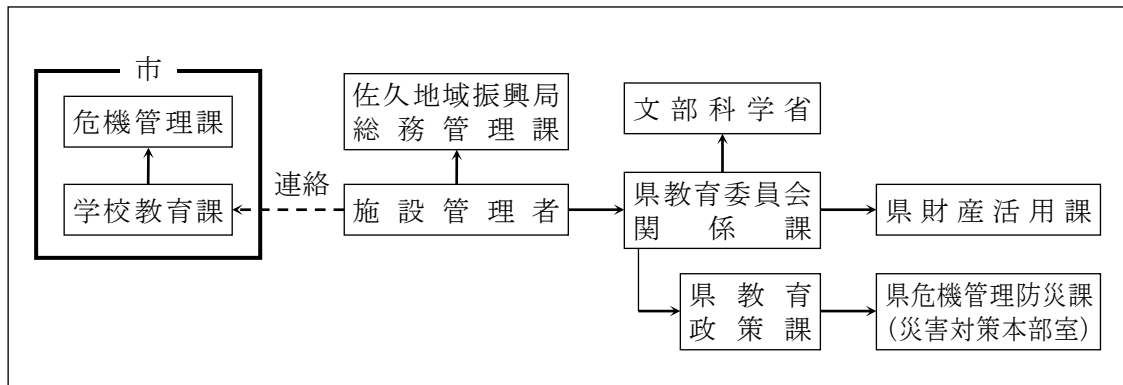


(14) 教育関係被害状況報告 (様式20)

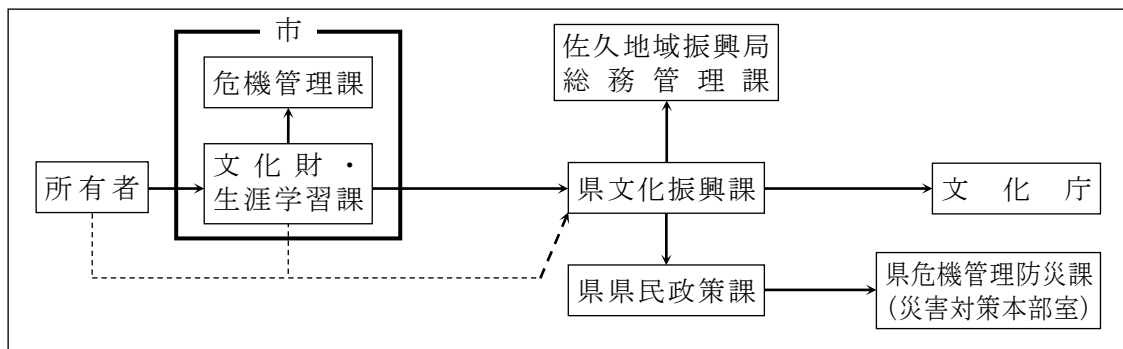
ア 市施設 (社会教育施設等)



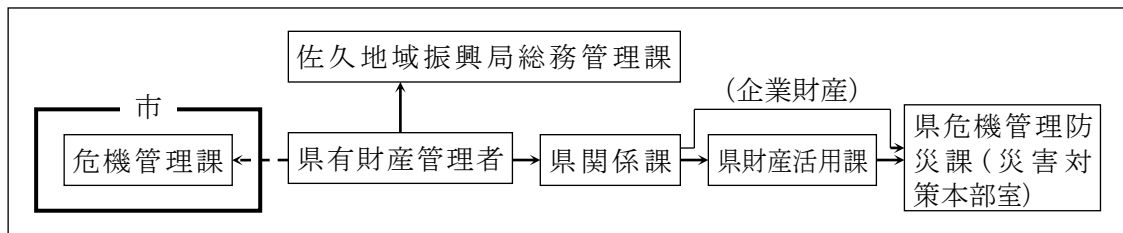
イ 県施設



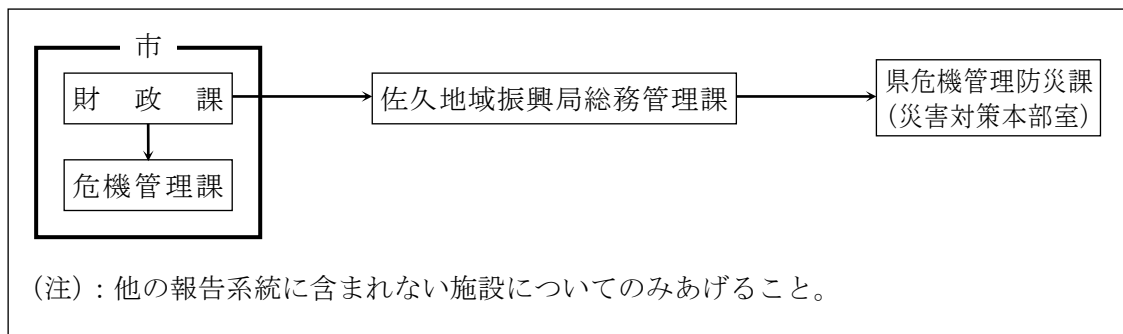
ウ 文化財



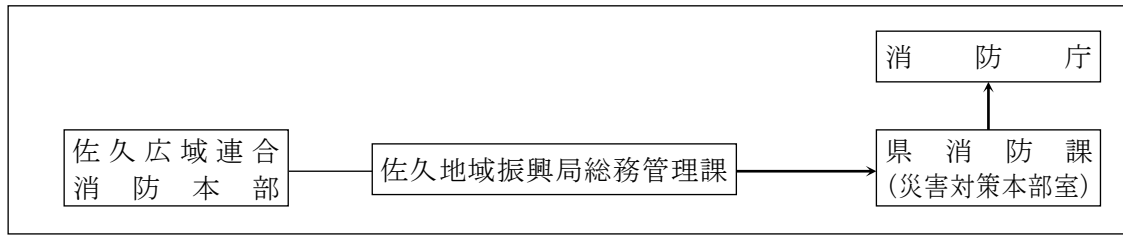
(15) 県有財産 (企業財産を含む。)



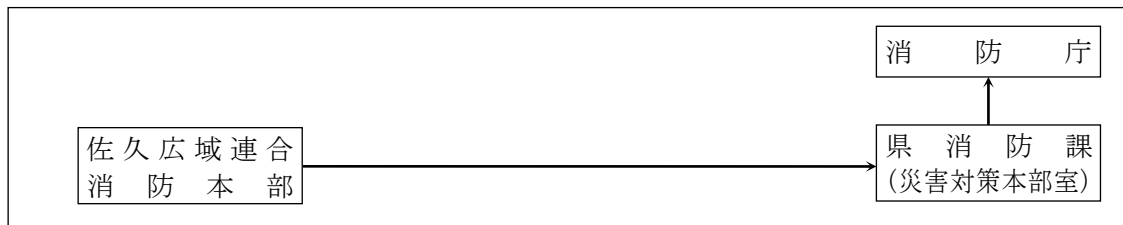
(16) 市有財産 (様式21)



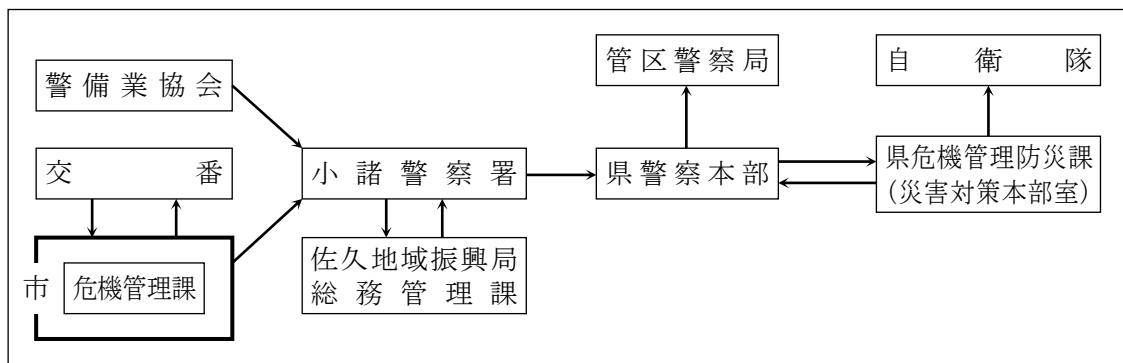
(17) 火災即報 (様式22)



(18) 火災等即報 (危険物に係る事故) (様式22)

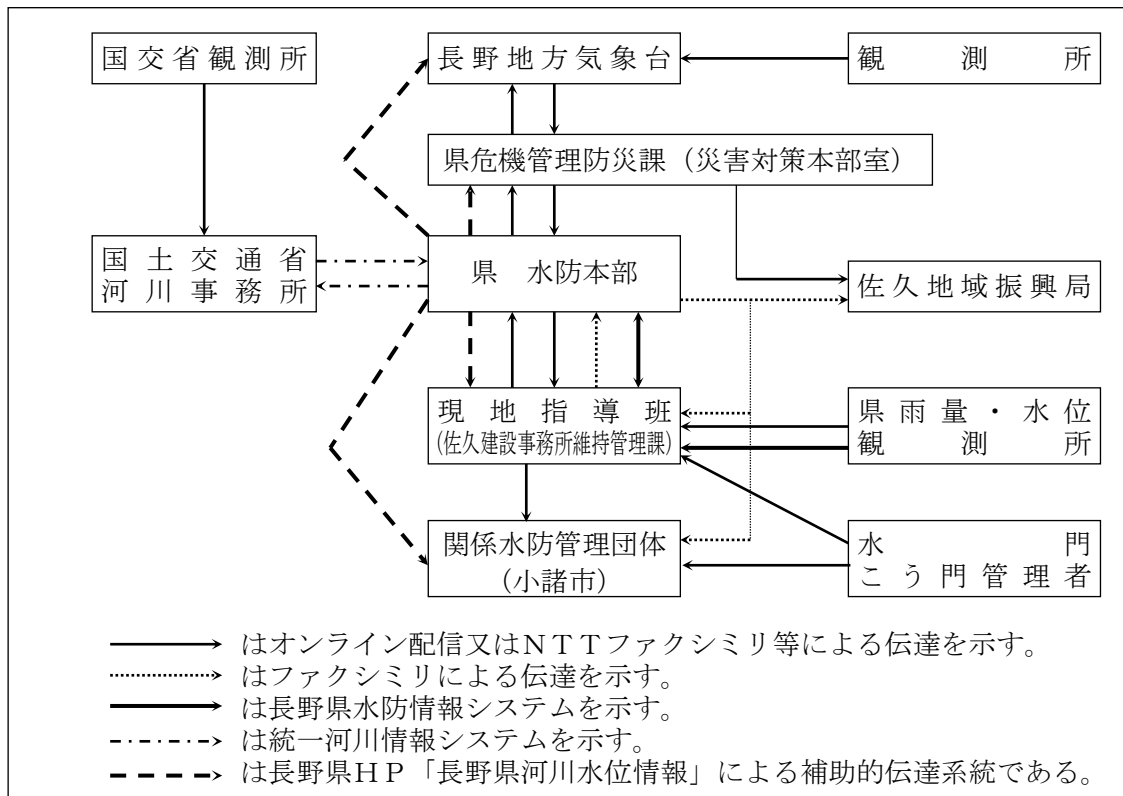


(19) 警察調査被害状況報告



(20) 水防情報

雨量・水位の通報



5 通信手段の確保

(1) 電話通信施設の利用

ア 非常電話

非常通話の申込みをするときは、災害時優先電話（市の場合は、22-1710番）により東日本電信電話㈱に非常電話であること、及び必要な理由を告げる。

なお、非常通話として使用できる通話内容は次のとおりとする。

- (ア) 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項
- (イ) 通信施設の災害予防、復旧及び通信の確保に関し、緊急を要する事項

イ 非常電報

非常電報を発信するときは、その旨を告げて発信する。非常電報として取り扱う電文の内容は、アに掲げるとおりとする。

(2) 信越総合通信局に対する機器等の貸出要請

必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

第4節 広域相互応援活動

（総務部（危機管理課・総務課・消防課））

災害時において、その規模及び被害状況等から小諸市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合は、法令及び応援協定に基づき、関係機関の協力を得て迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

なお、市が被災した場合は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、市職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行う。

また、他市町村が被災し、応援を要請されたときは、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。

なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。

1 長野縣市町村災害時相互応援協定（資料3-3参照）

(1) 要請先

次に掲げる順位により、応援要請をする。

順位	要 請 方 法	要 請 先	
1	佐久ブロック代表市町村への要請	佐久市	
2	佐久ブロック構成町村への要請	佐久穂町・小海町・川上村・南牧村・南相木村・北相木村・軽井沢町・御代田町・立科町	
3	隣接するブロックの代表市町村への要請	上小ブロック	上田市
		諏訪ブロック	岡谷市

(2) 要請方法

次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により(1)の市町村に要請し、後に文書を速やかに送付する。

ア 被害の状況

イ 応援を要請する内容

(7) 物資・資機材の搬入

物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等

(4) 人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

(5) その他、必要な事項

(3) 応援の内容

協定に基づく応援の内容は、次のとおりである。

ア 物資等の提供及びあっせん

(7) 食料、飲料水、生活必需品、医療品その他供給に必要な資機材

(4) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資

(5) 救援及び救助活動に必要な車両等

(5) ごみ、し尿処理のための車両及び施設

(4) 被災者の一時受入れのための施設

(4) 火葬場

イ 人員の派遣

(7) 救護及び応急措置に必要な職員

(4) 消防団員

ウ その他

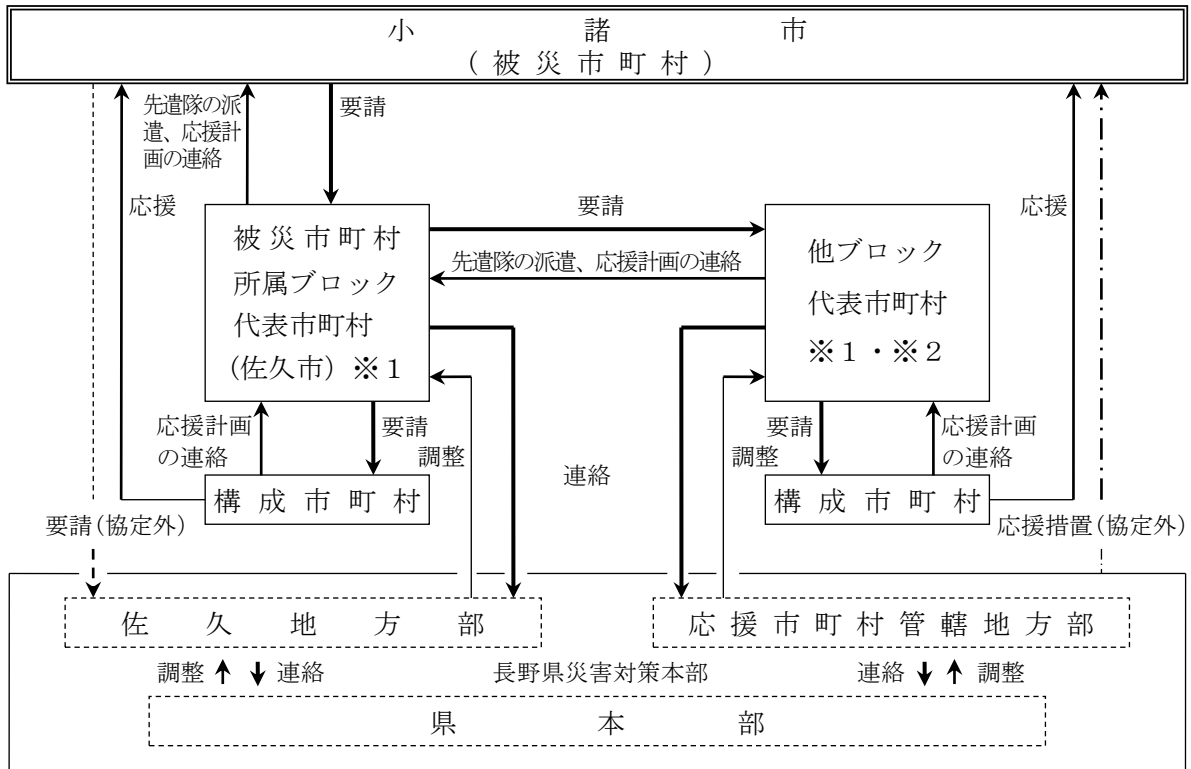
(7) 避難場所等の提供、緊急輸送路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置

(4) ボランティアのあっせん

(5) 児童・生徒の受入れ

長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統

(常備消防分を除く)



凡	↓ 要請に係る系統 (応援協定)	↓ 要請に係る系統 (協定外)
例	↑ 応援に係る系統 (応援協定)	↑ 応援に係る系統 (協定外)

※1 第2順位以降の代表市町村をあらかじめ所属ブロック内で指定。

※2 応援ブロック、応援を受けるブロックの組み合わせをあらかじめ定める。

代表市町村及び構成市町村は資料3-3参照

2 消防相互応援

(1) 県内市町村に対する応援要請 (長野県消防相互応援協定 (資料3-1参照))

市長は、消防本部と連絡をとり、大規模災害等の非常事態の場合において災害の規模及び被害状況等から自己の持つ消防力のみではこれに対処できない場合は、長野県消防相互応援協定に基づき、速やかに他の市町村等の長に対し、応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。

(2) 他都道府県への応援要請

市長は、(1)の場合における相互応援協定に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援について、消防長を通じて知事に要請する。

ア 緊急消防援助隊

イ 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要項」又は「消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定」に基づくヘリコプターの応援

ウ その他、他都道府県からの消防の応援

3 その他の相互応援協定等

本編第1章第5節「広域相互応援計画」に掲げた協定等に基づき、応援要請又は応援活動を行う。

4 県に対する応援要請等

市長等は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事等に対し、災害対策基本法第68条の規定により、応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。

5 指定地方行政機関に対する職員の派遣要請等

市長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により、職員の派遣の要請、又はあつせんを求める。

6 受援体制の整備

- (1) 市は、円滑な受入体制の整備のため、あらかじめ応急対応業務に必要な物資、人員等について、本計画、受援計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておく。
- (2) 応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をする。
- (3) 市は、応援職員が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。

7 経費の負担

- (1) 国から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他都道府県、他市区町村から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。(災害対策基本法施行令第18条)
- (2) 前項以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定に定められた方法によるものとする。

8 応援体制の確立

他市町村等が被災し、応援を要請された場合は、次の点に留意して応援活動を実施する。

(1) 情報収集及び応援体制の確立

市は、大規模災害等の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災市町村等から要請を受けた場合は、直ちに出勤する。

なお、地方公共団体等は職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

(2) 指揮

市は、要請側の指揮のもとで、緊密な連携を図りながら、応援活動を実施する。

(3) 自給自足

市は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。

(4) 自主的活動

市は、通信の途絶等により被災市町村等からの要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に

締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

第5節 ヘリコプターの活用計画

（総務部（危機管理課・企画課・消防課））

災害時には陸上の道路交通の寸断も予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用する。

1 出動手続の実施

- (1) 市長は、災害応急活動上必要があると認めるときは、県消防課に対し、ヘリコプターの出動要請をする。緊急を要する場合は、口頭で要請し、文書が必要な場合は後刻提出する。
- (2) 要請をした場合は、佐久地域振興局及び消防本部に対し、その旨報告するとともに、協力を要請する。
- (3) ヘリコプターの出動要請に当たっては、可能な限り、次の事項を明らかにして要請する。
 - ・災害の状況と活動の具体的内容（消火、救助、救急搬送、調査、人員・物資輸送等）
 - ・活動に必要な資機材等
 - ・ヘリポート及び給油体制
 - ・要請者、現場責任者及び連絡方法
 - ・資機材等の準備状況
 - ・気象状況
 - ・ヘリコプターの誘導方法
 - ・他のヘリコプターの活動状況
 - ・その他必要な事項
- (4) 出動要請があった場合、県では、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定し、関係機関に要請することがある。

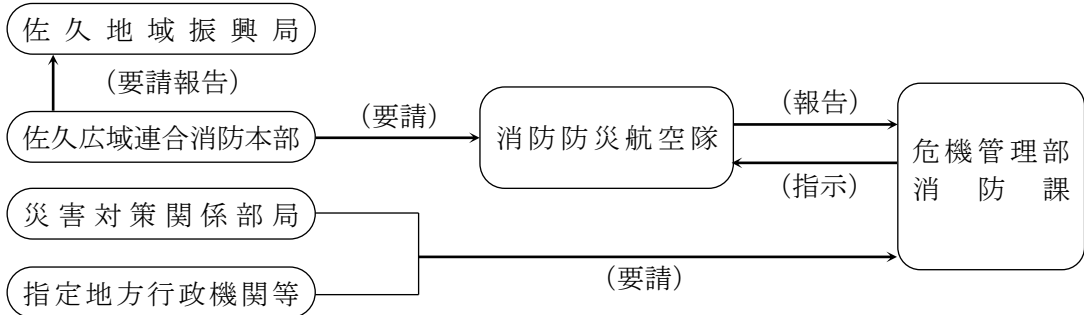
種 類	機 種	定員	救 助 ホイスト	消火装置	物資吊下	映像伝送
消防防災ヘリコプター	ベル412EPI	15	○	○	○	○
県警ヘリコプター	レオナルドAW139	14	○			○
	レオナルドAW139	14	○			○
広域航空消防応援等ヘリコプター	各 種	各種	○	○	○	○
自衛隊ヘリコプター	各 種	各種	○	○	○	
海上保安庁ヘリコプター	各 種	各種	○		○	
ドクターヘリ	各 種	6				

(5) ヘリコプター要請手続要領

前記により、各種ヘリコプターの出動を要請する場合の具体的な手続は次のとおりとする。

ア 消防防災ヘリコプター

災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に、幅広く迅速に対応する。

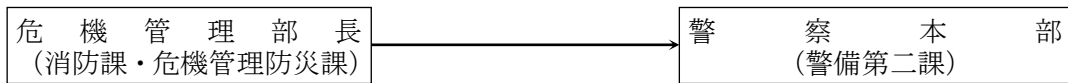


※ 連絡用無線 消防デジタル無線（主運用波）

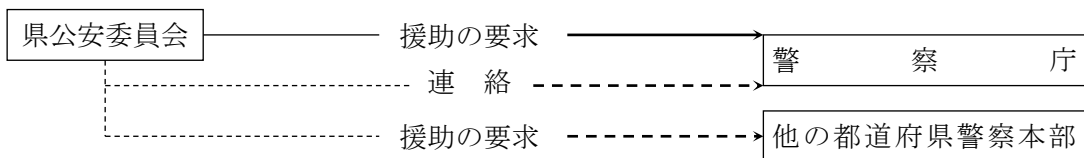
呼出名称 「しょうぼうながのけんあるぷす1（いち）」

イ 県警ヘリコプター

災害応急対策を実施するに当たり、状況に応じて、県警ヘリコプターの出動を要請する。



また、県公安委員会は、必要に応じて、警察庁又は他の都道府県警察に対し、援助の要請を行う。



ウ 広域航空消防応援等ヘリコプター

災害時、広域的な航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」又は「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に基づき応援要請する。

(7) 緊急消防援助隊航空小隊の出動計画

- a 大規模災害又は特殊災害が起きた場合に、原則として第一次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とし、長野県に災害が発生した場合の第一次出動航空小隊は次のとおり。

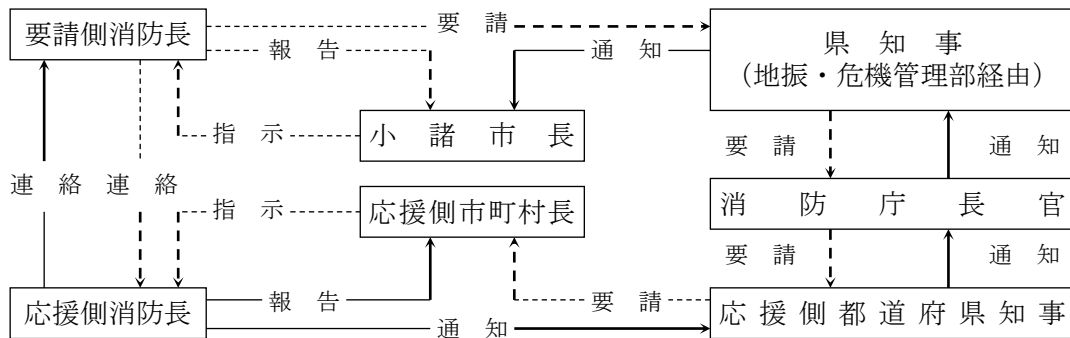
東京消防庁	埼玉県	山梨県	群馬県	新潟県
富山県	岐阜県	静岡市	浜松市	名古屋市

- b 第一次出動航空小隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場

合に速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空小隊は次のとおり。

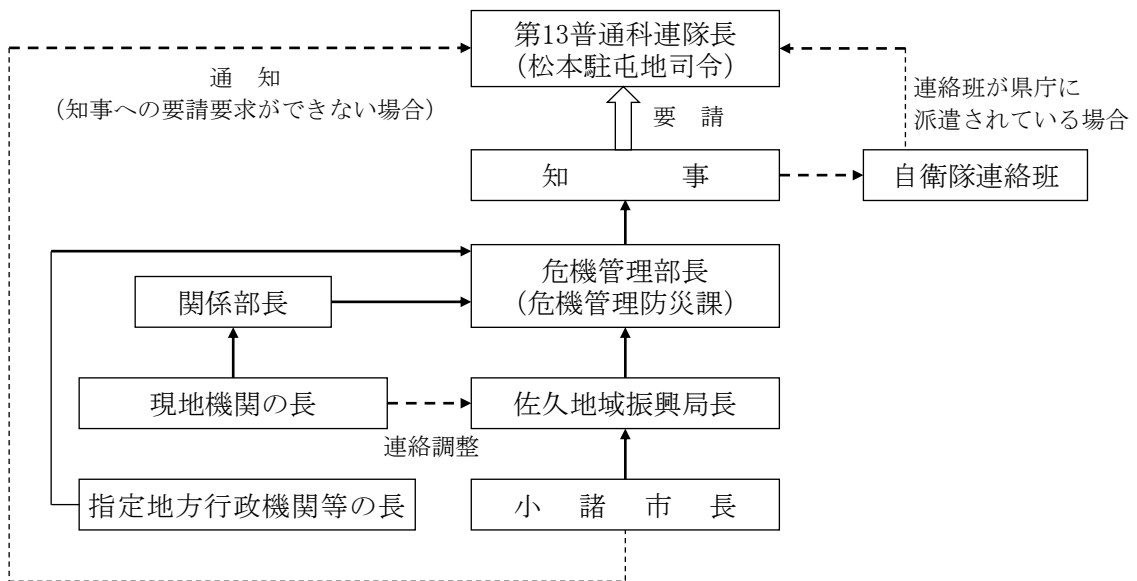
茨城県	栃木県	千葉市	横浜市	川崎市	石川県
福井県	静岡県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市

(イ) 広域航空応援要請手順



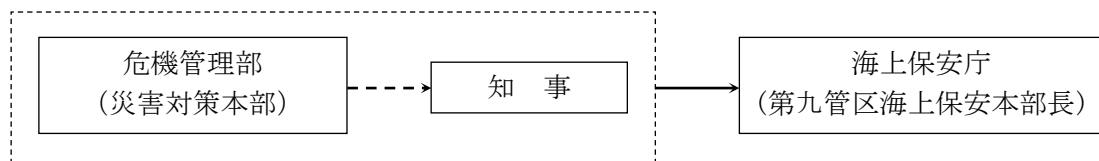
エ 自衛隊ヘリコプター

要請については、本章第6節「自衛隊の災害派遣」による。



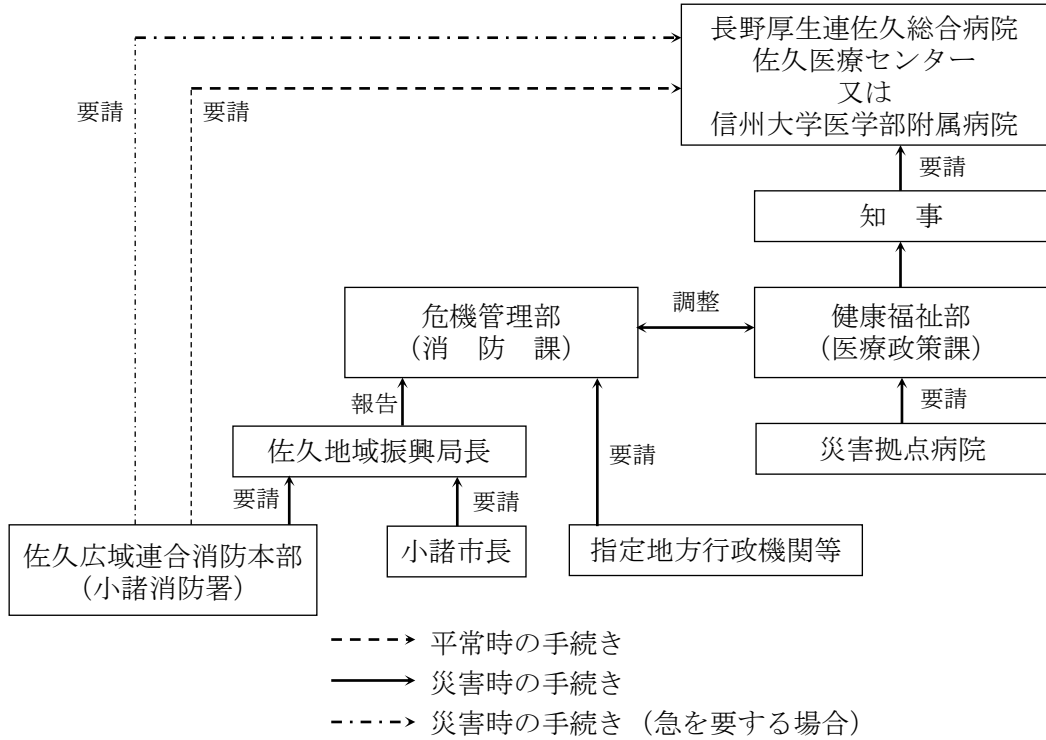
オ 海上保安庁ヘリコプター

救助等の所要が生じた場合、海上保安庁ヘリコプターの応援を要請する。



カ ドクターヘリ

重度救急患者の搬送が必要な場合は、危機管理部と健康福祉部が調整の上、長野厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部附属病院へドクターヘリの出動を要請する。



2 受入体制の整備

- (1) 県と連携して適切なヘリポート（資料6-1参照）を選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置を行う。
- (2) 傷病者の搬送の場合は、救急車及び受入先病院等について手配する。
- (3) 連絡責任者はヘリポートで待機し、必要に応じて、機長等との連絡に当たる。

第6節 自衛隊の災害派遣

(総務部 (危機管理課・企画課))

災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、自衛隊法第83条第1項に基づき、県知事は自衛隊の災害派遣を要請する。

また、災害対策法第68条の2に基づき、市長は県知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができる。

自衛隊が派遣された場合は、派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県、市は、派遣部隊と密接に連絡調整を行う。

1 災害派遣の要請

(1) 派遣要請の範囲

自衛隊の救援活動の具体的内容（災害派遣を要請できる範囲）は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等により異なるが、おおむね次による。

項 目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の援助
遭難者等捜索救助	行方不明者、負傷者等の捜索救助
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動
消防活動	利用可能な消防車、その他の防災用具（空中消火が必要な場合は航空機）による消防機関への協力
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去
応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
給食及び給水、入浴支援	被災者に対する給食及び給水、入浴支援
物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年1月10日総理府令第1号）に基づく、被災者に対する生活必需品の無償貸与又は救じゅつ品の譲与
危険物の保安及び除去等	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去

- エ 駐車場
- オ その他（材料置場、ヘリポート等）

3 派遣部隊との連絡調整

派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県では自衛隊の長と密接な連絡調整が行われるよう次により区分している。

区 分	統括連絡調整者	現地連絡調整者
県災害対策本部が置かれていない場合	危機管理部長	地域振興局長等
県災害対策本部が置かれている場合	災害対策本部長	地方部長
県現地本部が置かれている場合	災害対策本部長	現地本部長

- (1) 市が部隊の活動等について行う要請は、すべて現地連絡調整者を通じて行う。
- (2) 市長は、連絡、交渉の窓口を一本化し、常に現地連絡調整者と連携する。また、市、派遣部隊及び現地連絡調整者の情報共有の場を設置する。
- (3) 市は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資機材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。

〔自衛隊〕

- (1) 第13普通科連隊長は、迅速な災害派遣及び県その他関係機関との連絡調整を図るため、連絡班を本庁若しくは地域振興局に、偵察班を現地にそれぞれ派遣する。
- (2) 第13普通科連隊長は、災害に際し、被害がまさに発生しようとしており、事情真にやむを得ないと認めた場合は、知事の要請を受け、連絡班等及び部隊を派遣する。（予防派遣）

4 派遣部隊の撤収要請

- (1) 市長は、部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、現地連絡調整者に文書又は口頭をもって報告する。
- (2) 撤収要請書（様式61参照）は、次に掲げる事項を明示する。

- ア 撤収日時
- イ 撤収要請の理由
- ウ 撤収後の措置
- エ その他必要事項

5 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として市が負担し、その内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊が、救援活動を実施するために必要とした資機材（自衛隊の装備に係るものを除く。）
- (2) 派遣部隊の宿営に要した土地、建物の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用

- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた(自衛隊の装備に係るものを除く。)損害の補償
- (5) その他救援活動の実施に要した経費で、負担区分に疑義のある場合は、県に調整を依頼して決定する。

第7節 救助・救急・医療活動

(総務部 (危機管理課・企画課・財政課・消防課) 保健福祉部 (健康づくり課))

大規模災害時における救助・救急・医療活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな災害派遣医療チーム (DMAT) の派遣要請、医療救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保等について関係機関と連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応をとる。

なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。

1 救助・救急活動

- (1) 市は、消防機関、警察署、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて、他の地方公共団体等との相互応援協定等に基づく応援要請を本章第4節「広域相互応援活動」及び第6節「自衛隊の災害派遣」により行い、住民の安全確保を図る。
- (2) 消防機関は、県警察本部等との連携及び出動隊の報告等により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送に当たり、効率的な対応をする。
- (3) ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第5節「ヘリコプターの活用計画」により要請する。
- (4) 住民及び自主防災組織は、住民同士又は自主防災組織内において、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに (共助)、消防機関、救護班等に協力するものとする。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努めるものとする。

- (5) 被災者の救出については、次の諸記録を整備する。

ア 被災者救出状況記録簿 (様式29)

イ 被災者救出用機械器具燃料受払簿 (救助種目別物資等受払簿) (様式24)

ウ 被災者救出用機械器具修繕簿 (様式27)

エ 救出費用支払関係証拠書類

2 医療活動

- (1) 医療救護班及び災害派遣医療チーム (DMAT) の派遣要請

市は、応急医療体制を確立するため、「災害時の医療救護活動に関する協定書」(資料3-10参照)に基づき、(一社)小諸北佐久医師会及び北佐久歯科医師会に対し、医療救護班の派

遣を要請する。

また、長野県災害医療活動指針に基づいた災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。

(2) 医療救護班の活動内容

医療救護班は、市が設置する避難所又は救護所において、次の活動を行う。

- ア 傷病者に対する応急処置及び医療活動
- イ 傷病者の受入医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- ウ その他、医療救護活動に関する必要な措置

(3) 救護所の設置

市は、災害の状況により、必要に応じて公共施設又は被災地周辺の医療施設等に救護所を設置する。

(4) 医療品等の確保

市は、医療救護班が使用する医薬品等を供給するため、「災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定書」に基づき、(一社)小諸北佐久薬剤師会に対し薬剤師班の派遣を要請する。物資が不足する場合には、県（災害医療コーディネートチーム）及び他の市町村に対して調達・あっせんを要請する。

(5) 傷病者の搬送体制の確立

ア 医療機関における受入可能人員、診療機能の稼働状況等について把握し、後方医療機関の確保を行い、警察本部に誘導を要請する等、傷病者の搬送体制を整備する。

また、災害の規模により必要がある場合は、隣接市町、県（災害医療コーディネートチーム）に対し傷病者の受入れについて要請する。

イ 必要に応じて、重症傷病者の災害医療拠点病院（佐久医療センター）、救命救急センター等への緊急輸送について県（災害医療コーディネートチーム）に要請する。

(6) 住民による救急活動

発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、初期救助・救急活動について日ごろから認識を深めるとともに、被災時は感染症対策を講じた上で、自発的に救急活動を行うよう心がける。

(7) 医療活動に関する事務処理

医療活動については、次の諸記録を整備する。

- ア 医療救護班活動状況（様式40）
- イ 診療記録（様式41）
- ウ 医薬品、衛生材料使用簿（様式42）
- エ 医薬品衛生材料受払簿（救助種目別物資等受払簿）（様式24）
- オ 病院、診療所医療実施状況（様式43）
- カ 助産台帳（様式44）
- キ 医療及び助産関係支払証拠書類

第8節 消防活動

(総務部 (消防課))

大規模災害等発生時においては、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力のみでは十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

1 消火活動

(1) 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底について広報を行うとともに、消防本部と連携のもと、消防団の効率的な部隊運用を図る。

(2) 情報収集

倒壊家屋状況、人的被害状況、道路状況等、災害情報収集を速やかに実施し、消火活動及び住民に必要な情報の提供を行い、パニックの防止を図る。

(3) 出 動

ア 消防職員の出動は、佐久広域連合消防本部消防計画の定めるところによる。

イ 消防団員は、消防団本部からの通報若しくは自ら覚知し、別に定める出動区域計画（資料8-2参照）に基づき出動する。

(4) 消防水利

各地区ごとに水道給水系統、水道管口径、給水能力、水圧等を考慮し、消火栓使用可能数を定め、到着順に応じて消火栓、防火貯水槽、自然水利に区別した水利統制をする。

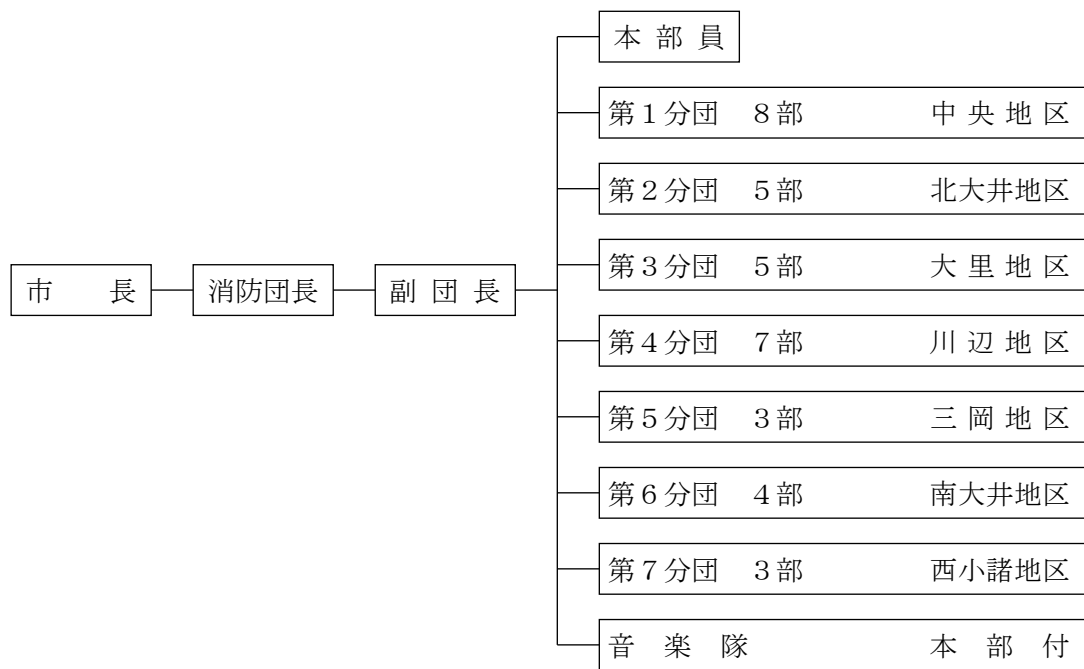
2 応援要請等

(1) 市長は、消防本部と連携して速やかな被害状況の把握を行い、当該状況から、自らの消防力では対処できないとき、又は対処できないと予測されるときは、「長野県消防相互応援協定書」（資料3-1参照）に基づき、他の消防機関等に対し応援を求める。

(2) 市長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第5節「ヘリコプターの活用計画」により要請する。

(3) 市長は、自衛隊の派遣を求めようとするときは、本章第6節「自衛隊の災害派遣」により派遣要請を求める。

消防団組織図



第9節 水防活動

(総務部 (危機管理課・消防課) 産業振興部 (農林課) 建設水道部 (建設課))

風水害時は、河川の増水等のため、水防活動を行う事態が予想される。このため、市は、小諸市水防計画に基づき、水防団（消防団）等を出動させ、(資料9-5(2)参照)、必要に応じて近隣市町村等の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防対策に万全を期する。

具体的な活動については、「小諸市水防計画」によるものとする。

第10節 要配慮者に対する応急活動

(総務部 (危機管理課・総務課) 市民生活部 (市民課・人権政策課)
 保健福祉部 (健康づくり課・福祉課・高齢福祉課・こども家庭支援課)
 産業振興部 (商工観光課) 教育委員会事務局 (学校教育課))

災害時には、要配慮者とりわけ避難行動要支援者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、市、県及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民等の協力を得ながら、避難行動要支援者の態様に十分配慮した応急活動を行う。

1 避難受入活動

市は、県及び関係機関と相互に連携し、迅速かつ適切に要配慮者の応急対策を講ずる。

(1) 高齢者等避難、避難指示をはじめとする災害情報の周知

要配慮者の態様に応じ、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を的確に行う。

(2) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

市は、避難行動要支援者の避難支援等に携わる関係者と連携し、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、関係者にあらかじめ提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行う。

なお、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努めるとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行う。

(3) 避難所での生活環境整備

災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受け入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所、あるいは通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置する。

また、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行う。

ア 避難所における設備の整備

段差解消やスロープ・身体障がい者用トイレの設置等を必要に応じて行う。

イ 避難所における物資の確保及び提供

車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレをはじめとする日常生活用品等を確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。

ウ 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供

福祉避難所（室）及び要配慮者が生活する避難所には、保健師等による相談体制を整え、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、必要に応じて医師、看護師、保健師、

介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を行う。

なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。

エ 外国籍住民や外国人旅行者への支援体制の整備

外国籍住民や外国人旅行者に対して多言語による情報提供や避難所への巡回による支援などを行うため、必要に応じて災害多言語支援センターの設置を行う。

オ 情報提供体制の確立

避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、インターネットの端末、ファクシミリ、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置する。

2 社会福祉施設等に係る対策

(1) 入所者・利用者の安全確保

ア 市は、社会福祉施設の管理者等を通じて施設利用者の安否確認を行うとともに、必要な救助・避難支援を行う。

イ 市は、施設が被災し、又はそのおそれがある場合には、その機能を低下させない範囲内で、援護の必要性の高い被災者を優先的に隣接する地域の社会福祉施設に移送する。

(2) 支援活動

ア ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。

イ ライフラインの復旧までの間、水、食料等の確保のための措置を講ずる。

ウ ボランティアへの情報提供などを含めた協力体制を確保する。

3 在宅者対策

市は、災害発生後、避難所に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生・児童委員、地域住民、自主防災組織等の協力により、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行う。

(1) 在宅者の訪問の実施

在宅の要配慮者に対し、定期的な訪問体制を確立する。

(2) 物資の確保及び提供

必要に応じて日常生活に必要な物資等を提供する。

(3) 相談体制の整備

在宅の要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、要配慮者の態様に応じた助言と支援を行う。

(4) 情報提供体制の確立

災害状況や生活に必要な各種情報について、要配慮者の態様に応じた手段により提供する。

4 児童に係る対策

市は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

(1) 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握する。

- (2) 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。
- (3) 避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する。

5 観光客対策

市は、ホテル・旅館等の観光施設管理者等と連携して、市内に滞在中の観光客の把握及び安全確保に努めるとともに、安否確認等の問い合わせに的確に対応する。

6 外国籍住民対策

迅速に外国籍住民の安否確認に努めるとともに、外国籍住民が孤立しないよう、各種情報の収集・提供ができる体制の整備等に努める。

- (1) 広報車や防災行政無線等により、外国語による広報を行い、外国籍住民の安全かつ迅速な避難誘導に努める。
- (2) 外国籍住民の迅速な安否確認に努める。
- (3) 外国語による相談窓口等を開設し、災害に関する外国籍住民のニーズの把握に努める。

7 応急仮設住宅等の確保

市は、要配慮者向けの応急仮設住宅について、県と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進める。

8 広域相互応援体制等の確立

広域にわたる大規模災害が発生した場合や、社会福祉施設等が被災し、避難所や他の施設へ一次的・応急的に避難が必要な場合などにおいては、要配慮者の移送、受入れ等が集中的に必要になることが考えられる。市は、要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、市の区域を越えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び避難所等を確認の上、県、他市町村及び関係機関に応援要請を行う。

なお、他市町村等から応援要請があった場合には、可能な限り協力するよう努める。

第11節 緊急輸送活動

（総務部（危機管理課・企画課・財政課） 建設水道部（建設課））

緊急輸送の実施に当たっては、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とし、被災者の避難及び災害応急対策等の実施に必要な要員及び物資の輸送を応急復旧の各段階に応じて迅速、的確に行う。

1 緊急輸送の実施体制及び輸送の優先順位

大規模災害時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、ヘリコプターの活用を含む総合的な輸送確保を行う。

また、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全 ②被害の拡大防止 ③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進し、原則として次の優先順位をもって実施する。

第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人命救助 ・ 消防等災害拡大防止 ・ ライフライン復旧 ・ 交通規制 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (第1段階の続行) ・ 食料、水、燃料等の輸送 ・ 被災者の救出搬送 ・ 応急復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (第1・第2段階の続行) ・ 災害復旧 ・ 生活必需物資輸送

2 緊急輸送体制の確立

輸送施設、交通施設の被害状況及び復旧状況、人員、機材、燃料の確保状況、必要輸送物資の量等を勘案し、状況に応じた緊急輸送体制を確立する。

(1) 車両による輸送

ア 輸送路の確保

(7) 市長は、県及び警察等関係機関と協議の上、県指定の緊急輸送道路及びそれらと市内の拠点施設（市庁舎、医療施設、ヘリポート、物資輸送拠点など）を結ぶ道路を緊急輸送道路とし、交通規制、障害物の除去等必要な対策を進める（資料6-5・6-6参照）。

(4) 市は、市道において、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要のあるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、警察等と連携し、自ら車両の移動等を行う。

イ 車両の確保

(7) 市所有車両等の確保

車両等の掌握、管理は、総務部が行う。市所有車両等は、資料6-3のとおりである。

(1) 市所有以外の輸送力の確保

市所有車両等により応急措置の輸送力を確保できないときは、次の順序で車両の借上げについて協力を要請する。なお、協力を要請する場合は、輸送区間、輸送期間、輸送対象及び輸送台数等必要な輸送条件を明示して行う。

- a 官公署及び公共団体の車両等
- b 民間輸送業者の車両等
- c その他自家用車両等

(2) 空中輸送力の確保

陸上の一般交通が途絶した場合等、緊急にヘリコプターによる輸送が必要となったときは、県消防防災ヘリコプターの出動要請を行う。

3 交通規制

(1) 市の管理する道路において、災害が発生し、交通規制の必要が生じたときは、所定の道路標識及び標示板を設置し、交通の安全を図るとともに、禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を小諸警察署長に通知する。

(2) 実施区分

区	分	事	項
道路管理者	国 道 国土交通大臣 県管理国 知 事 市 道 市 長	1 道路の破損、全壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合	
警 察	公 安 委 員 会 警 察 官	1 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資を緊急輸送する必要があると認められたとき。 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認められたとき。 3 道路の損壊、災害の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	

(3) 規制標識

ア 規制標識は道路法第45条（道路標識の設置）及び災害対策基本法施行規則第5条（通行の禁止又は制限についての標示の様式等）による。

イ 標識には禁止・制限の対象、区間、期間、理由並びにその他う回路等を明示する。

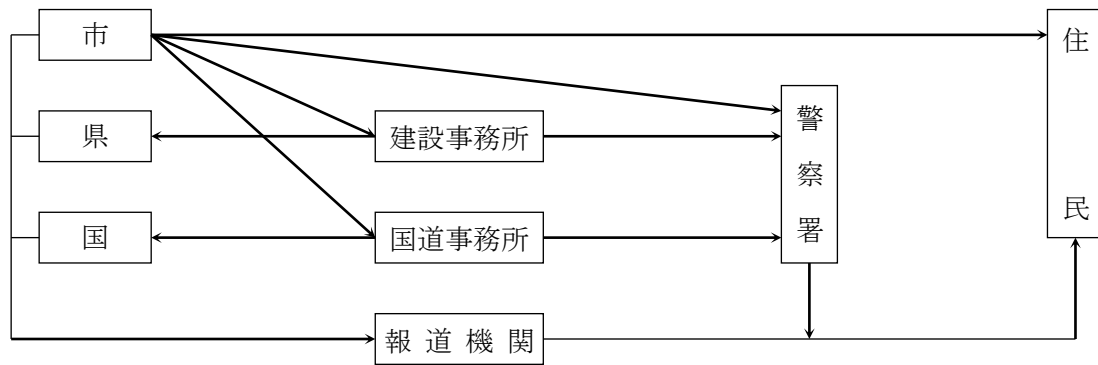
(4) う回路線

名 称	う 回 路
県道八幡小諸線	大型車：う回路なし、普通車：宮沢～飯綱線～久保のう回路線

主要地方道 諏訪白樺湖小諸線	(1) 茂登里橋を経て風速線のう回路線による。 (2) 一般国道18号によるう回
市道袴腰線	上の平～御牧ヶ原線又は西浦、大久保～鵜久保によつてう回する。
市道諸菱野線	諸～滝原線又は菱野～後平線によつてう回する。

(5) 規制の報告

ア 規制時における通報系統は次のとおりとする。



イ 報告、通知内容は禁止・制限の対象、区間、期間、理由並びにその他う回路の有無等とする。

4 輸送拠点の確保

緊急輸送が円滑に推進されるためには、受け入れた物資を拠点に一旦集積し、各避難所ごとに分類して発送することが効率的である。ヘリコプターによる輸送も考慮し、陸上と航空の輸送が一元的に推進できる拠点を設定する。

(1) 地域内物資輸送拠点（資料6-1参照）を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するとともに、その周知徹底を図る。

また、輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

(2) 各避難所での必要物資につき、輸送拠点と連携を密にする。

5 交通、輸送に関する事務処理

交通、輸送については、次の諸記録を整備する。

- (1) 輸送記録簿（様式53）
- (2) 燃料及び消耗品受払簿（救助種目別物資等受払簿）（様式24）
- (3) 修繕費支払簿（様式54）
- (4) 輸送に関する支払関係証拠書類

6 障害物の除去

市は、倒壊した建物や電柱、街路樹及び放置車両等の障害物を速やかに除去し、道路交通の確保を図る。

なお、障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

(1) 優先順位

緊急輸送道路を優先して行う。また、危険なもの、通行上支障のあるもの等から先に収集・運搬する。

(2) 集積場所の確保

障害物の一時集積場所を確保し、損壊した建物の残骸等持ち運びの困難なものを運搬し、集積する。その際、再び人命、財産に被害を与えないようにする。

(3) 障害物の処理

災害廃棄物の粉碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルに努める。また、アスベスト等の有害廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の規定に基づき、適正な処理を進める。

(4) 放置車両等の移動等

ア 市管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

イ 運転者がいない場合等においては、警察等と連携し、自ら車両の移動等を行う。

(5) 応援協力体制

ア 市に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとる。

イ 市のみでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

(6) 労働力等の確保

「災害時の応急措置に関する協定書」(資料3-15参照)に基づき、事業協同組合小諸市建設業協会及び小諸市建設協議会に対し、労働力及び資機材の供給について協力を要請する。

(7) 障害物除去に関する事務処理

障害物除去については、次の諸記録を整備する。

ア 障害物除去該当世帯調 (様式51)

イ 障害物除去の状況記録簿 (様式52)

ウ 障害物除去支払関係証拠書類

第12節 避難受入れ及び情報提供活動

総務部（危機管理課・総務課・財政課・消防課）
 市民生活部（市民課・税務課・人権政策課）
 保健福祉部（福祉課・高齢福祉課・健康づくり課・こども家庭支援課） 建設水道部（建設課）
 教育委員会事務局（学校教育課・文化財・生涯学習課・スポーツ課）
 監査委員事務局（兼選挙管理委員会事務局）

風水害発生時においては、河川の氾濫、建築物の破損、崖崩れ等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な避難受入対策を実施する。その際、要配慮者については十分考慮する。

1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

(1) 実施機関

ア 風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対して避難指示等を発令し、伝達する。

避難指示等を発令する者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示等を発令した場合は、速やかにその内容を住民に周知する。

その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

また、避難指示等の発令に資する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難行動等を促す。

警戒レベル	住民が取るべき行動	市の対応	気象庁等の情報 (相当する警戒レベル)
5	命の危険 直ちに安全確保！ ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。いまいる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない	大雨特別警報 氾濫発生情報 (警戒レベル5相当)
〈警戒レベル4までに必ず避難！〉			
4	危険な場所から全員避難 ・過去の重大な災害の発生時に匹敵する状況。この段階までに避難を完了しておく。 ・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。	避難指示	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報 (警戒レベル4相当)

3	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難	大雨警報※ 洪水警報 氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当)
2	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。		大雨警報に切り替える可能性が高い注意報 大雨注意報 洪水注意報 氾濫注意情報 (警戒レベル2相当)
1	災害への心構えを高める		早期注意情報(警報級の可能性)

※夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3（高齢者等避難）に相当します。

高齢者等避難、避難指示の実施機関、根拠等

実施事項	機関等	根拠	対象災害
高齢者等避難	市長	災害対策基本法第56条	災害全般
避難指示	市長	災害対策基本法第60条	災害全般
	知事	災害対策基本法第60条	災害全般
	水防管理者	水防法第29条	洪水
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般
	自衛官	自衛隊法第94条	災害全般
緊急安全確保	市長	災害対策基本法第60条	災害全般
	知事	災害対策基本法第60条	災害全般
	警察官	災害対策基本法第61条	災害全般
指定避難所の開設、受入れ	市長		

イ 知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市長の事務を、市長に代わって行う。

ウ 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、市から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言する。さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等も活用し、適切に判断を行う。

(2) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味

ア 「高齢者等避難」

災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において、市長から必要な地域の居住者等に対し発令される情報である。避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。

イ 「避難指示」

災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、市長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。

ウ 「緊急安全確保」

災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。

ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を市が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は市長から必ず発令される情報ではない。また、住居の構造・立地、周囲の状況等が個々に異なるため、緊急時においては、市は可能な範囲で具体的な行動例を示しつつも、最終的には住民自らの判断に委ねざるを得ない。したがって、市は平時から居住者等にハザードマップ等を確認し災害リスクととるべき行動を確認するよう促すとともに、緊急安全確保は必ずしも発令されるとは限らないことを周知しつつ、緊急安全確保を発令する状況やその際に考えられる行動例を居住者等と共有しておくことが重要である。

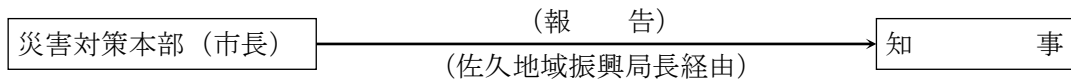
(3) 措置及び報告、通知等

ア 市長の行う措置

(ア) 避難指示等の区分

市は、別に定める「避難情報の判断・伝達マニュアル」に基づき、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、住民等に対し、避難方向又は指定緊急避難場所を示し、避難指示等を発令する。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の2階以上の場所への退避等の緊急安全確保を住民等に指示する。また、災害の危険性が高まり、避難指示を行う際は、必要に応じて県、指定行政機関及び指定地方行政機関から速やかに助言を受け、その対象地域、発表及び解除の判断時期等について検討する。

(イ) 報告（災害対策基本法第60条）



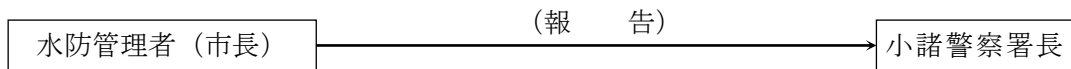
※避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

イ 水防管理者の行う措置

(7) 指示

水防管理者は、洪水の氾濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

(4) 通知（水防法第29条）



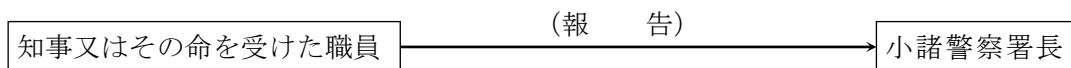
ウ 知事又はその命を受けた職員の行う措置

(7) 洪水のための指示

水防管理者の指示に同じ。

(4) 地すべりのための指示（地すべり等防止法第25条）

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。



(4) 避難指示等の時期

前記(3)ア(7)に基づき、その条件に該当する地域が発生すると予想され、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

なお、避難指示等を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。

(5) 避難指示等の内容

避難指示等の発令に際して、次の事項を明確にする。

ア 発令者

イ 発令日時

ウ 避難情報の種類

エ 対象地域及び対象者

オ 指定緊急避難場所

カ 避難の時期・時間

キ 避難すべき理由

ク 住民のとるべき行動や注意事項

ケ 避難の経路又は通行できない経路

コ 危険の度合い

(6) 住民への周知

ア 避難指示等の発令者は、災害情報共有システム（Lアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ、速やかにその内容を市防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ、

又は、直接、住民に対し周知する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。

なお、市は、住民に対し、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて周知徹底に努める。

イ 市長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等により周知する。

ウ 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、市長は県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。

県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

エ 市は、様々な環境下にある住民、要配慮者利用施設の施設管理者等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、市防災行政無線(個別受信機を含む)、Ｌアラート(災害情報共有システム)、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

(7) 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

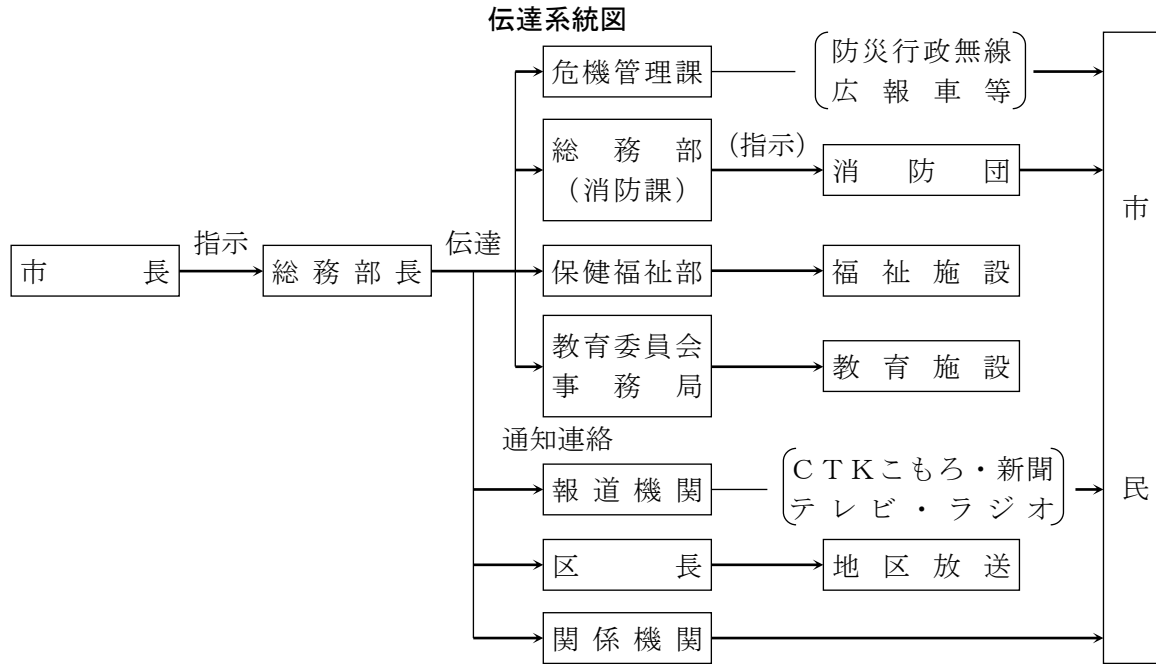
市は、避難指示等を発表したときには、直ちに民生・児童委員、区長、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。また、必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行う。

(8) 市有施設における避難活動

災害時においては、火災等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。

ア 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。

イ 避難指示等が発令された場合は、速やかに内容を庁内放送、職員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。



(注) 上記の周知方法については、あらかじめ市職員、関係機関、住民等に周知しておくものとする。

2 警戒区域の設定

(1) 実施者

- ア 市長、市職員（災害対策基本法第63条）
- イ 水防団長、水防団員、消防職員（水防法第21条）
- ウ 消防吏員、消防団員（消防法第28条）
- エ 警察官（前記の法に定める各実施者が、現場にいない場合又は依頼された場合）
- オ 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項——市長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る。）

なお県は、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退却を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土砂等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行う。

(2) 警戒区域設定の意味

「警戒区域の設定」とは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りを制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難指示と異なる点は、次の3点である。

- ア 避難指示が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止、及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。
- イ 警戒区域の設定は、避難指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。
- ウ 避難指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

- (3) 警戒区域の設定を行った場合は、避難指示と同様、関係機関及び住民に対してその内容を周知する。
- (4) 前記(1)オの自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を市長に通知する。

3 避難の誘導・移送

(1) 避難の方法

災害時における避難に当たっては、在宅の避難行動要支援者への情報の伝達、避難誘導等について近隣住民の果たす役割が大きいことから、市は地域の自主防災組織及び自治会等と連携し、避難の際は、警察官、消防団員等の誘導の下、これらの単位集団で行動するよう徹底する。

(2) 避難の誘導

避難指示をしたときの誘導は、次のとおりとする。

ア 各地区ごとの避難誘導については、当該地区の区長を誘導責任者とし、警察官及び当該地区の消防団員を誘導員とする。

イ 危険区域及び指定緊急避難場所に市職員及び誘導員を配置し、適切な避難誘導を行う。

(3) 避難の順位等

ア 住民間の避難の順位は、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者等避難行動要支援者の避難を優先する。

イ 地区ごとの避難の順位は、災害発生の時期を客観的に判断し、先に災害が発生すると認められる地区内居住者の避難を優先する。

(4) 誘導時の留意事項

ア 誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示する。

イ 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

ウ 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。

エ 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を利用し、安全を期する。

オ 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

カ 高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力で立ち退くことが困難な者については、市が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送する。

また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。

キ 避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、あらかじめ定められた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行う。

ク 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市において処置できないときは、市は佐久地域振興局を經由して県へ応援を要請する。要請を受けた県は、自衛隊の出動を求める等適切な処置を行う。

市は、状況によっては、直接、他の市町村、警察署等と連絡して実施する。

ケ 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。

コ 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

(5) 移送の方法

ア 小規模の移送

避難者が自力で立ち退くことが不可能な場合は、市は車両等により移送する。

イ 大規模の移送

災害地が広範囲で、大規模な移送を必要とし、市において対応できないときは、県に応援要請をする。

(6) 避難時の留意事項

避難誘導員は、避難に当たり次の事項を住民に周知徹底する。

ア 戸締り、火気の始末、ブレーカーの遮断を完全にする。

イ 携帯品は、必要最小限のものにする。

(食料、水筒、タオル、ティッシュペーパー、着替え、常備薬、お薬手帳、母子健康手帳、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布等)

ウ 服装は、なるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行する。

4 避難所等の開設・運営

市は、収容を必要とする被災者の救出のために指定避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、指定避難所における良好な生活環境確保のため、必要な措置をとる。

その際、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境確保について、県、関係団体等と連携して対策を講じる。

(1) 避難所の開設

ア 災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため指定避難所（資料7-1参照）を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。

イ 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

ウ 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

エ 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

オ 指定避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、指定避難所に受け入れるべき者を誘導し保護する。

カ 市長は、災害の状況により指定避難所が使用不能となったとき又は受入定数を超えたときは、仮設避難所を設置する等適切な措置をとる。

キ 避難所開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。

ク 指定避難所の開設に当たっては、各世帯の人数・構成等に適した居住スペースの提供のため、また世帯間の距離を適正に保つために、テープやパーティション等を活用して避難スペース・通路等の区画整理を行う。

ケ 避難者の受入れに当たっては、それぞれの指定避難所に受付を設置して、避難者情報を収集するとともに、感染症対策のため、受付時の確認、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を講じる

よう努める。

コ 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について次の者の協力が得られるように努める。

- (7) 避難者
- (イ) 住民
- (ロ) 自主防災組織
- (エ) 他の地方公共団体
- (オ) ボランティア
- (カ) 指定避難所運営について専門性を有したNPO等の外部支援者

サ 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

(2) 運営

ア 指定避難所の運営

(7) 避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている避難者等に係る情報の把握に努める。

(イ) 避難の長期化等、必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。

(ロ) 指定避難所における生活環境について次の事項に注意を払い、必要な措置をとることで、常に良好なものであるよう努める。

a トイレの設置状況等の把握に努め、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等により快適なトイレの設置への配慮

b 食事供与の状況の把握に努め、栄養バランスの取れた適温の食事の提供

c 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置

d 入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保

e 避難の長期化等必要に応じて、避難者の健康状態や指定避難所の環境状況の把握

(a) パーティション等によるプライバシーの確保状況

(b) 段ボールベッド等の簡易ベッドの設置状況

(c) 入浴施設設置の有無及び利用頻度

(d) 洗濯等の頻度

(e) 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度

(f) 暑さ・寒さ対策の必要性

(g) 食料の確保、配食等の状況

(h) し尿及びごみの処理状況

f 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握

(エ) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理

用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回や防犯ブザーの設置による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

- (d) 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、次のような対応をとるなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
 - a 女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する。
 - b トイレ・更衣室・入浴施設等は、昼夜を問わず安心して使用できる場所に設置する。
 - c 照明を増設する。
 - d 性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載する。
- (e) 災害の規模、避難者の受入状況、避難の長期化等を考慮し、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促す。
- (f) 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- (g) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- (h) 在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。
- (i) 車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。
- (j) 指定避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、指定避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努める。
- (k) 指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れる。
- (l) 必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

イ 給食、給水その他の物資の支給

避難者に対する給食、給水その他の物資の支給は、本章第14節～第16節により実施するが、支給物資の調達を円滑に実施するため、避難人員等を速やかに把握する。

また、昼等がない施設については、ゴザ、むしろ等を調達し配置する。

ウ 要配慮者への対応

指定避難所への受入れ及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わ

せ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。

- (ア) スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車いすや障がい者用携帯便器等の供給等、高齢者、障がい者等に配慮した設備、機器等の整備を行う。
- (イ) 異性に介助される要介助者、性的マイノリティの方等が利用しやすいように、性別を問わず利用できるトイレ、更衣室等を設置するよう努める。
- (ウ) 介護用品、育児用品等要配慮者の態様に応じた生活必需品の調達確保に努める。
- (エ) 災害発生後できる限り速やかに、すべての指定避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。
 - a 介護職員等の派遣
 - b 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
 - c 病院や社会福祉施設等への受入れ
- (オ) 要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、保健師等による巡回健康相談、メンタルヘルスケア等を実施する。
- (カ) 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。

(3) 県職員等の派遣要請

指定避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市において人員が不足し、運営に困難を来した場合、県職員等の派遣を要請し、協力を依頼する。

(4) 指定避難所に関する事務処理

指定避難所の開設、受入れ等については、次の諸記録を整備する。

- ア 避難所収容台帳（様式26）
- イ 避難所用物品受払簿（救助種目別物資等受払簿）（様式24）
- ウ 避難所設置及び収容状況（様式28）
- エ 避難所設置に要した支払証拠書類及び物品受払証拠書類

(5) 学校等における対策

市教育委員会事務局、保健福祉部及び学校長等は、次の対策を適切に講ずる。

- ア 学校等が地域の指定避難所となった場合、学校長等は、できるだけ速やかに学校等を開放する。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。

また、学校等としての教育機能維持の観点から、あらかじめ指定避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。

- イ 学校長等は、指定避難所の運営について、必要に応じ、市に協力する。

なお、市の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の受入れ、保護に努める。

- ウ 幼児及び児童生徒が在校時に災害が発生し、地域の指定避難所となった場合、学校長等は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難所内に避難者と幼児及び児童生徒のための場所を明確に

区分する。

〔関係機関〕

- (1) 指定避難所の運営について、必要に応じ市長に協力する。
- (2) 被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、入所者・利用者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等援護の必要性の高い者から優先的に被災者の受入れを行う。
- (3) 日本赤十字社長野県支部は、市の災害対策本部並びに当該日赤地区（各市及び郡の日赤窓口）・分区（各町村の日赤窓口）と連携をとり、被災者救援に協力する。
ア 日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・日用品セットの提供
イ 赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊き出し、救援物資の輸送等）
- (4) 民生・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については県や市に提供する。

〔住民〕

指定避難所の管理運営については、市長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い、良好な環境の下で避難生活ができるよう努める。

5 広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動

- (1) 広域避難の対応

ア 協議

災害の予測規模、避難者数にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。なお、広域避難に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

イ 実施

あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

ウ 避難者への情報提供

避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。

- (2) 広域一時滞在の対応

ア 協議

市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。なお、広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

イ 広域的避難収容活動の実施

政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施する。

6 住宅の確保

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう県及び市は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供又は住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて市が住宅の提供を行う。

- (1) 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供する。
- (2) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。
- (3) 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。

ア 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が住居に必要な戸数とする。

イ 応急仮設住宅の建設のため、市公有地又は私有地を提供する。

ウ 被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力を行う。

エ 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。

- (4) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。
- (5) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行う。
- (6) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するため、心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

7 住宅の応急修理

市は、被災した住家について、居住のために必要な最小限度の部分を、応急的に補修する。

(1) 修理の方法

被災住宅の応急修理については、応急仮設住宅の建設の方法に準じて、救助の実施機関である市長が、現物給付をもって実施する。

(2) 修理の対象者

ア 対象者の範囲

被災住宅の応急修理の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

- (ア) 災害によって住家が半壊又は半焼し、その居住者がそのままでは当面の日常生活を営むことができない者であること。
- (イ) 自らの資力をもっては、応急修理をすることができない者であること。

イ 対象者の選定

市が、被災者の資力や生活条件等を十分に調査して選定する。

(3) 住宅応急修理に関する事務処理

住宅の応急修理については、次の諸記録を整備する。

ア 住宅応急修理記録簿（様式39）

イ 修理関係工事書類（契約書、設計書、仕様書等）

ウ 工事代金等支払証拠書類

8 被災者等への的確な情報提供

- (1) 市は、県と連携して、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。
- (2) 市は、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について、住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努める。
- (3) 市自らの調査では避難先が把握できない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申し出の呼びかけ等により、把握に努める。
- (4) 市は、県と連携して、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。

- (5) 市は、県と連携して、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることを考慮し、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。
- (6) 市は、県と連携して、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。
- (7) 市は、県と連携して、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。
- (8) 市は、県と連携し、要配慮者、住宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- (9) 市は、県と連携し、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関とも協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

第13節 孤立地域対策活動

(総務部(危機管理課・企画課・財政課・消防課)
保健福祉部(健康づくり課) 建設水道部(建設課))

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に甚大な影響を及ぼす。

孤立地域への災害応急対策は、常にこれを念頭に置き、

- (1) 通信手段の確保等による被害実態の早期確認と、ヘリコプターの活用等による救急救助活動の迅速な実施
- (2) 陸上輸送、ヘリコプターの確保等による緊急物資等の輸送
- (3) 道路の応急復旧による生活の確保

の優先順位をもって当たる。

1 孤立実態の把握対策

- (1) 交通手段の寸断状況や、電気、通信等のライフラインの途絶・復旧見込み、住民の物資の備蓄状況、道路啓開に要する時間といった住民生活への影響を勘案し、孤立状況を把握するとともに、被害の概要について情報収集を行い、県に対して直ちに速報する。
- (2) 孤立予想地域に対し、N T T回線及び防災行政無線等を活用して、孤立状況の確認を行う。

2 救助・救出対策

- (1) ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要を直ちに県に速報する。
- (2) ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数等に関し、できる限り多くの情報を収集して報告する。
- (3) 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣について検討する。
- (4) 孤立地域内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討し、必要に応じて県又は他市町村の応援を得て、救出活動を実施する。

3 通信手段の確保

職員の派遣、防災行政無線、消防無線による中継及びアマチュア無線の活用等、各機関と協力して、あらゆる方法により、応急的な情報伝達手段の確保に努める。

4 食料品等の生活必需物資の搬送

迂回路による輸送の確保に努めるとともに、ヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、県に対してヘリコプターの出動要請を行う。

5 道路の応急復旧活動

孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努める。

第14節 食料品等の調達供給活動

（総務部（危機管理課・財政課）
産業振興部（商工観光課・農林課））

災害時には、住居の浸水や焼失及びライフラインの途絶等により、食料の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。このため、迅速に食料を調達し、被災者に供給する。

1 食料品等の調達

(1) 自力での調達

市の備蓄物資の放出及び市内の食料品販売業者等の協力を得て、物資を調達する。

(2) 協定に基づく応援要請

計画等で定めた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、次の方法により、支援を要請する。その際、必要な種類及び数量を明示して行う。

ア 「長野県市町村災害時相互応援協定書」（資料3-3参照）に基づく長野県内市町村に対する要請

イ 「姉妹都市災害時相互支援協定書」（資料3-8参照）に基づく富山県滑川市に対する要請

ウ 「姉妹都市災害時相互応援に関する協定書」（資料3-9参照）に基づく岐阜県中津川市・神奈川県大磯町に対する要請

エ 「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」（資料3-17参照）、「災害時における食料品等災害関連物資の供給協力に関する協定」（資料3-19参照）に基づく生活協同組合コープながの、株式会社ツルヤに対する要請

(3) 県への応援要請

市は、計画等で定めた非常用食料の必要量を超えるような供給が必要となった場合は、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、必要な種類及び数量を明示して、県災害対策本部室に対し、食料の供給要請を行う。

(4) 食物アレルギーへの配慮

市は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

(5) 農林水産省に対する要請

市は、県との連絡系統が途絶したときは、農林水産省に対して政府所有米穀の緊急引渡要請を行う。

〔県〕

(1) 県災害対策本部室は災害時に、管内市町村からの備蓄食料の供給要請があった場合、県の備蓄食料の供給を行うこととし、地域振興局に輸送等の手配を依頼する。地域振興局において輸送ができない場合、あらかじめ締結された協定に基づいて長野県トラック協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合へ食料の輸送を要請する。

(2) 市町村からの食料の要請量が県の備蓄により供給できない場合は、必要に応じて、隣接県に対してあらかじめ締結された協定に基づいて食料の供給を要請する。

また、長野県市町村災害時相互応援協定第3条に規定する物資等の提供及びあっせんが円滑に行われるよう、同協定第2条に規定する代表市町村等との連絡調整に努める。

(3) 前記(1)、(2)については、保健福祉事務所管理栄養士の協力を得て、様々な状況の被災者のニーズに対応できるよう配慮する。

〔関係機関〕

(1) 農林水産省

農林水産省は、知事又は市町村長からの政府所有米穀の緊急引渡要請を踏まえ、災害救助用米穀の引渡しを行う。

(2) 米穀販売事業者

「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定書」に基づき供給を行うものとする。

(3) 卸売市場業者

生鮮農畜水産物について、被災住民に対し、必要な数量ができるだけ迅速に供給されるよう、県内卸売市場間での協定に基づき、被災卸売市場に対しその他の市場から優先的な供給を行うものとする。

2 食料品等の供給

(1) 食料供給の対象者

ア 避難所に受け入れた者

イ 家屋が全半壊（焼）流失、又は床上床下浸水等により通常の炊事ができない者

ウ 災害地の応急対策作業に従事する者

エ その他炊き出しによる食品の給与が必要と認められる者

(2) 供給の目安

供給の対象	精米必要量
1 被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米200g
2 災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米300g

(3) 炊き出し予定場所

ア 避難所に受け入れた者に対しては、原則として避難所とする。

イ その他の場合にあつては、被災者の利便及び輸送等の条件を考慮して決定する。

(4) 物資の集積場所

調達食料・救援食料は、あらかじめ定められた場所（資料6-2参照）に集積し、需給状況に応じて避難所や炊き出し実施場所等に配分する。

(5) 炊き出し協力団体

炊き出しの実施に当たっては、自主防災組織、区、赤十字奉仕団、婦人会等の協力を得て行う。

(6) 応急配給に関する事務処理

炊き出し等による食品の供給については、次の諸記録を整備する。

ア 炊き出し受給者名簿（様式31）

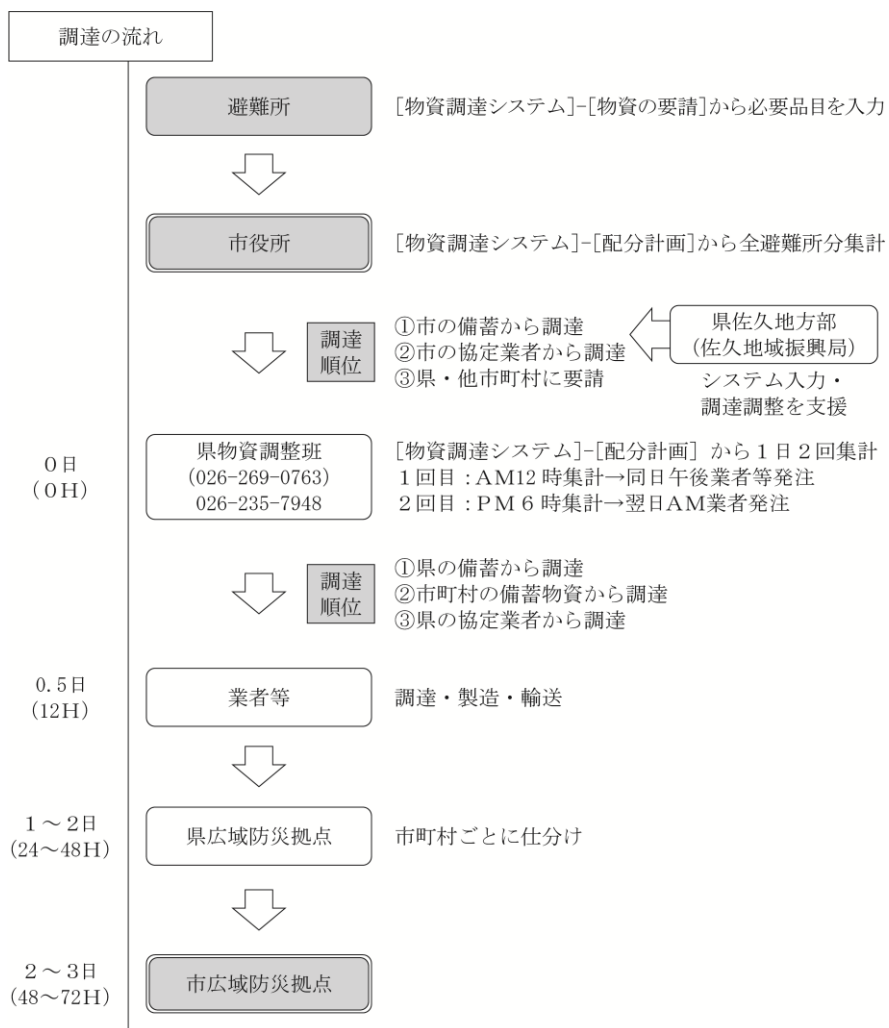
イ 食料品現品給与簿（様式32）

ウ 炊き出しその他による食品給与物品受払簿（救助種目別物資等受払簿）（様式24）

エ 炊き出し用物品借用簿（様式33）

オ 炊き出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類

食料品・生活必需品の県への調達要請フロー



第15節 飲料水の調達供給活動

（総務部（企画課・危機管理課） 市民生活部（市民課） 建設水道部（上水道課））

小諸市水道施設等の指定管理者と連携し、災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給体制の確立を図る。

また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、病院等を中心に、給水車、給水タンク等により行い、被災の規模により市での給水活動が困難となる場合には、「長野県市町村災害時相互応援協定」及び長野県水道協議会の「水道施設災害等相互応援要綱」により他市町村から応援給水を受ける。

1 給水源の確保

災害により水道施設等に被害を受けたときは、直ちに給水地及び給水対象人員等を調査し、次の措置をとる。

(1) 水道施設による給水源の確保

応急給水の水源は、配水池等の水道施設を主体とする。

ア 水道施設の被害状況を把握し、速やかに復旧に努める。

イ 応急復旧工事は、小諸市水道工事協会等に要請し、被災後速やかに復旧する。

ウ 災害の規模によっては、他市町村に応援を要請する。

(2) 応急給水による飲料水の確保

被災の規模、影響範囲等被害状況の把握をし、応急給水を行う。

ア 給水車や給水タンク等による拠点給水を行う。

イ 水源地からの取水が可能な場合、又は配水池が利用可能な場合は、応急配管等により拠点ごとに給水を行う。

ウ 水源地及び配水池が使用不可能な場合は、臨時の給水施設（小型の仮設配水池等）及び応急復旧配管等の対策を検討し、実施する。

2 応急給水用資機材の確保

(1) 市が保有する応急給水用資機材は次のとおりである。

	容量 (m ³)	保有数	常置場所
加圧式給水車	2.0	1	坂の上配水池
市所有給水タンク	2.0	1	
	1.0	2	
	0.5	1	
	0.3	11	

非常用飲料水袋	—	1,000	—
---------	---	-------	---

- (2) 応急給水用資機材は、必要な給水量を確保するために常備することとし、災害の規模によっては、県、他市町村、自衛隊などへの応援要請により補完する。

3 応急給水方法

次の方法により、給水を行う。

(1) 拠点給水

応急給水は、避難所、医療機関、福祉施設、学校、市役所などの拠点給水とし、必要に応じ要所に簡易水槽を設置する。

(2) 応援要請

市において、飲料水の供給輸送が困難なときは、隣接市町又は佐久地域振興局に要請して実施する。

(3) 要配慮者への配慮

高齢者等要配慮者に対しては、水の運搬の支援等について、十分に配慮するとともに、自治会等を通じた住民相互の協力や災害ボランティア活動との連携を図る。

(4) 給水場所等の広報

地区ごとの給水場所、給水時間等については、防災行政無線、メールマガジン配信サービス、広報車等により、周知する。

4 給水に関する事務処理

給水については、次の諸記録を整備する。

(1) 飲料水供給記録簿（様式37）

(2) 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿（救助種目別物資等受払簿）（様式24）

(3) 給水用機械器具修繕簿（様式27）

(4) 飲料水供給のための支払証拠書類

第16節 生活必需品の調達供給活動

（総務部（危機管理課・財政課） 保健福祉部（福祉課・高齢福祉課）
産業振興部（商工観光課））

住居の浸水や焼失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生した場合、一部では避難生活の長期化が予想される。特に冬季においては、防寒具や布団等の早急な供給が必要である。このため、迅速に生活必需品を調達し、被災者に供給する。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、性別によるニーズの違いに配慮する。

1 生活必需品の調達

(1) 自力での調達

市の備蓄物資の放出及び市内の販売業者等の協力を得て、物資を調達する。

(2) 応援要請

市のみでの対応では不足する場合には、次の方法により、支援を要請する。その際、必要な種類及び数量を明示して行う。

ア 「長野県市町村災害時相互応援協定書」（資料3-3参照）に基づく長野県内市町村に対する要請

イ 「姉妹都市災害時相互支援協定書」（資料3-8参照）に基づく富山県滑川市に対する要請

ウ 「姉妹都市災害時相互応援に関する協定書」（資料3-9参照）に基づく岐阜県中津川市・神奈川県大磯町に対する要請

エ 「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」（資料3-17参照）、「災害時における食料品等災害関連物資の供給協力に関する協定」（資料3-19参照）に基づく生活協同組合コープながの、株式会社ツルヤに対する要請

オ 佐久地域振興局長経由での県に対する要請

〔県〕

市町村からの要請に備え、県内流通業者等の協定先に、発災後適切な時期に調達可能な備蓄量等について、主な品目別に確認し、市町村から要請のあった場合、生活必需品の調達を図る。

特に、要配慮者については、介護用品、育児用品等要配慮者の態様に応じた生活必需品の調達・確保に十分に配慮する。

2 生活必需品の供給

(1) 給付品目等

生活必需品等の給付種目は次のとおりとするが、それぞれの被害状況に応じ、現に必要とするものを選定して支給する。

種 類	品 目	備 考
寝 具	就寝に必要な最小限度の毛布、布団等	
外 衣	作業衣、婦人服、子供服等	
肌 着	シャツ、ズボン、パンツ等	
身回り品	生理用品、紙おむつ、タオル、サンダル、靴等	
炊事道具	ナベ、カマ、包丁、バケツ等	
食 器	ほ乳びん（消毒薬等含む。）、茶わん、汁わん、皿、はし等	
日 用 品	石けん、ティッシュペーパー、歯ブラシ、歯みがき等	
光熱材料	マッチ、ローソク、灯油等	

(2) 物資の保管、仕分け及び配給

ア 調達物資・救援物資は、あらかじめ定められた場所（資料6－2参照）に集積し、関係区及び日赤奉仕団、ボランティア等の協力を得て仕分けする。

イ 被災者のニーズを把握し、それぞれの避難所等に配給する。その際、特に高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者に配慮する。

ウ 被災地域が小規模で被災者が少数と限定されている場合は、直接被害者宅へ供給する。

(3) 給付に関する事務処理

物資等の給付については、次の諸記録を整備する。

ア 物資購入（配分）計画表（様式34）

イ 物資受払簿（救助種目別物資等受払簿）（様式24）

ウ 物資給与及び受領簿（様式35）

エ 救助用物資引継書（様式36）

オ 物資購入関係支払証拠書類

カ 備蓄物資払出証拠書類

第17節 保健衛生、感染症予防活動

(市民生活部（生活環境課） 保健福祉部（健康づくり課）)

被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、保健師等による被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症発生予防措置・まん延防止措置、栄養士による食品衛生指導、食生活の状況等の把握及び栄養改善対策等の活動を行う。

1 保健衛生活動

(1) 健康調査、健康相談

ア 被災者の避難状況を把握し、佐久保健福祉事務所（保健所）に置かれる佐久地方部保健福祉班に報告するとともに被災者台帳等に反映する。

イ 県等の協力を得て、定期的に避難所等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者など要配慮者に配慮しながら健康相談を実施する。

(2) 保健指導

避難所等においては、被災者の身体の清潔や口腔衛生が保たれるよう配慮する。また、エコノミークラス症候群、脱水、ヒートショック、フレイル等、環境の変化による健康状態の悪化を予防するため、必要な保健指導を実施する。

(3) メンタルヘルスケア（精神保健相談）

避難所等においては、大規模災害の直接体験や生活環境の変化に伴い、被災者及び救護活動に従事している者が、精神的不調を来す場合があり得ることから、精神科医等の協力を得て、メンタルヘルスケアを実施する。

また、大規模災害後においては、被災者等が生活再建への不安等による精神的不調を引き起こすことが想定されるので、メンタルヘルスケアを長期的に実施する。

(4) 医療・保健情報

県等と連携し、要医療者及び慢性疾患患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。

(5) 栄養調査、栄養相談

県等と協力し、定期的に避難所、炊き出し現場、集団給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。

2 感染症予防活動

市は、県と協力し、速やかに感染症予防活動を実施する。

(1) 感染症予防班等の編成及び組織

災害の規模及び感染症予防地区の規模に対応する早期感染症予防活動を行うため、必要に応じ感染症予防班、健康調査班、検水調査班を編成し、感染症予防対策を講ずる。

ア 感染症予防班は班長1名、班員若干名をもって組織し、被害区域及び状況により増班して重点地区の感染症予防対策に当たる。

イ 健康調査班は、医師1名、看護師又は保健師1名、班員1名をもって組織し、必要班数を編成して、健康調査に当たる。

ウ 検水調査班は、班長1名、班員若干名をもって組織し、必要班数を編成し、検水調査に当たる。

(2) 健康調査及び健康診断

健康調査及び健康診断は、避難所、浸水地域その他衛生環境の良好でない地域を優先して、県に協力して行う。

(3) 感染症まん延防止のための措置

被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。

また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

(4) 連絡通知等

感染症の発生又は発生するおそれがある事実を知った場合及び感染症予防対策を実施する場合は、佐久保健福祉事務所に連絡し、必要な対策及び指示等を受ける。

(5) 感染症予防用資材、薬剤の調達

市内の関係業者から調達するが、調達不可能の場合は、県に調達あっせんの要請を行う。

(6) 避難所の防疫措置

避難所を開設したときは、県の指導を得て感染症予防活動を実施し、避難者の健康管理を図る。

また、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣を迅速に要請する。

ア 感染症予防に関する協力組織

避難所の施設管理者は、衛生に関する自治組織の編成を指導して、その協力を得て感染症予防活動を行う。

イ 感染症予防活動は、次の事項に重点をおいて行う。

(7) 健康調査

(イ) 感染症予防消毒の実施

(ロ) 集団給食の衛生管理

(ハ) 飲料水の管理

(ニ) その他施設内の衛生管理

(7) 各家庭における感染症予防対策

ア 各家庭における感染症予防対策及び注意事項の周知

- イ 感染症予防上必要な薬剤の給付又はあっせん
- (8) 感染症予防に関する事務処理
 - 感染症予防については、次の諸記録を整備する。
 - ア 感染症予防活動状況報告（様式45）
 - イ 感染症予防用資材、薬剤等受払簿（救助種目別物資等受払簿）（様式24）
 - ウ 感染症予防用資材、薬剤等購入関係支払証拠書類
 - エ 患者台帳（様式46）
 - オ 感染症予防作業日誌（様式47）

第18節 遺体の搜索及び対策等の活動

（総務部（消防課） 市民生活部（市民課・人権政策課））

災害時の混乱期には、行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者、死亡推定者のすべて）が発生することが予想され、それらの搜索、収容等を早急に実施する必要がある。

このため、迅速かつ的確な行方不明者の搜索を行うとともに、死者が発生した場合は、遺体の対応等を適切に行う。

1 行方不明者等の搜索

- (1) 行方不明者の搜索は、警察、消防団を中心とし、地域住民の協力を得て搜索活動を行うとともに、搜索に必要な機械器具等を借り上げて実施する。
- (2) 行方不明者を発見し、応急救護を必要とする場合は、速やかに医療機関に収容する。
- (3) 市は、県に対して、搜索の対象人員及び搜索地域等、搜索状況を報告するとともに、必要により自衛隊の派遣要請について知事に依頼する。

2 遺体の収容及び対応

- (1) 遺体の収容

ア 市は、遺体を担架又は車両等を使用して搬送し一定の場所に安置する。遺体の安置所は、被災現場付近の公共建築物又は寺院等の適当な場所とする。ただし、適当な建物がない場合は、天幕、幕張等の設備を設ける。

イ 遺体の収容に当たっては、極力損傷を与えないよう丁重に扱う。

ウ 遺体の保存についての棺、ドライアイス等の確保については、「長野県市町村災害時相互応援協定」（資料3-3参照）等に基づき、県又は他市町村に調達・供給を要請し、その調整を図る。

(2) 遺体の対応等

ア 市は、警察及び医療機関等の協力を得て、遺体の検案（医師による死因その他の医学的検査）を行うとともに、検視及び検案を終了した遺体について、洗浄、縫合及び消毒等の対応を行う。

イ 市は、県及び警察と連携し、遺体安置所の設置状況及び遺体収容状況等に関し、報道機関等を通じて住民に対する広報に努める。

ウ 外国籍住民の遺体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連絡をとり、遺体の対応について協議する。

(3) 身元不明遺体の対応

身元不明の遺体については、市が警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。また、遺体の写真、遺留品等の展示、縦覧等を行い早期確認に努める。

3 遺体の埋火葬

(1) 遺体の埋葬は、原則として火葬とする。

(2) 災害による犠牲者の遺族等は、死亡に係る所定の手続きを経て、速やかに遺体の埋火葬を行う。

また、遺体の埋火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、市が埋火葬を行う。

(3) 災害救助法が適用された場合の遺体の埋火葬は、応急的処理程度のものを行い、棺及び骨つぼ等の現物を実際に埋火葬する者に支給する。

(4) 火葬許可証発行事務処理体制の整備を行う。

(5) 火葬場が不足し管内での火葬ができないと判断される場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定」（資料3-3参照）により、他ブロック構成市町村等に対して応援を要請する。

4 遺体の捜索、処理、埋葬に関する事務処理

遺体の捜索、処理、埋葬については、次の諸記録を整備する。

- (1) 死体捜索状況記録簿（様式48）
- (2) 捜索用機械器具燃料受払簿（救助種目別物資等受払簿）（様式24）
- (3) 捜索用機械器具修繕簿（被災者救出用機械器具修繕簿）（様式27）
- (4) 死体処理台帳（様式49）
- (5) 埋葬台帳（様式50）
- (6) 死体捜索、処理及び埋葬関係支出証拠書類

第19節 廃棄物の処理活動

(建設水道部 (建設課) 市民生活部 (生活環境課))

災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、環境の保全、住民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要となる。

市におけるごみ、し尿の処理活動の実施とともに、処理能力を超える場合等、必要に応じて、広域応援による処理を図る。

1 障害物の除去

(1) 障害物除去の対象

災害時における障害物除去の対象は、おおむね次のとおりとする。

- ア 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- イ 河川の氾濫、護岸の決壊等の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とする場合
- ウ 緊急な応急措置の実施のための除去を必要とする場合
- エ その他、公共的立場から除去を必要とする場合

(2) 障害物除去の方法

- ア 市は、災害廃棄物の発生量及びその処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼働見込み等の把握を行うとともに、県に対して報告する。
- イ 市は、自らの組織、労力、機械器具を用い又は土木建築業者等の協力を得て速やかに行う。
- ウ 除去作業は、緊急な応急措置の実施上、やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮し行う。

(3) 資器材、人員の確保

市はスコップ、ロープその他障害物除去に必要な機械器具及び所要人員の確保に努めるとともに、不足する場合は、「災害時の応急措置に関する協定書」(資料3-15参照)に基づき、事業協同組合小諸市建設業協会及び小諸市建設協議会に応援要請する。

(4) 除去した障害物の集積場所

- ア 次の要件を満たすような場所を選定し、障害物を集積する。
 - (ア) 再び人命、財産に被害を与えない安全な場所
 - (イ) 道路交通の障害とならない場所
 - (ウ) 盗難の危険のない場所
- イ 工作物等を保管した場合は、保管を始めた日から14日間、工作物名その他必要事項を公示する。

(5) 近隣市町村への応援要請

市長は、障害物の処理業務が不可能又は困難な場合には、近隣市町村に対して応援を要請する。

2 し尿処理

- (1) し尿処理施設の被害状況の把握を行う。
- (2) 必要に応じて、リース業者等の協力を得て仮設トイレを設置する。なお、仮設トイレの設置については、障がい者等要配慮者に配慮する。
- (3) 速やかにし尿処理施設の応急復旧に努めるとともに、し尿については、計画収集が可能になるまでの間、住民に対して仮設トイレ等で処理するよう広報する。
- (4) 必要なし尿運搬車両を確保し、し尿を収集するとともに、収集したし尿は市自ら又は他市町村等の応援を得て、処理施設において処理する。
- (5) し尿の収集、運搬、処分に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に定める基準に可能な限り準拠し実施する。
- (6) 市長は、し尿の処理業務が不可能又は困難な場合には、近隣市町村に対して応援を要請する。

3 ごみ処理

- (1) 仮置場の設置
 - ア 短期間でのごみの焼却処分、最終処分が困難なときは、速やかに地域ごとにごみの仮置場を確保し、住民に周知する。
 - イ 仮置場の管理に当たっては、衛生上の配慮をする。
- (2) 収集・処分
 - ア 消毒用又は防臭用の薬剤及びごみ袋を住民に配布する。また、特に腐敗しやすいごみについては、他と分離して優先的に処理する。
 - イ 清掃車を確保して処理場に運び、処理する。交通障害等により、清掃車の昼間の通行が困難な場合には、夜間収集も検討する。
 - ウ 避難所を開設したときは、臨時の収集体制を組み、収集・処理に当たる。避難所には多数の人がいるため、衛生の確保を考慮し、優先的に収集・処理を行う。
 - エ 可能な限り、リサイクルに努める。
- (3) 住民への広報

市によるごみの収集及び処分が可能になるまでの間、住民に対し、次の対応をとるよう広報を行う。

 - ア 市が定める仮置場及び収集日時にしたがってごみを搬出する。
 - イ 仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。
- (4) 近隣市町村への応援要請

市長は、ごみの処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合には、近隣市町村に対して応援を要請する。

4 経費の報告

被災地の災害廃棄物の清掃に要した経費及び廃棄物処理施設の原状復旧に要した経費につい

て国庫補助を受けようとする場合は、災害発生後速やかに佐久地域振興局環境課へ報告する。

第20節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

(総務部 (危機管理課・消防課) 産業振興部 (商工観光課))

災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺等が予想され、警察における災害に便乗した悪質事犯の取締り等社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。

1 社会秩序の維持

災害発生時には、災害に便乗した、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法処理事犯、窃盗事件等が横行する可能性がある。

したがって、社会秩序を維持するため、関係機関による広報啓発活動の推進、防犯協会等の自主防犯組織及び警備業協会等と連携してのパトロール、生活の安全に関する情報提供等の実施等の適切な措置により、このような事犯を未然に防止するとともに、悪質な業者を取締り、検挙する必要がある。

2 物価の安定、物資の安定供給

- (1) 買占め、売惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需品等の価格需給動向について調査、監視を行う。
- (2) 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
- (3) 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需品の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- (4) 買占め、売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。
- (5) 管内又は広域圏で流通業者との連携を図る。

第21節 危険物施設等応急活動

(総務部 (消防課))

大規模災害発生時において、危険物施設等に損傷が生じた場合、P R T R対象物質などの危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあっては、施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図る。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図る。

1 共通事項

大規模災害発生時において、市は、県及び佐久広域連合消防本部と連携し、危険物施設等の損傷等による危険物等の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

(1) 災害発生時等における連絡

危険物施設等において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における関係機関との連絡体制を確立する。

(2) 漏洩量等の把握

関係機関と連携の上、飛散、漏洩、流出、又は地下に浸透した危険物等の種類、量及びその流出先の把握に努める。

(3) 危険物施設等の管理者等に対する指導

危険物施設等の管理者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

(4) 周辺住民への広報の実施

周辺住民に対して広報活動を行い、安全を確保する。

(5) 環境汚染状況の把握

必要に応じて、関係機関と連携して周辺環境調査や水質・大気質の測定を行い、環境汚染状況を的確に把握する。

なお、下流に浄水場等が所在する場合など、危険物等が流入した場合に広範に影響を及ぼす施設等が所在する場合は、重点的に調査を行う。

(6) 人員、機材等の応援要請

必要に応じて、他の都道府県・市町村に対して応援要請をし、応急対策等を行う。

2 危険物施設等応急対策

(1) 情報収集

危険物施設の被害状況に関する情報収集をし、火災、爆発、流出及びそのおそれ等を把握する。

(2) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

市長は災害防止等のため緊急の必要があると認めるときは、危険物施設の関係者等に対し、製造所等の一時使用停止又は使用制限を命ずる。

(3) 危険区域の設定等

危険物の流出、火災等により周辺住民に被害が及ぶと予想される場合は、危険区域を設定し、当該区域内の住民の避難、誘導等の措置をとるとともに当該区域内への人及び車両の立入を禁止する。

(4) 資機材の手配

化学消火薬剤、油吸着材等の応急資機材の手配をする。

(5) 関係機関への通報

災害の情報を把握したときは、県消防課（地域振興局長経由）へ通報するとともに、必要に応じ、消防、警察等関係機関へ通報する。

(6) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次に掲げる事項について指導する。

ア 危険物施設の緊急使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をする。

イ 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに施設周辺の状況把握に努める。

ウ 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異状が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破損等による油の流出、異常反応、浸水等による危険物の拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も併せて講ずる。

エ 危険物施設における災害発生時の応急措置等

(7) 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

(イ) 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

(ウ) 相互応援の要請

必要に応じ、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請する。

(エ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

3 火薬類等災害応急対策

火薬類取扱施設等の災害応急活動については、県及び消防本部と協力し、関係機関、住民等に対し避難誘導等必要な応急措置について指導徹底する。

〔県〕

(1) 県は、火薬類取扱施設の管理者等に対し、次の応急対策について指導徹底を図る。

ア 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す場合には、見張り人を付け、関係者以外の者が近づけないようにすること。

イ 火薬類が流出した場合には、関係機関の協力を得て捜索を行い、発見回収に努めるとともに、流出した地域の住民に対し、火薬類の危険性について広報を行い周知すること。

(2) 県警察本部は、次の対策を実施する。

ア 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。

イ 移動可能な火薬類の他施設への移動及び盗難防止措置について、火薬類施設の管理者等に対して要請する。

ウ 火薬類の運搬規制及び運搬証明書の発行制限を行う。

4 高圧ガス施設応急対策

高圧ガス取扱施設等の災害応急活動については、県及び消防本部と協力して、関係機関、住民等に対し避難誘導等必要な応急措置について指導徹底する。

〔県〕

(1) 高圧ガス関係事業所に対し、次の応急対策の確立について指導徹底を図る。

ア 施設の保安責任者は、高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに、警察及び消防機関に直ちにその旨を通報すること。

イ 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検と出火防止の措置をとること。

ウ 製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、また放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させること。

エ 貯蔵所又は充填容器が危険な状態になったときは、直ちに充填容器を安全な場所に移すこと。

オ 漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には、状況を的確に把握し、火災防止の初期消火に努めること。

カ 災害時には、その状況に応じ、従業員、周辺住民に対して火気の手扱いを禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向を考慮し、人命の安全を図ること。

キ 状況に応じ、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請すること。

(2) 高圧ガス運送者に対し、次の応急対策について指導徹底を図る。

ア 状況に応じ、車両を安全な場所に移動させるとともに、付近の火気を管理すること。

イ 輸送している容器が危険な状態になったときには、付近の人を安全な場所へ退避させること。また通行者に対する交通遮断をし、状況に応じて安全な場所へ退避させること。

ウ 長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請すること。

5 液化石油ガス施設応急対策

災害時における液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動及び応急供給活動については、県を通じて(一社)長野県LPガス協会に要請する。

また、県及び消防本部と協力して、関係機関、住民等に対し避難誘導等必要な応急措置について指導徹底する。

〔県〕

- (1) 液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動の迅速な実施（特に、病院、避難所となる学校・公民館等及び大規模な容器置場を有する施設等は最優先で実施）について、(一社)長野県LPガス協会に要請する。
- (2) 容器の流出等のおそれがある容器置場や供給設備について、容器の搬出又は流出防止措置を行うよう、(一社)長野県LPガス協会に要請する。
- (3) 発災後において、緊急輸送が可能な液化石油ガス充填所を確認し、被災地に対する液化石油ガスの緊急輸送について手配するよう、(一社)長野県LPガス協会に要請する。
- (4) 被災家庭及び避難所等に対する迅速な液化石油ガス設備の復旧及び臨時供給について、(一社)長野県LPガス協会に要請する。
- (5) 避難所等で使用するカセット式ガスコンロ及びカセットボンベの調達について、(一社)長野県LPガス協会に要請する。
- (6) 仮設住宅への液化石油ガスの臨時供給について、他県の応援を含めた対応を、(一社)長野県LPガス協会に要請する。
- (7) 救援活動により持ち込まれた液化石油ガス容器及びカセットボンベの廃棄又は放置による事故を防止するため、回収と消費者への周知について、(一社)長野県LPガス協会に要請するとともに、消費者広報を行う。

6 毒物、劇物保管貯蔵施設応急対策

- (1) 毒物劇物保管貯蔵施設等が風水害等により被害を受け、毒物劇物が飛散、漏洩、流出等により、保健衛生上危害が発生し、又はそのおそれがある場合は、施設の責任者は、直ちに的確な情報を保健所、警察又は消防機関に通報するとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置をとる。
- (2) 周辺住民に対して緊急避難の広報活動を行う。
- (3) 飲料水汚染のおそれのある場合は、下流の水道取水地区担当機関及び井戸水使用者、水利権者等への通報を行う。

〔佐久広域連合消防本部〕

- (1) 毒物劇物による汚染区域の拡大防止措置、危険区域の設定及び立入禁止、避難誘導等の措置を行う。
- (2) 中和剤、吸収剤等の使用により、毒物劇物の危害除去を行う。

7 放射性物質使用施設応急対策

施設に火災等の災害が発生した場合は県等関係機関と協力して、施設周辺の住民の避難や消火活動等、応急対策を実施する。

- (1) 放射性物質使用施設において、火災が発生したときは、施設の管理者及び従業員等とともに、被害の拡大防止のため延焼防止活動を迅速かつ的確に行う。
- (2) 警察、施設の管理者等と協力して、危険区域住民の避難誘導を実施するとともに、危険区域への立入りを禁止する。

第22節 ライフライン施設応急活動

(総務部(危機管理課・企画課・財政課) 産業振興部(農林課)
建設水道部(建設課・下水道課・上水道課))

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や住民生活の安定に大きな影響を及ぼすことから、市は、災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努める。なお、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。

1 上水道施設の復旧活動

(1) 応急対策要員の確保

災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、小諸市水道施設等の指定管理者と調整するとともに、部内における要員の調整をする。なお、災害の状況により人員が不足する場合は、「災害時の応急措置に関する協定書」(資料3-28参照)に基づき、小諸市水道工事協会等に協力を求めて確保する。

(2) 応急対策用資機材の確保

小諸市水道施設等の指定管理者と連携し、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を確保する。なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、「災害時の応急措置に関する協定書」(資料3-28参照)に基づき、小諸市水道工事協会等から緊急に調達する。

(3) 応急措置

- ア 災害発生に際しては、施設の防護に全力を挙げ、被災の範囲をできるだけ少なくする。
- イ 施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに混入したおそれがある場合は、直ちに給水を停止し、水道の使用を中止するよう住民に周知する。
- ウ 配水管が破損し、給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの送水を停止し、破損箇所の応急修理を行う。
- エ 施設に泥水が浸入した場合は、泥水を排除し、洗管消毒の上、機械器具類を整備し、洗浄消毒ののち給水する。
- オ 施設が破損し、給水不能又は給水不良となった一部区域に対しては、他系統からの応援給水を行うとともに施設の応急的な復旧に努める。
- カ 施設が破損し、全域的に給水不能となったときは、施設の応急的な復旧に全力を挙げるとともに他の市町村から給水を受けるための給水車の派遣等、飲料用の最低量の確保に努めるほか給水場所等について、住民への周知を徹底する。
- キ 水道施設の復旧に当たっては、被害の程度、被害箇所の重要度等を勘案して行う。その際、緊急度の高い医療施設等を優先する。

(4) 広報活動

発災後は、住民の混乱を防止するため、水道施設の被害状況、復旧の見通し等について、次の事項につき、積極的な広報活動を実施する。

- ア 水道施設の被害状況及び復旧見込み
- イ 給水拠点の場所及び応急給水見込み
- ウ 水質についての注意事項

2 下水道施設の復旧活動

(1) 情報の収集、被害規模の把握

被害状況を早期にしかも的確に把握する必要から、下水道施設台帳等を活用し、被害状況の的確な把握に努める。

(2) 応急対策

ア 管渠

- (ア) 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる止水、可搬ポンプ等による緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復を図る。
- (イ) 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとる。

イ 処理場

- (ア) 停電により、ポンプ場及び処理場の機能が停止又は低下した場合、発電機等により機能回復に努める。
- (イ) 処理場への流入量の異常な増加により、二次災害の防止のためやむを得ず緊急的な措置として、バイパス放流を行う場合は、速やかに関係機関へ連絡する。
- (ウ) 処理場での下水処理機能がまひした場合は、応急的に簡易処理を行う等の措置を講ずる。

ウ 仮設トイレの確保

上水道施設及び下水道施設の復旧までの間、トイレが使用できないため、各避難施設に仮設トイレを設置する。仮設トイレは、市における簡易トイレの備蓄分又はリース業者より調達する。

エ 農業集落排水施設

農業集落排水事業担当職員は、下水道施設に準じた各種対策を講ずる。

(3) 被害箇所の応急復旧

市内下水道指定業者と連絡を取り合い、応急的な復旧を早急に進める。

(4) 資材等の調達

応急資材等は、「災害時の応急措置に関する協定書」（資料3-28参照）に基づき、小諸市水道工事協会から調達するものとするが、必要と認めるときは、県に対し資材及び技術者のあっせんを要請する。

(5) 広域応援要請

「長野県下水道事業における災害時応援に関するルール」に基づき、震度6弱以上の地震が発生したとき、又はその他の大規模災害が発生し、各ブロックの代表市町村から応援要請

があったときには、長野県下水道事業災害応援本部が設置され、広域的な下水道応援体制がとられることとなっている。

市は、単独での復旧活動が困難な場合や、広域的な復旧活動が必要な場合には、小諸市が所属する佐久ブロックの代表市町村である佐久下水道組合（佐久市）に応援要請を行う。

3 都市ガス施設の復旧活動

市は、長野都市ガス㈱東信支店と連携し、長野都市ガス㈱東信支店が実施する都市ガス施設の復旧活動に協力するとともに、次の事項について実施する。

また、住民から都市ガス施設損壊の発見又はガス臭の感知について通報があった場合には、直ちに長野都市ガス㈱東信支店及び関係機関に通報し、必要な措置をとる。

(1) 市道の被害状況の把握等

災害による市道の被害状況を把握し、市道区域内において都市ガス施設の応急復旧工事が必要な場合には、該当箇所の道路状況等について情報提供する。

(2) 掘削工事を伴う場合の措置

掘削工事を伴う場合には、他の占用物件の情報を提供し、他のライフライン施設の損傷防止を図るとともに、同一場所で二者以上の応急復旧工事がある場合には、工事現場が輻輳しないよう調整する。

(3) 住民への広報活動

長野都市ガス㈱東信支店との情報交換を密にし、次の事項について防災行政無線、広報車等により住民に広報する。

ア 被害区域・被害の程度

イ 復旧までに要する期間

ウ 復旧工事のため道路交通規制を実施する場合には、その路線区間等

エ 復旧までの間、住民が注意すべき事項

オ その他必要な事項

4 電力施設の復旧活動

市は、中部電力㈱及び東京電力㈱と連携し、中部電力㈱及び東京電力㈱が実施する電力施設の復旧活動に協力するとともに、住民に対する広報活動により、次の事項の周知徹底に努める。

(1) 停電による社会不安除去に関する事項

ア 停電の区域

イ 復旧の見通し

(2) 感電等の事故防止に関する事項

ア 垂れ下がった電線に触れないこと。

イ 断線した高圧鉄塔等に近寄らないこと。

(3) 送電再開時の火災予防に関する事項

ア 電熱器具等の開放確認

イ ガスの漏洩確認

(4) 風倒木等に係る停電応急対策

ア 停電時の対策

- (ア) 住民は、停電の状況、倒木や道路の被害の場所、被害規模等できる限り詳細な状況を市及び事業者・県へ速やかに通報するものとする。また、市及び事業者・県が実施する広報により停電情報を把握するとともに、円滑な早期復旧に協力するものとする。
- (イ) 市、県及び事業者は、情報共有、情報伝達の一元化を図るため、必要に応じ連絡窓口を設置するものとし、設置した場合は速やかに関係機関へ連絡するものとする。
- (ロ) 市及び事業者は、互いに連携をとって、住民に対して防災行政無線、広報車や地元ラジオあるいはホームページ（携帯電話用のホームページを含む。）、メールマガジン配信サービス等を活用するなどにより、停電情報を速やかに広報するものとする。
- (ハ) 県は、ホームページを活用し、停電情報を広報するものとする。
- (ニ) 市及び事業者は、被災状況を勘案し必要と認めた場合は、協議の上、合同の現地対策本部的な組織を設置するものとする。
- (ホ) 事業者は、市、県へ停電情報を速やかに連絡するものとする。特に、停電エリア、設備の復旧予定時期等は住民が必要とする重要な情報であるため、適時かつ的確に市・県へ提供するものとする。
- (ヘ) 事業者は、市から要請があった場合等必要に応じて市庁舎へ職員を派遣し、道路情報の収集や住民からの問い合わせ等に対処するものとする。

イ 倒木の伐採処理

- (ア) 倒木は、所有者の責任において除去することが原則であるが、停電の早期復旧を図るため市、県及び事業者が実施する倒木の除去作業に積極的に協力するものとする。
- (イ) 事業者は、市・県へ倒木情報（倒木エリア等）を提供する。
- (ロ) 市・県は、管理する道路の情報（通行止区間、道路被害状況等）を把握次第、事業者へ速やかに提供するものとする。
- (ハ) 事業者は、架線等の設備に係る倒木を速やかに除去する。
- (ニ) 市・県は管理する道路上の倒木を速やかに除去する。

5 電信電話施設の復旧活動

市は、東日本電信電話㈱と連携し、東日本電信電話㈱が実施する電信電話施設の復旧活動に協力する。また、災害の状況により、避難所等に災害時用公衆電話が設置された場合や、災害用伝言ダイヤル「171」のシステム提供が実施された場合には、住民に対する広報活動によりその利用方法等について周知する。

第23節 災害広報活動

(総務部 (危機管理課・企画課・財政課) 市民生活部 (税務課・人権政策課))

誤った情報等による社会的混乱を防止し、住民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の住民、被災者、滞在者等（以下、この節において「住民等」という。）の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確、かつ分かりやすい情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

また、災害の発生が予想される場合、住民等へ避難を呼びかけるため、必要に応じて、市長等から直接呼びかけを行う。

なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国籍住民、外国人旅行者等要配慮者に対して十分配慮するよう努める。

1 住民等への的確な情報の伝達

県、関係機関と緊密な連絡をとり、相互に協力しながら、情報の収集に努めるとともに、住民等に対し、関係事業者の協力を得つつ、災害情報共有システム（Lアラート）、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、防災行政無線、各地区放送（区内放送）、コミュニティテレビ、メールマガジン配信サービス、インターネット、ツイッターやフェイスブック等のソーシャル・ネットワークワーキング・サービス（SNS）、掲示板、広報紙等を有効に活用し、災害の規模に応じ、あらゆる手段を用いて次の情報を提供する。

また、災害の切迫度が非常に高まった場合等において、市長が直接住民に対して避難を呼びかけられるよう、体制整備に努める。

(1) 災害発生直後

- ア 市災害対策本部設置に関する事項
- イ 気象警報・注意報等に関する情報
- ウ 安否情報（NTTの災害用伝言ダイヤル「171」の利用方法について、被災者に周知する。）
- エ 被害区域及び被害状況に関する情報
- オ 危険区域及び警戒区域設定等の状況に関する情報
- カ 避難（指示・避難所・経路・方法等）に関する情報
- キ 医療救護所の開設等救急・医療に関する情報
- ク 防疫に関する情報
- ケ 豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報
- コ ライフラインの被害状況に関する情報
- サ 生活支援（食料・水等の供給）に関する情報
- シ 民心安定のための情報

- ス 緊急通行路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報
- セ 道路における危険防止及び交通の円滑化に関する情報
- ソ 道路の交通危険箇所、迂回路、交通規制及び交通機関の運行等の道路情報
- タ 被災地域及び避難所等における犯罪予防等民心安定のための情報
- チ 自主防災組織に対する活動実施要請
- ツ その他必要と認められる施策に関する情報

(2) 生活再開時期

- ア 保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報
- イ 道路交通の詳細情報、市民生活に係る事業の再開情報
- ウ 相談窓口の設置に関する情報
- エ 被災者に対する援助、助成措置（特別融資・緊急融資・税の減免等）に関する情報

2 相談窓口の設置

- (1) 被災者からの相談・問い合わせ等に的確かつ迅速に対応するため、災害発生後速やかに総合相談窓口を開設する。
- (2) 窓口ではすぐに対応できないような内容の相談があった場合は、窓口担当者は、その相談を関係する課に引き継ぐ。この際、被災者への対応が「たらい回し」にならないよう十分に配慮する。
- (3) 総合相談窓口を設置した場合には、前項の広報活動により、住民へ周知する。

3 報道機関への放送要請

県では、災害対策基本法第57条の規定に基づき、テレビ・ラジオの主要な放送局と「災害時における放送要請に関する協定」を締結している。市長は、報道機関を通じて広報活動を行う必要があると認めるときは、県に対し、報道機関への放送要請を依頼する。その際、次の事項を明示して行う。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) その他必要な事項

第24節 土砂災害等応急活動

(総務部 (危機管理課) 産業振興部 (農林課) 建設水道部 (建設課))

風水害により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

1 土砂災害防止体制の確立

市は、気象警報・注意報等の発表とともに土砂災害防止体制を早急に確立し、県砂防情報ステーションを活用しつつ被害の拡大防止対策に着手する。

2 危険箇所周辺の警戒監視・通報

市は、崖崩れ、土石流等の土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

3 土砂災害等による被害の拡大防止 (応急復旧措置)

(1) 土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において、降雨継続等により引き続き崖崩れや土石流等が懸念される場合は、市において、応急的な崩壊防止措置をとる。

(2) 警戒避難体制の確立

市は、土砂災害の危険が解消されない場合は、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、関係地域住民の避難措置を実施する。また、土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

4 大規模土砂災害対策

(1) 市は、大規模な土砂災害が急迫している状況において、国・県が実施する緊急調査に協力する。

(2) 関係機関からの土砂災害緊急情報を住民に提供し、適時適切に避難指示等の措置をとる。また、その対象地域、発表及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

(3) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) の出動を要請する。

(4) 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。

第25節 建築物災害応急活動

(建設水道部(建設課) 教育委員会事務局(文化財・生涯学習課) 産業振興部(商工観光課))

強風又は出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建物内の利用者の安全を確保し、必要に応じて避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとる。

1 応急対策

- (1) 市は、市が管理・運営する庁舎、社会福祉施設、学校等について、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置をとる。
- (2) 市は、住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度判定を実施する。
また、災害の規模が大きく、市において人員が不足する場合は、県又は近隣市町村に対して支援を求める。
- (3) 市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

2 建築物

- (1) 建物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとる。
- (2) 安全性が確認されるまで、建築物及び危険箇所への立入りの規制等を行うとともに、屋根材及び看板等の飛散・落下のおそれのあるものについて必要な措置をとる。

3 文化財

市内の文化財(資料13-1参照)が被災した場合は、被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置を行う。

- (1) 災害が発生した場合、所有者又は管理者に対し、実施すべき次の対策について万全を期すよう指導する。
 - ア 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。
 - イ 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。
 - ウ 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を県及び市教育委員会の指導を受けて実施する。
- (2) 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県に報告する。

4 動物園猛獣舎

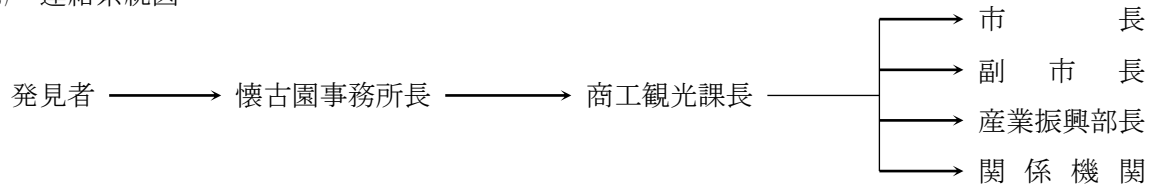
強風等により猛獣舎の被害が発生し、猛獣等が脱出した場合は応急処理対策を実施する。

- (1) 猛獣等が脱出した場合、次の対策について万全を期すよう指導する。

ア 入園者の避難誘導を行い、園外の安全な場所に避難させる。

イ 園外に逃亡した場合は、状況に応じて市職員並びに関係機関等の職員の応援協力を要請し、動物の捜索、住民への広報及び住民等の避難など適切な処理を行う。

(2) 連絡系統図



第26節 道路及び橋りょう応急活動

(建設水道部 (建設課))

風水害により道路及び橋りょう等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな道路啓開及び応急復旧を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。
被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

1 被害状況の把握

道路及び橋りょうの被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール等を実施するとともに、佐久建設事務所、小諸警察署、交通機関等の関係機関及び住民等から情報を収集する。

2 交通の確保

- (1) 被害状況について速やかに県に報告し、警察署等関係機関と連携を図りながら迂回道路の選定、交通規制等を行い、交通の確保に努める。
- (2) 路上障害物の除去等により、緊急輸送道路としての機能確保を最優先に行う。
- (3) 道路利用者に対しては、的確に災害の状況、交通規制、迂回道路等の情報提供を行う。

3 応急復旧

- (1) 佐久建設事務所、長野国道事務所等の関係機関と協議し、緊急輸送道路の機能確保のための道路啓開及び応急復旧を最優先に実施する。
- (2) 各避難所までの連絡道路や、孤立地域への輸送道路等の確保を図るため、建設協議会等と協力し、速やかに応急復旧工事を行う。
- (3) 市のみでは応急活動及び復旧活動が困難な場合、各関係機関と締結した相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

第27節 河川施設等応急活動

(建設水道部 (建設課) 産業振興部 (農林課))

風水害による被害を軽減するため、水防活動が円滑に行われるように配慮するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設又はため池が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧を実施する。

1 河川施設等応急対策

(1) 水防活動の実施

被害の拡大を防止するため、水防上必要な監視、警戒、通報及び水防上必要な資機材の調達等の水防活動を実施する。

(2) 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

(3) 佐久建設事務所等と密接に連絡をとり、適切な水防活動及び応急復旧対策を実施する。

(4) 被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させる。

2 ため池災害応急活動

(1) 災害の発生によりため池が決壊した場合、若しくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに被害の実態について把握し、県及び関係機関へ通報する。

(2) ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。

(3) 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。この場合、応急対策の実施者が二次災害に巻き込まれないよう努める。

3 ダム施設への対応

管理者である、東京電力株式会社との連携の下に、異常等が認められた場合には、住民への周知を徹底する。

第28節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

(総務部 (危機管理課・消防課) 産業振興部 (農林課) 建設水道部 (建設課))

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また、二次災害が発生する場合もある。

被害を最小限に抑えるため、次のような応急活動を行う。

1 構造物に係る二次災害防止対策

- (1) 市の区域内の道路及び橋りょうの被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら、交通規制等必要な措置を講じ、応急復旧を行う。
- (2) 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

(1) 危険物関係

ア 避難誘導措置等

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人及び車両の立入りを制限する。

イ 危険物施設の緊急使用停止命令等

市長は、危険物災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命ずる。

ウ 災害時における連絡

危険物施設において災害時における適切な応急措置を実施するとともに、緊急時の連絡体制を確立する。

エ 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、危険物施設の実態に応じた応急対策を実施するよう危険物施設の管理者等に対して指導する。

(2) その他

高圧ガス、液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵施設等の二次災害の防止活動については、佐久広域連合消防本部と協力して、関係機関等に対して指導を徹底する。

3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害の防止

- (1) 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。
- (2) 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重

点的に巡視し、応急復旧を実施する。

- (3) 風水害による被害箇所早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

4 風倒木対策

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋りょう等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もあるため、倒木についても対策をとる必要がある。

緊急点検結果の情報いかんによっては、警戒避難等の必要な措置をとる。

5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

- (1) 緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。
- (2) 専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行う。

第29節 ため池災害応急活動

(産業振興部 (農林課))

洪水等によりため池が決壊した場合又は決壊のおそれが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等について情報を入手し、実態を的確に把握するとともに、被害の拡大防止のために必要な措置をとる。

- (1) 被害が生じた場合は、速やかに県及び関係機関へ報告する。
- (2) 人命を守るため、ため池下流域の住民を安全な場所へ避難させる。
- (3) 被害を拡大させないよう、早急に応急工事を実施する。

第30節 農林産物災害応急活動

(産業振興部 (農林課))

被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行う。

また、被災した農林産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。

1 農産物災害応急対策

被害を受けた作物の技術指導は、市、県及び農業団体等が協力して行うとともに、病害虫、家畜疾病の発生・まん延防止の徹底に努める。

また、被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

- (1) 佐久農業農村支援センター、佐久浅間農業協同組合等関係機関と連携をとり、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を佐久農業農村支援センターに報告する。
- (2) 農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を佐久農業農村支援センター、佐久浅間農業協同組合等関係機関と連携をとり、速やかに農業者に周知徹底する。
- (3) 被害状況の把握を行うとともに、農業者に対する講習会等の実施により、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に努める。
- (4) 佐久農業農村支援センター、佐久浅間農業協同組合等の協力を得て、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止のための作目別の応急対策の実施について以下のアからエを基本とした対策の周知を徹底し、技術的な指導を実施する。また、被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を支援する。

ア 水稲

- (ア) 浸水・冠水したものは排水に努め、排水後、直ちにいもち病、黄化萎縮病、白葉枯病の防除を行う。
- (イ) 土砂流入田は、茎葉が3分の2以上埋没した場合、土砂を取り除く。
- (ウ) 水路等が損壊した場合は、修理し、かん水できるようにするが、かん水不能の場合は、揚水ポンプ等によるかん水を行う。

イ 野菜及び花き

- (ア) 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、表土が乾き次第、浅く中耕し、生育の回復を図る。
- (イ) 病害虫の発生防止のための防除を行う。
- (ウ) ハウス破損等の応急処置に努める。

ウ 果樹

- (7) 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、根が障害を受けないよう土砂の排出、中耕などを行う。
- (イ) 倒伏、枝折れ、枝裂け、果樹棚の破損等の応急処置に努める。
- (ロ) 傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努める。
- (ハ) 果実や葉に付着した泥は、直ちに洗い流す。
- (ニ) 病虫害の発生防止のための防除を行う。

エ 畜産

- (7) 畜舎に流入した土砂はきれいに排出するとともに、畜舎内外の水洗・消毒を十分行う。また、乾燥を図り、疾病及び病害の発生を防ぐ。
- (イ) 倒伏した飼料作物は、被害の著しい場合は速やかに刈取りサイレージとし、軽微な場合は回復を待って適期刈取りに努める。

2 林産物災害応急対策

倒木や損傷した素材、製材品については、二次被害の拡大防止のため、速やかに除去するとともに、森林病虫害の発生防除等の徹底に努める。また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

市は、被害状況を調査し、その結果を佐久地域振興局に速やかに報告するとともに、応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとる。

第31節 文教活動

(保健福祉部 (こども家庭支援課) 教育委員会事務局 (学校教育課))

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び保育園・幼稚園（以下この節において「学校等」という。）は多くの幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）を受け入れる施設であり、災害時においては、学校長及び園長の適切・迅速な指示のもと、児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、市は、あらかじめ定められた計画に基づき、避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与等の措置を行う。

1 児童生徒等に対する避難誘導

学校長等は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画（土砂災害警戒区域内に立地する施設にあっては避難確保計画）に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

(1) 児童生徒等が登校する前の措置

台風や大雨に関する情報の収集に努め、風水害が発生又は発生するおそれのある場合は、休校の措置をとるものとし、児童生徒等に周知するとともに、市教育委員会にその旨連絡する。

(2) 児童生徒等が在校中の場合の措置

ア 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で下校又は保護者への引渡しを行う。

イ 市長等から避難指示があったとき及び学校長等が必要と判断したときは、児童生徒等を速やかに指定された指定緊急避難場所等へ誘導する。

ウ 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒等に適切な処置を行うとともに所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出に当たる。

また、避難状況を市教育委員会に報告するとともに保護者及び関係機関に連絡する。

(3) 児童生徒等の帰宅、引渡し、保護

ア 児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、交通機関の運行状況、崩落、河川の氾濫などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全を配慮し、下校の方法を決定する。

イ 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡すなどの措置をとる。

ウ 災害の状況及び児童生徒等の状況等により、帰宅させることが困難な場合は、学校等又は避難所において保護する。

2 応急教育計画

学校等においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・設備を早

期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

- (1) 県教育委員会の指導及び支援を得て、市教育委員会は、災害時における教育活動に万全を期するため、次の事項に留意して、災害発生時の対応、応急教育に関する対策を講ずる。

ア 学校等施設・設備の確保

- (7) 学校等施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。
- (4) 学校等施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近隣の県立・市町村立学校等の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を県教育委員会に依頼する。

イ 教職員の確保

災害により教職員に不足を来し、教育活動の継続に支障が生じている学校等がある場合、教職員の確保について県教育委員会と協議する。

ウ 学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障を来しているときは、(公財)長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

- (2) 学校長等は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び次の事項に留意して、応急教育の円滑な実施を図る。

ア 被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、市教育委員会及び関係機関へ報告又は連絡する。

イ 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じた場合は、市教育委員会と連絡をとり、その確保に努める。

ウ 教育活動

- (7) 災害の状況に応じ、市教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置を講ずる。この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。
- (4) 被災した児童生徒等を学校等に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。
- (7) 避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。
- (5) 授業の再開時には、県及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

エ 児童生徒等の健康管理

- (7) 必要に応じ、建物内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。

- (4) 授業再開時には、必要に応じ、教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

オ 教育施設・設備の確保

- (7) 学校等施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入禁止等の措置を行う。
- (4) 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。
- (7) 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近隣の県立・市町村立学校等の施設、その他公共施設の利用を図り、授業の実施に努める。

カ 学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障を来しているときは、市教育委員会と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など、被災者対策に可能な限り協力する。

3 教科書の供与等

市は、被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の供与等の措置を実施する。

(1) 支給対象者

- ア 災害によって住家に被害を受けた小学校、中学校、特別支援学校の児童、生徒
- イ 学用品がなく、就学に支障を生じている児童、生徒

(2) 学用品の支給範囲

- ア 教科書（文部科学省検定済教科書又は文部科学省著作教科書に限る。）
- イ 教材（県又は市町村教育委員会に届出又は承認を受けて使用している教材）
- ウ 文房具（ノート、鉛筆、消ゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等）
- エ 通学用品（運動ぐつ、カバン、傘、ゴムぐつ等）

(3) 供与の方法

教科書及び学用品は現物を供与する。

(4) 教科書の供与

所管する学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。

市における調達が困難なときは、教育事務所を經由して県教育委員会に調達のあつせんを依頼する。

(5) 就学援助

市教育委員会は、被災した児童生徒等のうち、就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定め、その実施に努める。

4 文教対策に関する事務処理

文教対策、学用品の供与等については次の諸記録を整備する。

(1) 被害児童・生徒名簿（様式56）

- (2) 被害教科書一覧表（様式57）
- (3) 学用品購入（配分）計画表（様式58）
- (4) 学用品交付簿（様式59）
- (5) 学用品出納に関する台帳等
- (6) 学用品購入関係支払証拠書類

第32節 飼養動物の保護対策

（市民生活部（生活環境課））

災害時には、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を獣医師会等と連携して実施する。

また、飼い主が家庭動物と同行避難するため、適正な飼育環境を確保する。

1 市が実施する計画

- (1) 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。
- (2) 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置を講ずる。
- (3) 家庭動物との同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。

2 飼い主が実施する計画

- (1) 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。
- (2) 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等のまん延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼養を行う。

第33節 ボランティアの受入れ体制

(市民生活部 (市民課))

被災地では、大量かつ広範な片付けや生活支援などのボランティア・ニーズが発生するため、被災地内外からボランティアを受け入れ、公助による支援との調整を図り、円滑かつ効果的な支援に結びつけることが求められる。

そのため、ボランティアに期待する支援活動の量や期間について速やかに見通しを作成し、時間の経過とともに変化する被災者のボランティア・ニーズに合わせて、受入れ体制の確保やボランティアの活動拠点を整備し、ボランティア活動の支援を行うよう努める。

1 被災者のボランティア・ニーズの把握と受入れ体制の確保

- (1) 市は、社会福祉協議会と協議し、被災地における被災者のボランティア・ニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。
- (2) 市は、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対し支援を行う。
- (3) 社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、災害中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティア・ニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、災害廃棄物の収集・運搬などを行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境の整備を図る。
- (4) 市は、ボランティアの需給状況等について、随時、県災害対策本部に報告するとともに、必要に応じて、県、県社会福祉協議会に対して助言や情報共有の場への参加を求め、支援の質の向上に努める。
- (5) 県から事務の委任を受けた場合で、共助のボランティア活動と市の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託するときは、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

〔社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等ボランティア関係団体〕

市及び県の支援の下に、社会福祉協議会等ボランティア関係団体は、災害時ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受入れを行うとともに、ボランティアの需給調整、活動、相談指導等を行う。

2 ボランティア活動拠点の提供支援

- (1) 市は、災害ボランティアセンターが設置された場合には、確実に機能するために必要な措置を講じる。

- (2) 市は、必要に応じボランティア活動上の安全確保を図るとともに社会福祉協議会が行う災害ボランティア活動支援に必要な資機材の調達に協力し、ボランティア活動の円滑かつ効果的な実施を支援する。

〔社会福祉協議会〕

- (1) 県社会福祉協議会は、災害ボランティア活動支援の県の拠点として県と協議の上、県災害ボランティアセンターを設置し、県内におけるボランティア活動の全体像を把握するとともに、運営支援者の派遣調整、活動に必要な資機材の調達等、市町村災害ボランティアセンター（以下「市町村センター」という。）及び広域災害ボランティアセンター（以下「広域センター」という。）の設置・運営を支援する。

また、市町村センター、広域センター、県、ボランティア関係団体、災害中間支援組織と情報共有し、ボランティア受入れの広域的な調整やボランティア活動の情報発信を行う。

- (2) 市社会福祉協議会は、市と協議の上、市災害ボランティアセンターを設置（資料3-48参照）し、被災者のボランティア・ニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な資機材の調達・提供等を行う。

〔日本赤十字社長野県支部〕

市及び県の災害対策本部内に赤十字防災ボランティアの活動拠点を設置するとともに、被災者のボランティア・ニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、コーディネート、派遣、必要な物資の調達等の支援を行う。

第34節 義援物資及び義援金の受入れ体制

(保健福祉部(福祉課) 会計課)

大規模な災害が発生した場合には、市は、県及び日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援物資及び義援金を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入れ、保管、輸送等の公正かつ円滑な実施に努める。

1 義援物資及び義援金の募集等

(1) 義援物資

ア 市は、県及び関係機関等の協力を得ながら、被災地が受入れを希望する義援物資を把握するとともに、被災地の需給状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量を周知する。

イ 市は、県及び関係機関等と連携して、住民、企業等が義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮した方法について周知する。

(2) 義援金

県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、相互に連携を図りながら、募集方法、送り先、募集期間等を定めて義援金の募集を行うものとする。

2 義援物資及び義援金の引継ぎ及び配分

(1) 義援物資

市は、義援物資を配分するまでの間、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

(2) 義援金

県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関に寄託された義援金は委員会に引き継ぎを行い、委員会は、被災状況等を考慮の上、対象者、配分内容、配分方法等の基準を定め、被災市町村を通じて適正に配分するものとする。

第35節 災害救助法の適用

（総務部（危機管理課））

市単位の被害が一定の基準以上かつ応急的な復旧を必要とする場合（被害のおそれがある場合を含む。）に、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。

災害救助法による救助は、県が実施する。ただし、市長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。

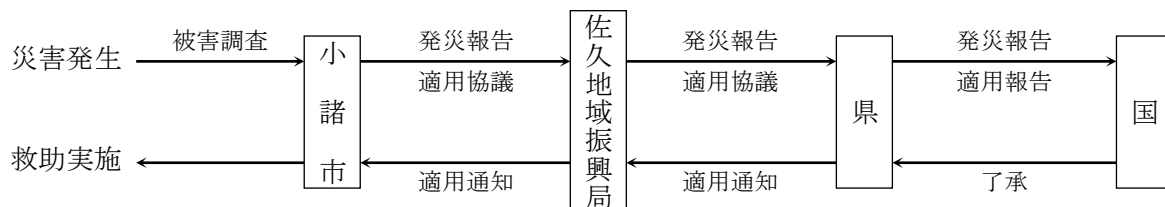
1 災害救助法の適用

災害の事態に応じた救助を行うため、迅速に被害情報の収集把握を行い、必要に応じ災害救助法を適用する。

- (1) 市長は、災害による被害情報を迅速に収集把握し、直ちに所管の佐久地域振興局長へ報告するとともに、災害救助法の適用について検討を行う。
- (2) 市長は、災害救助法による救助が必要と判断した場合、知事に対して法適用の要請を行う。

なお、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

法の適用事務



2 救助の実施

県、市は関係機関と協力の上、速やかに救助を実施する。

- (1) 市長は、知事から救助について委任された場合は、職権に基づき救助を行う。
委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。
- (2) 救助の実施は、資料2-6に定める基準により行う。

〔関係機関〕（日本赤十字社長野県支部）

- (1) 日本赤十字社長野県支部は、知事の行う救助活動の万全を期するため、その組織と設備を挙げて協力する。
- (2) 日本赤十字社長野県支部は、知事から委任された「医療及び助産活動」及び「避難所の設置」の業務の実施に努める。

第36節 観光地の災害応急対策

(産業振興部 (商工観光課))

観光地へ通ずる道路が、豪雨、豪雪、地震など災害により寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、国、県、関係機関と連携し、対応していく。

1 観光地での観光客の安全確保

- (1) 市は、観光地での災害時の県、関係機関、関係団体との連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。
- (2) 市は、観光地での災害時には、本章第7節「救助・救急・医療活動」に基づき、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握する。
- (3) 佐久広域連合消防本部は、観光客の救助活動に当たり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。

2 外国人旅行者の安全確保

- (1) 市は、県と連携して、県において事前登録されている通訳ボランティアを避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行う。
- (2) 市は、観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導、非常用電源の供給を行う。

・第 2 編

風水害対策編

◆第 3 章 災害復旧・復興計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

(全部 (全課))

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、地方公共団体が主体的に取り組むとともに、適切な役割分担のもと、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮したまちづくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、この基本方針を決定し、その推進に当たり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

1 復旧・復興の基本方針の決定

- (1) 市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、互いに連携し、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的な復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定め、早期に住民に周知する。
- (2) 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

2 支援体制

市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、他の市町村等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

(全部 (全課))

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず公共施設等の迅速な原状復旧や災害によって生じた廃棄物等の適切な処理が求められる。

市は、可能な限り迅速な原状復旧を図る。

1 被災施設の復旧等

- (1) 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。
特に、人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化する。
- (2) 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度の災害を防止する観点から、可能な限り改良復旧を行う。
- (3) 大雨等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。
- (4) ライフライン・交通・輸送等の事業者は、復旧に当たり、可能な限り地区ごとの復旧予定時期を明示して行う。
- (5) 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。
- (6) 被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討の上、事業期間の短縮に努める。
- (7) 災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助対象事業について被災施設の復旧活動を行う場合は、復旧事業の計画を速やかに作成する。
- (8) 復旧事業に要する費用について、補助を受ける機関は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画を立て、速やかに査定実施に移すよう努める。
- (9) 緊急に査定を行う必要がある事業については、直ちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。
- (10) 暴力団の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

2 災害廃棄物の処理

- (1) 発生した災害廃棄物の種類、性状（可燃物、不燃物、腐敗性廃棄物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場、最終

処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬処分を行い、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行う。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

また、災害廃棄物の処理に当たっては、次の事項について留意する。

ア 適切な分別の実施により、可能な限り再生利用と減量化に努める。

イ 復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うよう努める。

ウ 環境汚染の防止及び住民、作業者の健康管理のための適切な措置を講ずる。

- (2) 収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は、近隣市町村から応援を求める等して実施する。

3 職員派遣

災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応に当たり、市のみでは人員の確保が困難となる場合がある。

そのため、市は、他の市町村や県に対し、災害の規模に応じて職員の派遣要請等の必要な措置をとる。

なお、職員の派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。

- (1) 市職員を活用しても災害復旧になお人員が必要な場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定」(資料3-3参照)に基づき、他の市町村や県に対し、必要な人員及び期間、受入体制を明示し、職員の派遣の要請を行う。
- (2) 被災市町村から要請を受けた場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定」(資料3-3参照)に基づき、職員を派遣する。

第3節 計画的な復興

(全部 (全課))

大規模災害等により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すに当たっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

1 復興計画の作成

- (1) 被災地域の再建に当たり、より災害に強いまちづくりを目指し、都市構造及び産業基盤の改変を要するような、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業ができるだけ速やかに実施できる内容の計画とする。
- (2) 関係機関との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に市における復興計画を作成する。
- (3) 当該計画には、持続可能なまちづくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、教育、地域産業等の継続を考慮する。
- (4) 計画策定に際しては、その検討組織等に、男女共同参画等の観点から女性・障がい者・高齢者等の参画促進に努める。
- (5) 市は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことを考え、その維持・回復や、例えば学校を核とした地域コミュニティの拠点形成を行うなど、再構築に十分に配慮する。

2 防災まちづくり

- (1) 復興に向けて整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業等の実施により、合理的かつ健全な住宅地の形成を図る。

その際、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努める。

また、地震や津波で被災した後の復興まちづくりのため平時から備えておくべき内容を取りまとめた「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を活用し、防災・減災対策を並行して、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく復興事前準備の取組を進めるよう努める。

- (2) 防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等を目標とするとともに、次の事項に留意する。

ア 公園、河川等のオープンスペースの確保等について、単に指定緊急避難場所としての活

用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資することを、住民に対して十分に説明し、理解と協力を得るよう努める。

イ ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等に当たっては、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りながら実施する。

ウ 既存不適格建築物について、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、その解消に努める。

エ 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施する。

オ 住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、住民が主役となるまちづくりを行う。

カ 女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

- (3) 市は、県と連携して、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、適切に解体等を行うよう指導・助言する。

〔住 民〕

再度災害防止、より安全で快適なまちづくりは、自分たちはもちろん、子どもたちをはじめとする将来のためのまちづくりでもあることを認識し、防災まちづくりへの理解と協力を努める。

3 特定大規模災害からの復興

- (1) 必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本計画等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。
- (2) 特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県に対し、職員の派遣を要請する。

第4節 資金計画

(総務部 (財政課))

災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切にして効果的な資金の融通調達を行うための必要な措置を講ずる。

1 資金計画

市が災害復旧事業を行う場合においては、国、県の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し、資金の調達に努める。

(1) 地方債

歳入欠陥債、災害対策事業債、災害復旧事業債

(2) 地方交付税

普通交付税の繰上交付、特別交付税

(3) 一時借入金

災害応急融資

2 市の資金計画に対する関東財務局長野財務事務所の措置

関東財務局長野財務事務所は、市の緊急な資金需要に応ずるため、関係自治体と緊密な連携の下に必要な資金量を調査し、応急資金の貸付け等を行う。

第5節 被災者等の生活再建等の支援

(総務部(危機管理課) 市民生活部(市民課・税務課)
保健福祉部(健康づくり課・福祉課) 建設水道部(建設課))

災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策をはじめ各般にわたる救済措置をとることにより、生活の確保を図る。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずる必要がある。

さらに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

1 住宅対策

(1) 災害復興住宅建設等補助金

住宅金融支援機構の災害復興住宅融資等に関する説明会等を行い、申込みに必要な「罹災証明書」の発行を行う。

(2) 災害公営住宅

被災地全域で500戸以上、若しくは一市町村の区域内で200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災害公営住宅の建設を行う。

(3) 既存市営住宅の再建

既存市営住宅が災害により、滅失又は著しく損傷した場合には、必要に応じ、再建する。

(4) 市営住宅への優先入居

災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、市営住宅への優先入居の措置をとる。

(5) 市外に避難した被災者への支援

市外に避難した被災者に対しても、避難先の市町村と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

2 生活福祉資金(災害援護資金等)の貸付け

市は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて、貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置をとる。

3 被災者の労働対策

〔公共職業安定所〕

(1) 職業あっせん

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、臨時職業相談窓口の設置、巡回職業相談の実施、職業転換給付金制度の活用等の措置をとり、離職者の早期再就職へのあっせんを行う。

(2) 雇用保険法による求職者給付の支給の特例

公共職業安定所は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）が適用されたときは、同法第25条に定める措置を講じ、災害により事業所が休業するに至り、就労することができず、かつ、賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者を除く。）に対し、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

〔長野労働局〕

- (1) 労働災害発生状況を的確に把握し、業務上災害又は通勤災害に対する、迅速な労災保険給付を行う。
- (2) 災害により企業経営が困難となった事業所のうち、労働者に対する賃金支払が不能となったものに対し、迅速な立替を行う。
- (3) 前記(1)及び(2)の事項を円滑に処理するため、必要に応じて、「総合相談窓口」を開設する。

4 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け

(1) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

市は、条例に基づき、一定の災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、障害を受けた住民に災害障害見舞金の支給を行う。

(2) 災害援護資金の貸付け

市は、条例に基づき、一定の負傷・住居の被害等を受けた制限所得以内の世帯主に対して災害援護資金の貸付けを行う。

5 被災者生活再建支援法及び信州被災者生活再建支援制度による復興

一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）又は信州被災者生活再建支援制度を適用し、生活再建の支援を行う。

- (1) 申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備を行う。
- (2) 災害による住宅被害情報を迅速に把握し、直ちに佐久地域振興局長へ報告する。
- (3) 被災者生活再建支援法が適用された場合、被災者に対し、申請に要する罹災証明書等の必要書類を発行する。
- (4) 被災者に対し、被災者生活再建支援法による支援制度等の周知を行う。
- (5) 被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、県へ提出する。
- (6) 被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行う。
- (7) 被災者生活再建支援金又は信州被災者生活再建支援金の対象となる災害、支給対象経費及び対象世帯は次のとおりである。

ア 対象となる災害

この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象により生じる災害であって次のいずれかに該当するもの。

- (7) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害（同条第2項のみな

し規定により該当することとなるものを含む。)が発生した市町村における自然災害

- (イ) 10世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害
- (ロ) 県内で100世帯以上の住宅が全壊した自然災害
- (ハ) 5世帯以上の住宅が全壊した市町村(人口10万未満のものに限る。)であって、(イ)から(ロ)に規定する区域に隣接する市町村における自然災害
- (ニ) 全壊10世帯以上の被害等が発生した市町村を含む都道府県内で、全壊5世帯以上の被害が発生した市町村における自然災害

イ 支給対象世帯

支給対象は、次のいずれかに該当する世帯

- (ア) 居住する住宅が全壊した世帯
- (イ) 居住する住宅が半壊し、又は居住する住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- (ロ) 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- (ハ) 居住する住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(大規模半壊世帯)
- (ニ) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)
- (ホ) 居住する住宅が半壊した世帯であって、(イ)、(ロ)及び(ハ)に掲げる世帯を除く。(半壊世帯)

ウ 支給条件

	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
(ア) 全壊 (損害割合50%以上)	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借 (公営住宅を除く)	50万円	150万円
(イ) 解体 (ロ) 長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借 (公営住宅を除く)	50万円	150万円
(ハ) 大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借 (公営住宅を除く)	50万円	100万円
(ニ) 中規模半壊 (損害割合30%台)	25万円	建設・購入	100万円	125万円
		補修	50万円	75万円
		賃借 (公営住宅を除く)	25万円	50万円

(カ) 半壊 (損害割合20%台)	25万円	建設・購入	25万円	50万円
		補修	25万円	50万円
		賃借 (公営住宅を除く)	12.5万円	37.5万円

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

6 租税の徴収猶予及び減免

市は、地方税法又は市税条例に基づき、被災者の租税の期限の延長、徴収猶予、減免等を行う。

7 医療費負担の減免、保険料の減免

市は、災害により資産に重大な損害を受け、又は収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険料の支払が困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料の減免、徴収猶予等の措置をとるとともに、関係団体への協力要請を行う。

8 罹災証明書の交付

罹災証明の交付申請に際し、体制を強化し、火災については佐久広域連合消防本部が、火災以外については市が証明書の早期発行を行う（様式25）。

また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

9 被災者台帳の作成

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

10 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築

- (1) 必要に応じ、市が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置する。
- (2) 市は、相談業務の実施に当たり、必要に応じて他の関係機関に協力を依頼する。また、必要に応じて県に相談業務に係る支援要請を行う。
- (3) 住民に対し、防災行政無線（同報系）、有線放送、掲示板、広報紙、メールマガジン配信サービス等を活用し、広報を行う。
- (4) 報道機関に対し、発表を行う。

第6節 被災中小企業等の復興

(産業振興部 (商工観光課))

被災中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進する等の必要な措置を講ずるとともに、事業再開に対する相談体制を整備し、総合的な支援を行う。

市は、事業の早期復旧を図るため、必要な資金の円滑な融通等を実施する相談窓口を開設し、県が実施する対策に協力する。

また、あらかじめ商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

第7節 被災した観光地の復興

(産業振興部 (商工観光課))

1 基本方針

被災した観光地の早期復興、風評被害の防止を図るため、国、県、関係機関等と連携して、観光地の誘客体制を整備し、被災した観光地に対して総合的な支援を行う。

2 活動の内容

(1) 被災した観光地に対する支援

ア 国、県、関係機関等と連携して、被災した観光事業者等の現状を正確に把握し、ウェブサイト等を活用して、観光地の復旧状況を広く周知するなど、風評被害防止対策を推進する。

イ 国、県、関係機関等と連携して、被災した観光地の復旧状況などを正確に把握すると同時に、観光地の復旧状況に応じて、観光客誘客に向けたプロモーション活動を積極的に行う。